



茨城県報

第 2576 号

平成26年3月31日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県営自転車競走場入場料徴収規則及び茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（総務課）… 3
- 茨城県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（総務課） …… 5
- 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（人事課） …… 5
- 茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則（人事課） …… 6
- 茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則（税務課） …… 6
- 茨城県核燃料等取扱税条例施行規則（税務課） …… 6
- 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活文化課）…37
- 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物対策課） ……37
- 茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則の一部を改正する規則（厚生総務課） ……56
- 茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則（監理課） ……56
- 茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部を改正する規則（監理課） ……57

（ 教 育 委 員 会 ）

- 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 ……58
- 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 ……58

（ 人 事 委 員 会 ）

- 職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則 ……59
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 ……60
- 職員の配偶者同行休業に関する規則 ……68
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 ……71
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 ……71
- 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 ……72
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……72
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ……73

告 示

- 青少年に有害な興行の指定（女性青少年課） ……73
- 特定鳥獣の捕獲等をする期間の延長（環境政策課） ……74
- 特定鳥獣の禁止猟法の一部解除（環境政策課） ……74

●笠間県立自然公園の特別地域内の行為の認可基準の特例を適用する地域及び基準の特例 (環境政策課)	75
●茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づ き知事が別に定める額の一部改正 (厚生総務課)	75
●指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	75
●指定居宅介護支援事業者の廃止 (長寿福祉課)	76
●指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	76
●指定障害児通所支援事業者の指定 (4 件) (障害福祉課)	77
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (障害福祉課)	78
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (障害福祉課)	78
●種畜証明書の交付 (畜産課)	78
●公金の収納及び支出の事務の委託 (農業経営課)	80
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課)	81
●保安林の指定の解除 (林業課)	81
●建設業法による営業停止処分 (監理課)	81
●土地収用法による事業の認定 (用地課)	82
●道路の区域の変更 (道路維持課)	85
●道路の供用の開始 (道路維持課)	85
●土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課)	85
●事業計画の変更の認可 (17 件) (下水道課)	86
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課)	96
●帳票の様式の一部改正 (会計管理課)	96
●公所及びか所の一部改正 (会計管理課)	100
公 告	
●公の施設の指定管理者の指定の取消し (環境政策課)	100
●公の施設の指定管理者の指定 (環境政策課)	100
●公の施設の指定管理者の指定の取消し (林政課)	100
●公の施設の指定管理者の指定 (林政課)	101
●公共測量の終了 (3 件) (用地課)	101
●基幹道路の整備事業の完了 (道路建設課)	102
●開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課)	102
(監 査 委 員)	
●監査の公表	103
●財政的援助団体等の監査の公表	106
●定期監査結果に基づく措置状況の公表	110
訓 令	
●茨城県文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)	111
●茨城県文書等整理保存規程の一部を改正する訓令 (総務課)	111

●茨城県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) …… 130
 (県 議 会)

●茨城県議会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令 …… 130
 (企 業 局)

●茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規程の一部を改正する訓令 …… 144
 (教 育 長)

●茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令 …… 147
 (人 事 委 員 会)

●茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 …… 147
 規 程
 (企 業 局)

●茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程 …… 148

●茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程 …… 149
 (病 院 事 業 管 理 者)

●茨城県病院局文書事務規程の一部を改正する規程 …… 150

●茨城県病院局文書等整理保存規程の一部を改正する規程 …… 150

●病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 …… 160

●茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程 …… 161

●茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程の一部を改正する規程 …… 175

正 誤

●平成23年 5 月 26 日 付 け 茨 城 県 報 第 2286 号 中 …… 184

規 則

茨城県規則第14号

茨城県営自転車競走場入場料徴収規則及び茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県営自転車競走場入場料徴収規則及び茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

(茨城県営自転車競走場入場料徴収規則の一部改正)

第 1 条 茨城県営自転車競走場入場料徴収規則 (昭和38年茨城県規則第13号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県営自転車競走場利用料徴収規則

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

第 1 条 茨城県自転車競走実施条例 (昭和37年茨城県条例第79号) 第 4 条第 1 項の知事が定める施設は、次の各号に掲げる取手競輪場の施設とし、同条第 2 項の知事が定める額は、1 人 1 回につき当該各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 特別観覧席のうち 2 階指定席 1,500円

(2) 第 1 特別観覧席のうち 3 階指定席 2,000円

(3) メインスタンド特別観覧席のうち指定席 1,000円

(4) メインスタンド特別観覧席のうち立見席 500円

第2条 納付した利用料は、返還しない。ただし、天災その他当該利用料を納付した者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき、その他知事が特に必要と認めるときは、納付した利用料の全部又は一部を返還することができる。

(茨城県自転車競走実施規則の一部改正)

第2条 茨城県自転車競走実施規則(昭和38年茨城県規則第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「入場料及び入場者」を「利用料及び入場者等」に改める。

第26条第2号中「入場券」を「条例第4条第1項に規定する施設の利用券(以下「利用券」という。)」に改める。

第38条中「集合日()」の次に「原則として、」を加える。

第45条第1項中「発走時刻の」の次に「原則として」を加える。

「第7章 入場料及び入場者並びに競輪場内取締り」を「第7章 利用料及び入場者等並びに競輪場内取締り」に改める。

「第1節 入場料及び入場者」を「第1節 利用料及び入場者等」に改める。

第62条の見出しを「(利用券)」に改め、同条第1項中「入場券」を「利用券」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「入場券」を「利用券」に改める。

第63条の見出しを「(無料利用者の範囲)」に改め、同条第1項中「入場料」を「利用料」に改め、同項中第8号を第12号とし、第4号から第7号までを4号ずつ繰り下げ、第3号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 皇族

(7) 外交官

第63条第1項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 国会議員

(3) 茨城県議会又は取手市議会の議員

第63条第2項中「第6号」を「第10号」に、「第8号」を「第12条」に、「入場しよう」を「条例第4条第1項に規定する施設を利用しよう」に、「無料入場証」を「無料利用証」に改める。

第64条の見出し中「入場券等」を「利用券等」に改め、同条第1項中「競輪場に入場しようとする者」を「場内取締委員は、条例第4条第1項に規定する施設を利用しようとする者」に、「入場券」を「利用券」に、「無料入場証」を「無料利用証」に、「き章」を「記章」に、「行う」を「、それぞれ当該施設を利用する際に行うことができる」に改め、同条第2項中「競輪場内にいる者(第62条第1項ただし書の規定により入場券を交付しない者を除く。)」を「場内取締委員は、条例第4条第1項に規定する施設を利用している者」に、「入場券」を「利用券」に、「無料入場証」を「無料利用証」に、「き章」を「記章」に、「行う」を「行うことができる」に改める。

第68条の見出しを「(入場禁止等)」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 委員長及び場内取締委員は、利用券、無料利用証、記章、腕章又は通行証を持っていない者に対して、競輪を開催している日に条例第4条第1項に規定する施設を利用することを禁止することができる。

第69条第1項第1号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同項第3号中「張り付けた」を「貼り付けた」に改める。

第72条を次のように改める。

(車券の発売方法)

第72条 車券の発売は、競輪場等内の車券発売所において券面金額で発売する。ただし、茨城県自転車競走電話投

票実施規則（昭和63年茨城県規則第77号）第1条に規定する電話投票又は茨城県自転車競走電子決済投票実施規則（平成21年茨城県規則第78号）第1条に規定する電子決済投票による場合は、この限りでない。

第72条の3中「普通選手番号二連勝複式勝者投票法」を「枠番号二連勝複式勝者投票法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（払戻率）

第72条の4 勝者投票法の払戻率は、100分の75とする。

第73条中「車券」の次に「(重勝式勝者投票法に係るものを除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 重勝式勝者投票法に係る車券の発売は、出走表を所定の掲示場に掲示した時以降に開始し、対象となる競走のうち最も早く実施される競走の発走前に締め切る。

第75条第1項第1号中「出走する」を「出走すべき」に改め、同条第3項中「、又は審判委員の宣告により発走から除外されたとき」を削り、同条第4項中「又は審判委員の宣告により発走から除外されたとき」を削る。

付表第2に次のように加える。

	選手番号	1	2	3	4	5
出走すべき選手が5人であるとき	ユニフォーム及びヘルメット覆いの色	白	黒	赤	青	黄

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

茨城県規則第15号

茨城県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県情報公開条例施行規則（平成12年茨城県規則第184号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号ア中「第3号まで」の次に「(前条第1項第5号に掲げる機関にあっては、条例第7条第1号から第4号まで又は第6号ア若しくはオ)」を加える。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

茨城県規則第16号

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中	「児童自立支援施設 (茨城学園) 障害児入所施設 (こども福祉医療セ ンター) 障害者支援施設 (リハビリテーショ ンセンター) 」	を	「児童自立支援施設 (茨城学園) 障害者支援施設 (リハビリテーショ ンセンター) 」
---------	--	---	---

に改める。

(知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年茨城県規則第 27 号) の一部を次のように改正する。

付則第 7 項中「なるもの」の次に「(平成 26 年 4 月 1 日以後に新たに職員となり、同日において 40 歳に満たない者を除く。)」を加える。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第 17 号

茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

茨城県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則 (平成 22 年茨城県規則第 37 号) の一部を次のように改正する。

本則中「副知事 榎真一」を「副知事 楠田幹人」に改める。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県規則第 18 号

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則

茨城県核燃料等取扱税条例 (平成 25 年茨城県条例第 34 号) の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。

茨城県規則第 19 号

茨城県核燃料等取扱税条例施行規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県核燃料等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県核燃料等取扱税条例（平成25年茨城県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第19号の放射性廃棄物)

第 2 条 条例第 2 条第19号に規定する規則で定める放射性廃棄物は、次に掲げる放射性廃棄物以外の放射性廃棄物及び納税義務者が知事に申請し、その承認を受けた放射性廃棄物とする。

- (1) 液体状の放射性廃棄物のうち、焼却し、又は固型化するもの
- (2) 固体状の放射性廃棄物

(条例第 4 条第 3 項並びに第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の行為)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項並びに第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 液体状の放射性廃棄物で、容器に封入し、又は容器に固型化するもの以外のものを固型化する行為
- (2) 固体状の放射性廃棄物で、容器に封入し、又は容器に固型化することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物を廃棄する行為

(条例第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号の容量)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に規定する規則で定める容量は、当該放射性廃棄物の体積とする。

(課税標準量の端数計算)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する熱出力を計算する場合において当該熱出力に 1 キロワット未満の端数があるとき、同項第 3 号及び第 4 号に規定する重量並びに同項第 8 号及び第 9 号に規定する容量を計算する場合において当該重量若しくは容量にキログラム若しくは立方メートル位未満第 4 位以下の端数があるとき、同項第 5 号に規定する数量を計算する場合において当該数量に立方メートル位未満第 6 位以下の端数があるとき、同項第 6 号に規定する数量を計算する場合において当該数量に小数点以下第 5 位未満の端数があるとき又は同項第 7 号に規定する重量にキログラム未満の端数があるときは、それらの端数を切り捨てる。

(様式)

第 6 条 条例第11条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める申告書は、核燃料等取扱税申告書（様式第 1 号）とする。

2 条例第11条第 1 項及び第 2 項、第12条第 2 項並びに第14条に規定する規則で定める納付書は、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号。以下「県税条例施行規則」という。）様式第35号(ア)及び様式第35号(イ)によるものとする。この場合において、

これらの様式中

茨城 県	県 税 事務所
---------	------------

 とあるのは

茨 城 県 総 務 部 税 務 課

 と、「課税事務所」とあるのは「担当課」と、「県税事務所保管」

とあるのは「総務部税務課保管」と、

「県税事務所

 とあるのは「総務部税務課」とする。

3 条例第12条第 2 項に規定する規則で定める修正申告書は、核燃料等取扱税修正申告書（様式第 2 号）とする。

4 条例第13条に規定する規則で定める通知書は、核燃料等取扱税更正（決定）及び加算金決定通知書（様式第 3 号）とする。

5 取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって条例第11条第2項に規定する期間内に申告納付することができない場合における同項に規定する申告書の提出期限の延長の承認の申請は、申告書の提出期限の延長の承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、核燃料等取扱税の賦課徴収に係る文書の様式は、県税条例施行規則様式第37号の2から様式第38号まで、様式第40号の2(ア)、様式第41号(ア)、様式第43号及び様式第66号によるものとする。この場合

において、県税条例施行規則様式第37号の2から様式第37号の4までの規定中 「茨城県知事
茨城県 県税事務所長」 とあ

るのは「茨城県知事」と、県税条例施行規則様式第38号中「茨城県 県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、

「 (不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 審査請求書は、正副2通を当県税事務所を経由して提出してください。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

あるのは

「 (不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。), 提起することができます。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

県税条例施行規則様式第40号の2(ア)中「茨城県 県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、県税条例施行規則様式第41号(ア)中「茨城県 県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 審査請求書は、正副2通を当県税事務所を経由して提出してください。

1 処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記の審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは（次の(2)又は(3)のいずれかに該当するときにあつては、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過したときを除く。）は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

とあるのは、

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

- 1 処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するとき（次の(2)又は(3)のいずれかに該当するときにあつては、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過したときを除く。）は、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

と、「県税

事務所」とあるのは「総務部税務課」と、県税条例施行規則様式第43号中「県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、県税条例施行規則様式第66号中「県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、

「（不服申立てに係る教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 審査請求書は、正副2通を当県税事務所を経由して提出してください。
（処分の取消しの訴えに係る教示）
- 3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 4 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

と

あるのは

「 (不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 」

する。

7 知事は、前各項に定めるものを除くほか、核燃料等取扱税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

(県税条例施行規則の規定の読替え適用)

第7条 前条に定めるもののほか、核燃料等取扱税の賦課徴収に係る県税条例施行規則の規定の適用については、県税条例施行規則第6条中「知事及び県税事務所長」とあるのは「知事」と、県税条例施行規則第7条及び第11条中「県税事務所長」とあるのは「知事」と、県税条例施行規則第14条第1項中「条例第4条第1項第8号に規定する徴収金に係るものにあつては知事に、その他のものにあつては県税事務所長」とあるのは「知事」とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 茨城県核燃料等取扱税条例施行規則(平成21年茨城県規則第13号)の規定は、この規則の施行の日以後も、茨城県核燃料等取扱税条例(平成20年茨城県条例第52号)付則第4条ただし書の規定により、同条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

様式第1号 (第6条第1項関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		核燃料等取扱税申告書			
		年 月 日	※1 処理事項		発信年月日
茨城県知事 殿		通信日付印		確認印	
原子力事業者の所在地					
原子力事業者の名称 及び代表者氏名印		印			
この申告の担当部課名等		部 課 名			
		担 当 者 名			
		電 話 番 号			
核燃料等を取り扱う行為等		原子炉の設置 使用済燃料の保管 プルトニウムの保管	核燃料の挿入 高放射性廃液の保管 放射性廃棄物の発生	使用済燃料の受入れ ガラス固化体の保管 放射性廃棄物の保管	
区 分		課税標準量等	税率	税額 (円)	
申 告 額	申 告	原子炉の設置	. kW	30,500円	
		核燃料の挿入	円	$\frac{8.5}{100}$	
		使用済燃料の受入れ	. kg	60,100円	
		使用済燃料の保管	. kg	1,500円	
		使用済燃料の保管 ※2	. kg	1,200円	
		使用済燃料の保管 ※3	. kg	900円	
		高放射性廃液の保管	. m ³	1,594,000円	
		高放射性廃液の保管 ※4	. m ³	1,226,000円	
		高放射性廃液の保管 ※5	. m ³	859,000円	
		ガラス固化体の保管	. 本	1,219,000円	
		ガラス固化体の保管 ※6	. 本	938,000円	
		ガラス固化体の保管 ※7	. 本	657,000円	
		プルトニウムの保管	kg	5,100円	
		プルトニウムの保管 ※8	kg	3,900円	
		プルトニウムの保管 ※9	kg	3,000円	
		放射性廃棄物の発生	. m ³	106,000円	
		放射性廃棄物の保管	. m ³	5,100円	
		放射性廃棄物の保管 ※10	. m ³	3,900円	
放射性廃棄物の保管 ※11	. m ³	3,000円			
合 計					
納 付 年 月 日		年 月 日			
備考					

◎ 添付書類 付表第 号

(裏)

- (注) 1 ※1の欄は、記入しないでください。
- 2 「核燃料等を取り扱う行為等」の欄は、申告に係るものを○で囲んでください。
- 3 ※2の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第1項の規定に該当する使用済燃料について記入してください。
- 4 ※3の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第2項の規定に該当する使用済燃料について記入してください。
- 5 ※4の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第3項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
- 6 ※5の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第4項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
- 7 ※6の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第6項又は第8項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
- 8 ※7の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第7項又は第9項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
- 9 ※8の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第10項の規定に該当する分離プルトニウムについて記入してください。
- 10 ※9の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第11項の規定に該当する分離プルトニウムについて記入してください。
- 11 ※10の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第12項又は第14項の規定に該当する放射性廃棄物について記入してください。
- 12 ※11の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第13項の規定に該当する放射性廃棄物について記入してください。

付表第 1 号

原子炉の設置に関する明細書

原子炉施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	

原子炉名	熱出力 (千 kW)	課税標準の算定期間の末日	備 考
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
合 計	.		

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 2 号

核燃料の挿入に関する明細書

原子炉施設を設置した事業所名		
上記事業所の所在地		
核燃料の挿入年月日	使用前検査合格日	年 月 日
	施設定期検査最終日	年 月 日
	その他の挿入日	年 月 日から 年 月 日まで

核燃料の挿入 (新規挿入に限る。)		
原子炉名	挿入した核燃料の価額 (円)	備考
合 計		

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 3 号

使用済燃料の受入れに関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合 計	・	

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 4 号

使用済燃料の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合計①	・	
①×1/12		

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 5 号

高放射性廃液の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する高放射性廃液の数量 (m ³)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合計①	・	
①×1/12		

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 6 号

ガラス固化体の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管するガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備 考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合計①		
①×1/12		

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 7 号

プルトニウムの保管に関する明細書

プルトニウムを保管する事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
課税期間内の12月31日において保管する分離プルトニウムに含まれるプルトニウムの重量 (kg)	

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 8 号

放射性廃棄物の発生に関する明細書

放射性廃棄物の発生施設	加工施設 廃棄物管理施設 使用施設等
上記施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月において容器への封入、容器への固型化その他茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 3 条に定める行為が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量及び同規則第 4 条に定める容量 (m ³) ①	左記のうち当該課税期間内における再封入に係る容量		課税標準量 (①-②)+③ (m ³)
		再封入前の容量 (m ³) ②	再封入後の容量 (m ³) ③	
4	・ (・)	・	・	
5	・ (・)	・	・	
6	・ (・)	・	・	
7	・ (・)	・	・	
8	・ (・)	・	・	
9	・ (・)	・	・	
10	・ (・)	・	・	
11	・ (・)	・	・	
12	・ (・)	・	・	
1	・ (・)	・	・	
2	・ (・)	・	・	
3	・ (・)	・	・	
合 計	・ (・)	・	・	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

2 「放射性廃棄物の発生施設」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 ①の欄の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量を内書きしてください。

付表第 9 号

放射性廃棄物の保管に関する明細書

放射性廃棄物を保管する事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量及び茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量 (m ³) ※ 1	備 考
4	・ ()	
5	・ ()	
6	・ ()	
7	・ ()	
8	・ ()	
9	・ ()	
10	・ ()	
11	・ ()	
12	・ ()	
1	・ ()	
2	・ ()	
3	・ ()	
合計①	・ ()	
①×1/12 ※ 2	・	
課税標準量 ※ 3	・	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

2 ※ 1 の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量を内書きしてください。

3 ※ 3 の欄には、※ 2 の欄に記入した容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量を記入してください。

10,000m ³ 以下の容量	100分の100
10,000m ³ を超え20,000m ³ 以下の容量	100分の75
20,000m ³ を超え40,000m ³ 以下の容量	100分の50
40,000m ³ を超える容量	100分の25

様式第 2 号 (第 6 条第 3 項関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		核燃料等取扱税修正申告書				
		年 月 日	※ 1 処 理 事 項	発信年月日		
茨城県知事 殿	通信日付印			確認印		
	原子力事業者の所在地					
原子力事業者の名称 及び代表者氏名印						印
この申告の担当部課名等		部 課 名				
		担 当 者 名				
		電 話 番 号				
核燃料等を取り扱う行為等 (修正申告に係るもの)		原子炉の設置 使用済燃料の保管 プルトニウムの保管	核燃料の挿入 高放射性廃液の保管 放射性廃棄物の発生	使用済燃料の受入れ ガラス固化体の保管 放射性廃棄物の保管		
区 分		修正申告額		当初申告額		差引増差額(円) (ア) - (イ) (この申告によ る納付金額)
		課税標準量等	申告額 (円) (ア)	課税標準量等	申告額 (円) (イ)	
修 正 申 告 額	修 正 申 告	原子炉の設置	. 千kW		. 千kW	
		核燃料の挿入	円		円	
		使用済燃料の受入れ	. kg		. kg	
		使用済燃料の保管	. kg		. kg	
		※ 2 使用済燃料の保管	. kg		. kg	
		※ 3 使用済燃料の保管	. kg		. kg	
		高放射性廃液の保管	. m ³		. m ³	
		※ 4 高放射性廃液の保管	. m ³		. m ³	
		※ 5 高放射性廃液の保管	. m ³		. m ³	
		ガラス固化体の保管	. 本		. 本	
		※ 6 ガラス固化体の保管	. 本		. 本	
		※ 7 ガラス固化体の保管	. 本		. 本	
		プルトニウムの保管	. kg		. kg	
		※ 8 プルトニウムの保管	. kg		. kg	
		※ 9 プルトニウムの保管	. kg		. kg	
		放射性廃棄物の発生	. m ³		. m ³	
		放射性廃棄物の保管	. m ³		. m ³	
※ 10 放射性廃棄物の保管	. m ³		. m ³			
※ 11 放射性廃棄物の保管	. m ³		. m ³			
合 計		/		/		
増差税額納付年月日		年 月 日				
備考						

◎ 添付書類 付表第 号

(裏)

- (注) 1 ※1の欄は、記入しないでください。
- 2 「核燃料等を取り扱う行為等」の欄は、修正申告に係るものを○で囲んでください。
- 3 ※2の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第1項の規定に該当する使用済燃料について記入してください。
- 4 ※3の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第2項の規定に該当する使用済燃料について記入してください。
- 5 ※4の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第3条第3項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
- 6 ※5の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第4項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
- 7 ※6の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第6項又は第8項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
- 8 ※7の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第7項又は第9項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
- 9 ※8の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第10項の規定に該当する分離プルトニウムについて記入してください。
- 10 ※9の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第11項の規定に該当する分離プルトニウムについて記入してください。
- 11 ※10の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第12項又は第14項の規定に該当する放射性廃棄物について記入してください。
- 12 ※11の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第4条第13項の規定に該当する放射性廃棄物について記入してください。

付表第 1 号

原子炉の設置に関する明細書

原子炉施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	

原子炉の設置			
原子炉名	熱出力 (千 kW)	課税標準の算定期間の末日	備 考
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
	.	年 月 日	
合 計	.		

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 2 号

核燃料の挿入に関する明細書

原子炉施設を設置した事業所名		
上記事業所の所在地		
核燃料の挿入年月日	使用前検査合格日	年 月 日
	定期検査最終日	年 月 日
	その他の挿入日	年 月 日から 年 月 日まで

核燃料の挿入		
原子炉名	挿入した核燃料の価額 (円)	備考
合 計		

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 3 号

使用済燃料の受入れに関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	備 考
4	.	
5	.	
6	.	
7	.	
8	.	
9	.	
10	.	
11	.	
12	.	
1	.	
2	.	
3	.	
合 計	.	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 4 号

使用済燃料の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合計①	・	
①×1/12		

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 5 号

高放射性廃液の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する高放射性廃液の数量 (m ³)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合計①	・	
①×1/12		

- (注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。
- 2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 6 号

ガラス固化体の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管するガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備 考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合計①		
①×1/12		

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 7 号

プルトニウムの保管に関する明細書

プルトニウムを保管する事業所名	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
課税期間内の12月31日において 保管する分離プルトニウムに含 まれるプルトニウムの重量 (kg)	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 8 号

放射性廃棄物の発生に関する明細書

放射性廃棄物の発生施設	加工施設 廃棄物管理施設 使用施設等
上記施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月において容器への封入、容器への固型化その他茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 3 条に定める行為が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量及び同規則第 4 条に定める容量 (m ³) ①	左記のうち当該課税期間内における再封入に係る容量		課税標準量 (①-②)+③ (m ³)
		再封入前の容量 (m ³) ②	再封入後の容量 (m ³) ③	
4	・ (・)	・	・	
5	・ (・)	・	・	
6	・ (・)	・	・	
7	・ (・)	・	・	
8	・ (・)	・	・	
9	・ (・)	・	・	
10	・ (・)	・	・	
11	・ (・)	・	・	
12	・ (・)	・	・	
1	・ (・)	・	・	
2	・ (・)	・	・	
3	・ (・)	・	・	
合 計	・ (・)	・	・	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 「放射性廃棄物の発生施設」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 ①の欄の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量を内書きしてください。

4 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 9 号

放射性廃棄物の保管に関する明細書

放射性廃棄物を保管する事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量及び茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量 (m ³) ※ 1	備 考
4	・ (・)	
5	・ (・)	
6	・ (・)	
7	・ (・)	
8	・ (・)	
9	・ (・)	
10	・ (・)	
11	・ (・)	
12	・ (・)	
1	・ (・)	
2	・ (・)	
3	・ (・)	
合計①	・ (・)	
①×1/12 ※ 2	・	
課税標準量 ※ 3	・	

- (注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。
- 2 ※ 1 の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量を内書きしてください。
- 3 ※ 3 の欄には、※ 2 の欄に記入した容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量を記入してください。

10,000m ³ 以下の容量	100分の100
10,000m ³ を超え20,000m ³ 以下の容量	100分の75
20,000m ³ を超え40,000m ³ 以下の容量	100分の50
40,000m ³ を超える容量	100分の25

- 4 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

様式第 3 号 (第 6 条第 4 項関係)

核燃料等取扱税更正 (決定) 及び加算金決定通知書				
				年 月 日
納税者 (原子力事業者の所在地) (原子力事業者の名称及び代表者氏名) 殿				
				茨城県知事 印
次のとおり核燃料等取扱税を更正 (決定) し、併せて、これに伴う加算金を決定しましたので、通知します。 この不足金額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたから、納付書により納付してください。				
更正・決定に係る核燃料等を取り扱う行為等				
更正・決定に係る行為等	核燃料の挿入年月日	年 月 日から	年 月 日まで	
年月日	課税期間	年 月 日から	年 月 日まで	
区分	課税客体	課税標準量等	税率	税額 (円)
更正決定額 (ア)	原子炉の設置	千kW	30,500円	
	核燃料の挿入	円	8.5/100	
	使用済燃料の受入れ	kg	60,100円	
	使用済燃料の保管	kg	1,500円	
	使用済燃料の保管	kg	1,200円	
	使用済燃料の保管	kg	900円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,594,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,226,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	859,000円	
	ガラス固化体の保管	本	1,219,000円	
	ガラス固化体の保管	本	938,000円	
	ガラス固化体の保管	本	657,000円	
	プルトニウムの保管	kg	5,100円	
	プルトニウムの保管	kg	3,900円	
	プルトニウムの保管	kg	3,000円	
	放射性廃棄物の発生	m ³	106,000円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	5,100円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円	
放射性廃棄物の保管	m ³	3,000円		
既に納付の確定した額 (イ)	原子炉の設置	千kW	30,500円	
	核燃料の挿入	円	8.5/100	
	使用済燃料の受入れ	kg	60,100円	
	使用済燃料の保管	kg	1,500円	
	使用済燃料の保管	kg	1,200円	
	使用済燃料の保管	kg	900円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,594,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,226,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	859,000円	
	ガラス固化体の保管	本	1,219,000円	
	ガラス固化体の保管	本	938,000円	
	ガラス固化体の保管	本	657,000円	
	プルトニウムの保管	kg	5,100円	
	プルトニウムの保管	kg	3,900円	
	プルトニウムの保管	kg	3,000円	
	放射性廃棄物の発生	m ³	106,000円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	5,100円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円	
放射性廃棄物の保管	m ³	3,000円		
差引不足税額 (ウ)	原子炉の設置	千kW	30,500円	
	核燃料の挿入	円	8.5/100	

使用済燃料の受入れ	kg	60,100円
使用済燃料の保管	kg	1,500円
使用済燃料の保管	kg	1,200円
使用済燃料の保管	kg	900円
高放射性廃液の保管	m ³	1,594,000円
高放射性廃液の保管	m ³	1,226,000円
高放射性廃液の保管	m ³	859,000円
ガラス固化体の保管	本	1,219,000円
ガラス固化体の保管	本	938,000円
ガラス固化体の保管	本	657,000円
プルトニウムの保管	kg	5,100円
プルトニウムの保管	kg	3,900円
プルトニウムの保管	kg	3,000円
放射性廃棄物の発生	m ³	106,000円
放射性廃棄物の保管	m ³	5,100円
放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円
放射性廃棄物の保管	m ³	3,000円

区分	基礎となる額 (円)	乗ずる率	金額 (円)
(エ)		/100	
(オ)		/100	
(カ)		/100	
納付すべき合計額 (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)			

申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
---------	-------	----------	-------

不足税額については、申告納付期限（ 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセント（申告納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には年7.3パーセントの割合）で計算します。
- 上記1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 上記1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

- (異議申立てに係る教示)
- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- (処分の取消しの訴えに係る教示)
- 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、上記1の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 - 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 4 号 (第 6 条第 5 項関係)



申告書の提出期限の延長の承認申請書			
年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	
茨城県知事 殿		通 信 日 付 印	確 認 印
原子力事業者の所在地			
原子力事業者の名称 及び代表者氏名印	印		
この申告の担当部課名等	部 課 名		
	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
年 月 日から に係る核燃料等取扱税の申告書の提出期限を延長したいので、申請します。 年 月 日まで			
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 年 月 日 2 申告書の提出期限までに取得原価が確定しない理由等及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----			

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
 2 この申請書は、茨城県核燃料等取扱税条例第11条第2項の規定により、申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
 3 この申請書は、申告書の提出期限の到来する日の10日前までに提出してください。

茨城県規則第20号

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和41年茨城県規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「 寄付行為」を削り、「これら」を「これ」に改める。

様式第6号中「オーケストラ用いす」を「オーケストラ用椅子」に改め、

「	つ り バ ト ン	1 本		」
	本 づ り	1 台		
」	を			
「	つ り バ ト ン	1 本		」
	に、			
「	つ り マ イ ク ロ ホ ン 装 置	1 基		」
	レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	1 台		
」	を			
「	つ り マ イ ク ロ ホ ン 装 置	1 基		」
	に、			
「	映 写 機 (35ミ リ メ ー ト ル)	1 式		」
	映 写 機 (16ミ リ メ ー ト ル)	1 式		
	幻 灯 機	1 台		
」	を			
「	映 写 機 (16ミ リ メ ー ト ル)	1 式		」
	に			

改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

茨城県規則第21号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 条例第6条第2項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の施工を管理する者（以下「施工管理者」という。）の氏名及び電話番号

- (2) 申請者が条例第 7 条第 5 号セに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名（法定代理人
が法人である場合にあつては、その名称並びに代表者及び役員の氏名）
- (3) 申請者が法人である場合にあつては、法人の役員の氏名
- (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の100分
の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称
- (5) 申請者に次条第 9 項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

第 6 条第 3 項第 2 号中「第 8 条第 3 項第 1 号」を「第 5 号から第 8 号まで並びに第 8 条第 3 項第 1 号及び第 4 号」
に改め、同項第 4 号中「規定する」の次に「地図に準ずる」を加え、同項中第 23 号を第 29 号とし、第 22 号を削り、第
21 号を第 28 号とし、第 18 号から第 20 号までを 7 号ずつ繰り下げ、同項第 17 号中「同じ。」の次に「(当該土地の埋立
て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定による認可を受けた採取計画に係る場
所である場合にあつては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当
該採取計画に係る場所であることを証する書面)」を加え、同号を同項第 23 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設
(以下「ストックヤード」という。)を經由する土砂等である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - イ スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストック
ヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - ウ 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所
へ直接搬入しないことの理由書
 - エ スtockヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図
 - オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平
面図及び断面図
 - カ 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が
当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類

第 6 条第 3 項中第 16 号を第 22 号とし、第 3 号から第 15 号までを 6 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 6 号を加え
る。

- (3) 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10
条第 1 項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第
3 条第 1 項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる者並び
に破産者で復権を得ないもの（以下「破産者で復権を得ないもの等」という。）に該当しない旨の市町村（特別
区を含む。以下同じ。）の長の証明書
- (4) 申請者が条例第 7 条第 5 号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第 7 条第 5 号セに規定する未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し、そ
の法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第 1 項に規定する登
記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定
代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及
び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当し
ない旨の市町村の長の証明書）
- (6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨
の後見登記等に関する法律第10条第 1 項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に

該当しない旨の市町村の長の証明書

- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (8) 申請者に次条第9項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書

第6条第4項中「前項第17号」を「前項第23号」に改め、同条第5項中「第3項第18号」を「第3項第25号」に改める。

第7条第5項中「第7条第3号」を「第7条第4号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第7条第2号」を「第7条第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は、次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。
- ア その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする間、周囲に囲い（保管する土砂等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。
- (ア) 土砂等の積替え又は保管の場所である旨
- (イ) 土砂等の発生者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (ウ) 土砂等の発生の場所及び予定数量
- (エ) 土地の埋立て等を行う者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- (オ) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (カ) スtockヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先
- ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、Stockヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。
- (2) Stockヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。
- (3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 仕切りを設ける等の措置
- イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の作業中、他の場所から発生した土砂等若しくは廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混入するおそれがある物を運搬する車両の搬入又はその土地の

埋立て等に用いる土砂等を運搬する車両の搬出があるときには、これらの車両の搬入又は搬出を管理する者を立ち会わせること。

ウ その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所若しくはストックヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立て等に用いる土砂等がストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積み込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可の日以降に行われるものであること（同項の規定による許可の場合にあっては、条例第 6 条第 2 項第 7 号に掲げる事項の変更又は同項第 9 号に掲げる事項（ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る部分に限る。）の変更に係るものに限る。）。

(5) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管のための堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであること。

5 前項第 1 号イの標識は、土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識（様式第 6 号の 2）によるものとする。

第 7 条に次の 2 項を加える。

8 条例第 7 条第 5 号ウの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (5) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (6) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- (10) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 61 年茨城県条例第 3 号）
- (11) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 9 号）

9 条例第 7 条第 5 号カ、ケ、ソ及びタの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第 8 条第 2 項第 3 号中「前 2 号」の次に「又は次号」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 土地の埋立て等の請負人の氏名又は名称及び住所（請負人の変更を伴わない場合に限る。）並びに法人にあっては、その代表者の氏名（代表者の変更を伴わない場合に限る。）

第 8 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主若しくは出資の額の

100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書）

第10条第2号を次のように改める。

(2) 第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）

第11条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては、当該請負人の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

第12条の見出し中「記載」を「記載等」に改め、同条第1項及び第2項中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第14条第2項の規定による報告は、土地の埋立て等状況報告書（様式第15号の2）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 報告に係る期間内に記載した土地の埋立て等施工管理台帳の写し

(2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の構造に関する図面

4 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 埋立て等区域の位置及び面積

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量

(4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

第13条第3項中「様式第15号の2」を「様式第15号の3」に改める。

第14条第1項中「第17条」を「第17条第1項」に改め、「停止」の次に「若しくは同条第2項の取消し」を加え、同条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第14条第2項の規定による報告書の写し

別表第2中「第7条第4項」を「第7条第6項」に改める。

別表第3中「第7条第5項」を「第7条第7項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 6 条第 1 項関係)

(第 1 面)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

申請者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
土地の埋立て等の施工に関する計画		
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

(第 2 面)

添
付
書
類

- 1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- 2 申請者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定による同法第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。）及び印鑑登録証明書
- 3 申請者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに申請者が民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないもの（以下「破産者で復権を得ないもの等」という。）に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書
- 4 申請者が条例第7条第5号アからチまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 5 申請者が条例第7条第5号セに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその法定代理人が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書）
- 6 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びに役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにそれらの者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- 8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。）第7条第9項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書並びにその者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 9 土地所有者一覧表
- 10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- 12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- 13 施工管理者であることを証する書面

(第 3 面)

- 14 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画 (様式第 3 号)
- 15 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書 (様式第 4 号)
- 16 土砂等の発生から処分までのフローシート (様式第 4 号の 2)
- 17 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- 18 埋立て等区域の現況平面図, 現況断面図及び面積計算書
- 19 埋立て等区域の計画平面図, 計画断面図及び雨水排水計画図
- 20 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面, 現況平面図, 計画平面図, 現況断面図, 計画断面図, 面積計算書及び土量計算書
- 21 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては, 土質柱状図
- 22 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- 23 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書 (様式第 5 号) 及び地質分析結果証明書 (様式第 6 号。計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。以下同じ。) (当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 33 条又は砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) 第 16 条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては, これらの書類に代えて, 当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
- 24 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設 (以下「ストックヤード」という。) を経由する土砂等である場合にあっては, 次に掲げる書類
 - (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書
 - (2) スtockヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類
 - (3) 土砂等の発生者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所から土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書
 - (4) スtockヤードの位置を示す図面, 現況平面図及び現況断面図
 - (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図
 - (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
- 25 埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
- 26 擁壁を設置する場合にあっては, 当該擁壁の構造計画, 応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 27 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては, 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- 28 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
- 29 前各項に掲げるもののほか, 知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)

(第 4 面)

申請者 (個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 ----- 住 所
		男・女	-----

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地

法定代理人 (申請者が条例第 7 条第 5 号セに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 ----- 住 所
		男・女	-----

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地

役員 (法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 ----- 役職名・呼称	性別	本 籍 ----- 住 所
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----

役員 (申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 ----- 役職名・呼称	性別	本 籍 ----- 住 所
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----

(第 5 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出 資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第 3 号中「第 6 条第 3 項第 8 号」を「第 6 条第 3 項第 14 号」に改める。

様式第 4 号中「第 6 条第 3 項第 9 号」を「第 6 条第 3 項第 15 号」に改める。

様式第 4 号の 2 中「第 6 条第 3 項第 10 号」を「第 6 条第 3 項第 16 号」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「第 6 条第 3 項第 17 号」を「第 6 条第 3 項第 23 号」に、「第 6 条第 3 項第 18 号」を「第 6 条第 3 項第 25 号」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 7 条第 5 項関係)

土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管の場所に係る標識	
土砂等の発生者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土砂等の発生の場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m^3
土地の埋立て等を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先
土地の埋立て等を行う場所の所在地	
ストックヤードの管理者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第 8 号中「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の次に「(平成15年茨城県条例第67号)」を加え、

変更の内容	変更前	変更後

を

変更の内容	変更前	変更後
変更の内容 (茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 (平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。) 第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 ----- 役職名・呼称	性別 ----- 男・女
	-----	----- 男・女
	-----	----- 男・女
	-----	----- 男・女

に

改め、同様式備考に次の 1 項を加える。

- 4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の 5 以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の 5 以上の額に相当する出資をしている者又は規則第 7 条第 9 項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見登記等に関する法律第10条第 1 項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の者が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書 (当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の同項に規定する登記事項証明書並びに当該変更後の役員が破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書) を添付すること。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第10条関係)

(第1面)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。）による許可を受けた者の地位を承継したので、条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指 令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。）第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類（この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。）
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(第 2 面)

届出者 (個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 ----- 住 所
		男・女	-----

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地

法定代理人 (届出者が条例第 7 条第 5 号セに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 ----- 住 所
		男・女	-----

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地

役員 (法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 ----- 役職名・呼称	性別	本 籍 ----- 住 所
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----

役員 (届出者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日 ----- 役職名・呼称	性別	本 籍 ----- 住 所
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----
	-----	男・女	-----

(第 3 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出 資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第14号中

土地の埋立て等に用いる土砂 等の発生場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m³	を
土地の埋立て等に用いる土砂 等の発生場所及び予定数量	発生場所 予定数量 m³	に
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) 連絡先	

改める。

様式第15号の2中「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の次に「(平成15年茨城県条例第67号)」を加え、同様式を様式第15号の3とし、様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第15号の2 (第12条第3項関係)

土地の埋立て等状況報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

報告者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年	月	日	指令 第	号
埋立て等区域の位置					
埋立て等区域の面積	m ² (うち累計搬入済面積		m ²)		
	(うち今回搬入済面積		m ²)		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³ (うち搬入済量		m ³)		
	(うち今回搬入済量		m ³)		
今回の報告に係る期間	年	月	日	～	年 月 日
土 砂 等 の 発 生 の 場 所	申請量	前回累計量	今回報告量	累計量	備考
	m ³	m ³	m ³	m ³	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					

備考 土砂等の発生の場所を記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成25年茨城県条例第38号）付則第2項又は付則第3項の規定の適用を受ける者は、この規則による改正後の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第11条第2項及び様式第14号の規定にかかわらず、平成26年4月30日までの間は、この規則による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則様式第14号の標識を用いて茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第13条の規定による掲示を行うことができる。

茨城県規則第22号

茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則の一部を改正する規則

茨城県立医療大学付属病院の診療に関する規則（平成8年茨城県規則第67-3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「うえ」を「上」に、「12,850円」を「13,220円」に、「12,100円」を「12,450円」に、「7,600円」を「7,820円」に、「6,630円」を「6,820円」に、「2,000円」を「2,060円」に改める。

様式第3号中「12,850円」を「13,220円」に、「12,100円」を「12,450円」に、「7,600円」を「7,820円」に、「6,630円」を「6,820円」に、「2,000円」を「2,060円」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

茨城県規則第23号

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「105分の100」を「108分の100」に改める。

様式第2号第1条第12項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第2号第34条第9項並びに第45条第2項及び第3項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

様式第2号第46条の2第1項第3号中「第96条の3」を「第96条の6」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 独占禁止法第7条の2第1項ただし書、第10項又は第20項の規定に該当することにより受注者が独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令を受けなかつた場合において、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による命令（これらの命令が受注者又は受注者が独占禁止法第8条第4号に規定する構成事業者である独占禁止法第2条第2項に規定する事業者団体（以下この条において「受注者等」という。）に対して行われた場合にあつては受注者等に対するそれらの命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合にあつては各名宛人に対するそれらの命令が全て確定した場合における当該命令をいう。）（以下この条において「排除措置命令等」という。）において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (4) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となる取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定による命令を行いこれが確定した場合にあつては、当該命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

様式第 2 号第 49 条第 3 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

様式第 2 号第 49 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 46 条の 2 第 1 項第 3 号」を「第 46 条の 2 第 1 項第 5 号」に改める。

様式第 2 号第 51 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県建設工事執行規則様式第 2 号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に県が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する資産の譲渡等を受ける契約の入札については、施行日前においても、この規則による改正後の茨城県建設工事執行規則様式第 1 号を用いて行うことができる。

茨城県規則第 24 号

茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設コンサルタント業務執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成 8 年茨城県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「105 分の 100」を「108 分の 100」に改める。

様式第 2 号第 33 条第 6 項並びに第 40 条第 2 項及び第 3 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

様式第 2 号第 41 条の 2 第 1 項第 3 号中「第 96 条の 3」を「第 96 条の 6」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書、第 10 項又は第 20 項の規定に該当することにより受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令を受けなかった場合において、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令（これらの命令が受注者又は受注者が独占禁止法第 8 条第 4 号に規定する構成事業者である独占禁止法第 2 条第 2 項に規定する事業者団体（以下この条において「受注者等」という。）に対して行われた場合にあつては受注者等に対するそれらの命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合にあつては各名宛人に対するそれらの命令が全て確定した場合における当該命令をいう。）（以下この条において「排除措置命令等」という。）において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (4) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となる取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令を行いこれが確定した場合にあつては、当該命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

様式第 2 号第 45 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

様式第 2 号第 45 条の 2 第 2 項第 2 号中「第 41 条の 2 第 1 項第 3 号」を「第 41 条の 2 第 1 項第 5 号」に改める。

様式第 2 号第 47 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県建設コンサルタント業務執行規則様式第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に県が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等を受ける契約の入札については、施行日前においても、この規則による改正後の茨城県建設コンサルタント業務執行規則様式第1号を用いて行うことができる。

~~~~~

( 教 育 委 員 会 )

## 茨城県教育委員会規則第6号

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県教育委員会委員長 柳 生 修

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年茨城県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

付則第7項中「なるもの」の次に「(平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において40歳に満たない者を除く。)」を加える。

## 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~

茨城県教育委員会規則第7号

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

平成26年3月31日

茨城県教育委員会委員長 柳 生 修

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の2から第1条の4までを削る。

第2条の次に次の4条を加える。

（授業料の徴収期限）

第2条の2 条例第5条第2項の教育委員会規則で定める月分の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。

(1) 4月分、5月分及び6月分（当該年度に入学（編入学、転入学及び再入学を含む。以下この条において同じ。）又は復学した者に限る。） 7月10日

(2) 7月分、8月分及び9月分 10月10日

2 前項に掲げるものを除き、月の初日に入学又は復学した者の当該入学又は復学した日の属する月分の授業料の徴

収期限は、翌月の10日とする。

- 3 年度の途中において退学又は転学した者に徴収すべき授業料がある場合の当該月分の授業料の徴収期限は、前2項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。

(定時制課程の単位制による課程の授業料の徴収期限等)

第2条の3 条例第5条の2の授業料の徴収期限は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める日とする。

- (1) 第1期(4月, 5月及び6月) 7月10日
- (2) 第2期(7月, 8月及び9月) 10月10日
- (3) 第3期(10月, 11月及び12月) 1月20日
- (4) 第4期(1月, 2月及び3月) 3月10日

- 2 各期に徴収する授業料の額は、条例第2条に規定する年額を各科目を履修する期間とした月数で除した額に各期において当該各科目を履修する月数を乗じて得た額を履修科目のすべての単位について合算した額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、各期に徴収する授業料の額の合計額が、条例第2条の規定により算出した授業料の年額に満たないときは、教育長が別に定めるところにより、その差額を加算するものとする。

- 3 年度の途中において退学又は転学した者に、当該退学又は転学した日において徴収すべき授業料がある場合の当該期分の授業料の徴収期限は、第1項の規定にかかわらず、当該退学又は転学した日から10日を経過した日とする。

(受講料の徴収期限等)

第2条の4 受講料の徴収期限及び徴収する額については、前条の規定を準用する。この場合において、同条の規定中「条例第5条の2」とあるのは「条例第10条第1項」と、「授業料」とあるのは「受講料」と、「履修」とあるのは「受講」と読み替えるものとする。

(受講料の前納)

第2条の5 受講料の納入義務者から受講料の前納の申し出があつた場合は、これを徴収することができる。

第4条第3号中「第2条第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第4号中「第2条第2号」を「第3条第2号」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第4号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則(昭和37年茨城県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「 4 級の職務にある者のうち、こども福祉医療センター長又は規模の大きい保健所の長の職にある者（以下「センター長等」という。）

「 4 級の職務にある者のうち規模の大きい保健所の長の職にある者

4 級の職務にある者（センター長等を除く。）及び 3 級の職務にある者並びに 2 級の職務にある者のうち 13 号給以上の役付の職にある者

を

4 級の職務にある者（規模の大きい保健所の長の職にある者を除く。）及び 3 級の職務にある者並びに 2 級の職務にある者のうち 13 号給以上の役付の職にある者

に

改める。

別表第 1 の 2 の表中

「 4 級の職務にある者のうち、こども福祉医療センター長又は規模の大きい保健所の長の職にある者（以下「センター長等」という。）

「 4 級の職務にある者のうち規模の大きい保健所の長の職にある者

4 級の職務にある者（センター長等を除く。）及び 3 級の職務にある者

を

4 級の職務にある者（規模の大きい保健所の長の職にある者を除く。）及び 3 級の職務にある者

に

改める。

付 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

職員との給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 5 号

職員との給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員との給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員との給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第53条第3項中「こども福祉医療センター及び」を削る。

付則別表を次のように改める。

付則別表 (第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

| 片 道 の 使 用 距 離 |               | 自 動 車<br>(第1号該当職員) | 原動機付自転車等<br>(第2号該当職員) |
|---------------|---------------|--------------------|-----------------------|
| キロメートル以上<br>2 | キロメートル未満<br>4 | 円<br>2,600         | 円<br>2,000            |
| 4             | 6             | 4,300              | 2,200                 |
| 6             | 8             | 6,000              | 3,000                 |
| 8             | 10            | 7,700              | 3,900                 |
| 10            | 12            | 9,400              | 4,700                 |
| 12            | 14            | 11,100             | 5,600                 |
| 14            | 16            | 12,900             | 6,500                 |
| 16            | 18            | 14,600             | 7,300                 |
| 18            | 20            | 16,300             | 8,200                 |
| 20            | 22            | 18,000             | 9,000                 |
| 22            | 24            | 19,700             | 9,900                 |
| 24            | 26            | 21,400             | 10,700                |
| 26            | 28            | 23,100             | 11,600                |
| 28            | 30            | 24,800             | 12,400                |
| 30            | 32            | 26,600             | 13,300                |
| 32            | 34            | 28,300             | 14,200                |
| 34            | 36            | 30,000             | 15,000                |
| 36            | 38            | 31,700             | 15,900                |
| 38            | 40            | 33,400             | 16,700                |
| 40            | 42            | 35,100             | 17,600                |
| 42            | 44            | 36,800             | 18,400                |
| 44            | 46            | 38,600             | 19,300                |
| 46            | 48            | 40,300             | 20,200                |
| 48            | 50            | 42,000             | 21,000                |
| 50            | 52            | 43,700             | 21,900                |
| 52            | 54            | 45,400             | 22,700                |
| 54            | 56            | 47,100             | 23,600                |
| 56            | 58            | 48,800             | 24,400                |
| 58            | 60            | 50,600             | 25,300                |
| 60            | 62            | 52,300             | 26,200                |
| 62            | 64            | 54,000             | 27,000                |
| 64            | 66            | 55,000             | 27,500                |
| 66            | 68            | 55,000             | 27,500                |
| 68            | 70            | 55,000             | 27,500                |

|            |        |        |
|------------|--------|--------|
| 70キロメートル以上 | 55,000 | 27,500 |
|------------|--------|--------|

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

別表第1 医療職給料表（一）の項及び医療職給料表（二）の項中「こども福祉医療センター、」を削り、同表医療職給料表（三）の項中「こども福祉医療センター」を削り、同表 福祉職給料表の項中「3 こども福祉医療センターに勤務する児童指導員、職業指導員及び保育士その他人事委員会が定めるもの」を削り、同表同項中「4」を「3」に改める。

別表第8の表中

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リハビリテーションセンターの課長の職務</li> <li>2 こども福祉医療センターの医長の職務</li> <li>3 保健所の課長の職務</li> <li>4 精神保健福祉センターの部長の職務</li> <li>5 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務</li> </ol>                                                                                               | を |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども福祉医療センターの副センター長又は医務局長の職務</li> <li>2 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務</li> <li>3 精神保健福祉センター長の職務</li> <li>4 困難な業務を処理するリハビリテーションセンターの課長の職務</li> <li>5 困難な業務を処理するこども福祉医療センターの医長の職務</li> <li>6 困難な業務を処理する保健所の課長の職務</li> <li>7 困難な業務を処理する精神保健福祉センターの部長の職務</li> </ol> |   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども福祉医療センター長の職務</li> <li>2 規模の大きい保健所の長の職務</li> <li>3 困難な業務を処理するこども福祉医療センターの副センター長又は医務局長の職務</li> <li>4 困難な業務を処理する保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務</li> <li>5 困難な業務を処理する精神保健福祉センター長の職務</li> </ol>                                                                   |   |

|                                                                                                                                                                                                                     |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リハビリテーションセンターの課長の職務</li> <li>2 保健所の課長の職務</li> <li>3 精神保健福祉センターの部長の職務</li> <li>4 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務</li> </ol>                                              | に |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務</li> <li>2 精神保健福祉センター長の職務</li> <li>3 困難な業務を処理するリハビリテーションセンターの課長の職務</li> <li>4 困難な業務を処理する保健所の課長の職務</li> <li>5 困難な業務を処理する精神保健福祉センターの部長の職務</li> </ol> |   |

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1 規模の大きい保健所の長の職務                    |
| 2 困難な業務を処理する保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務 |
| 3 困難な業務を処理する精神保健福祉センター長の職務          |

改める。

別表第33 知事の部中5 こども福祉医療センターの項を削り、同表同部中「6 茨城学園」を「5 茨城学園」に、「7 薬務課」を「6 薬務課」に改め、同表同部中8 保健所の項中

|       |       |                                            |
|-------|-------|--------------------------------------------|
| 8 保健所 | 水戸・土浦 | (1) 検査課に勤務する診療放射線技師 ((3)に掲げる者を除く。)         |
|       |       | (2) 検査課に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師 ((4)に掲げる者を除く。)  |
|       |       | (3) 検査課長の職にある診療放射線技師                       |
|       |       | (4) 検査課長の職にある臨床検査技師及び衛生検査技師                |
|       |       | (5) (1)から(4)に掲げる職員以外の職員で、検査課において検査業務に従事する者 |

を

|       |       |                                      |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 7 保健所 | 水戸・土浦 | (1) 保健指導課に勤務する診療放射線技師 ((2)に掲げる者を除く。) |
|       |       | (2) 保健指導課長の職にある診療放射線技師               |

に

改め、同表同部中、「9 衛生研究所」を「8 衛生研究所」に、「10 福祉相談センター」を「9 福祉相談センター」に、「11 医療大学」を「10 医療大学」に、「12 食肉衛生検査所」を「11 食肉衛生検査所」に、「13 動物指導センター」を「12 動物指導センター」に、「14 精神保健福祉センター」を「13 精神保健福祉センター」に、「15 家畜保健衛生所」を「14 家畜保健衛生所」に、「16 下水道事務所」を「15 下水道事務所」に、「17 流域下水道水質管理センター」を「16 流域下水道水質管理センター」に改め、同表 教育委員会の部中「18 特別支援学校」を「17 特別支援学校」に、「19 中学校及び小学校」を「18 中学校及び小学校」に改め、同表 警察本部の部中「20 警務部県民安心センター及び生活安全部少年課」を「19 警務部県民安心センター及び生活安全部少年課」に、「21 地域部地域課航空隊」を「20 地域部地域課航空隊」に、「22 科学捜査研究所」を「21 科学捜査研究所」に改める。

別表第34 1 知事の項中「(10の2) 広報監」を「(10の3) 広報監」に改め、「(10) 知事公室長」の下に「(10の2) 国際政策統括監」を加え、「(12) 産業立地推進東京本部長」を「(12) 立地推進東京本部長」に改め、「(12の2) 産業立地推進東京本部長代理」を削り、

|                |   |
|----------------|---|
| (12の3) 国体推進監   | を |
| (12の4) 出資団体指導監 |   |

「  
 (12の2) 国体推進監  
 (12の3) 出資団体指導監  
 」に、

「  
 (15の2) 国際戦略総合特区推進監  
 (16) 情報化統括監  
 (16の2) 空港対策監  
 (17) つくば・ひたちなか整備局長  
 」を

「  
 (15の2) 情報化統括監  
 (16) 空港対策監  
 (16の2) 国際戦略総合特区推進監  
 (17) 県北振興監  
 」に

改め、「(25) 土地販売推進本部長」を「(25) 削除」に改め、「(25の2) 土地販売推進東京本部長」を削り、「(34) こども福祉医療センター長」を「(34) 削除」に改め、「(44の2) 企画監」を「(44の3) 企画監」に改め、「(44) 困難な業務を処理する本庁の課内室長」の下に「(44の2) 困難な業務を処理する県民情報センター長」を加え、「(68の2) 困難な業務を処理する土地販売推進監」を削り、「(72) 本庁の課内室長 ((44) に掲げる者を除く。)」の下に「(72の2) 県民情報センター長 ((44の2) に掲げる者を除く。)」を加え、「(73) 産業立地推進東京副本部長」を「(73) 立地推進東京副本部長」に改め、「(74) 土地販売推進本部副本部長」を「(74) 削除」に改め、「(74の2) 土地販売推進東京本部副本部長」を削り、「(101) こども福祉医療センターの副センター長、医務局長及び事務局長」を「(101) 削除」に改め、「(125の2) 土地販売推進監 ((68の2) に掲げる者を除く。)」を削り、「(150) 医療大学の人間科学センター長、医科学センター長、学科長及び付属病院の部長」を「(150) 医療大学の人間科学センター長、医科学センター長、学科長、専攻科長及び付属病院の部長」に改める。

別表第35の2 東京都の項の次に次のように加える。

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 神奈川県 | 川崎市 | 3級地 |
|------|-----|-----|

別表第37を次のように改める。

別表第37 (第43条の2関係)

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当額表

| 片道の使用距離       |               | 自動車<br>(第1号該当職員) | 原動機付自転車等<br>(第2号該当職員) |
|---------------|---------------|------------------|-----------------------|
| キロメートル以上<br>2 | キロメートル未満<br>4 | 円<br>2,500       | 円<br>2,000            |
| 4             | 6             | 4,100            | 2,100                 |
| 6             | 8             | 5,700            | 2,900                 |
| 8             | 10            | 7,400            | 3,700                 |
| 10            | 12            | 9,000            | 4,500                 |
| 12            | 14            | 10,600           | 5,300                 |
| 14            | 16            | 12,300           | 6,200                 |
| 16            | 18            | 13,900           | 7,000                 |
| 18            | 20            | 15,500           | 7,800                 |



|            |    |        |        |
|------------|----|--------|--------|
| 20         | 22 | 17,200 | 8,600  |
| 22         | 24 | 18,800 | 9,400  |
| 24         | 26 | 20,400 | 10,200 |
| 26         | 28 | 22,100 | 11,100 |
| 28         | 30 | 23,700 | 11,900 |
| 30         | 32 | 25,400 | 12,700 |
| 32         | 34 | 27,000 | 13,500 |
| 34         | 36 | 28,600 | 14,300 |
| 36         | 38 | 30,300 | 15,200 |
| 38         | 40 | 31,900 | 16,000 |
| 40         | 42 | 33,500 | 16,800 |
| 42         | 44 | 35,200 | 17,600 |
| 44         | 46 | 36,800 | 18,400 |
| 46         | 48 | 38,400 | 19,200 |
| 48         | 50 | 40,100 | 20,100 |
| 50         | 52 | 41,700 | 20,900 |
| 52         | 54 | 43,300 | 21,700 |
| 54         | 56 | 45,000 | 22,500 |
| 56         | 58 | 46,600 | 23,300 |
| 58         | 60 | 48,300 | 24,200 |
| 60         | 62 | 49,900 | 25,000 |
| 62         | 64 | 51,500 | 25,800 |
| 64         | 66 | 53,200 | 26,600 |
| 66         | 68 | 54,800 | 27,400 |
| 68         | 70 | 55,000 | 27,500 |
| 70キロメートル以上 |    | 55,000 | 27,500 |

備考 1 第41条各号に定める職員のうち通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び交通用具（通常徒歩によることを例とする距離内において使用するものを除く。次項において同じ。）の使用距離が片道2キロメートル未満である職員に係る第43条の2の額は、この表にかかわらず、2,000円とする。

2 同一の交通用具を2区間以上使用する場合にあつては、通算した使用距離の区分に応じた額とする。

（職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第2条 職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課」を「つくば地域振興課」に改める。

第8条第2項中「こども福祉医療センター及び」を削る。

第21条第1項中「又は財団法人」を「財団法人」に改め、「上海事務所」の次に「又は株式会社常陽銀行が運営するシンガポール駐在員事務所」を加える。

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

付則第13項中「付則第62項」を「付則第68項」に改め、「なるもの」の次に「(平成26年4月1日以後に新たに職

員となり、同日において40歳に満たない者を除く。)」を加える。

付則第18項中「付則第62項」を「付則第68項」に改める。

付則第73項を付則第79項とし、付則第72項を付則第78項とし、付則第71項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項を付則第77項とし、付則第70項を付則第76項とし、付則第69項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項を付則第75項とし、付則第63項から第68項までを6項ずつ繰り下げ、付則第62項の次に次の6項を加える。

(平成26年4月1日における特定職員の昇給の号給数の特例についての適用除外)

63 付則第18項の規定は、平成26年4月1日において、給与条例第6条第5項の規定による昇給(給与規則第28条及び第29条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の特定職員のうち給与条例第22条第2項に規定する特定幹部職員で人事委員会の定めるものには、適用しない。

(平成26年4月1日における一般職員の昇給の号給数)

64 平成26年4月1日において、一般職員を給与条例第6条第5項の規定による昇給(給与規則第28条及び第29条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、給与規則第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上(給与条例第6条第7項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、3号給以上)
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

65 前年の昇給日以後に新たに職員となった一般職員又は同日以後に給与規則第18条第3項、第20条第2項若しくは第21条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数)とする。

66 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

67 付則第64項又は第65項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は初任給基準を異にする異動をした一般職員にあっては当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、これらの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(平成26年4月1日における昇給の号給数の合計)

68 給与規則別表第32の2のA欄及びB欄に規定する昇給の号給数から同表のC欄に規定する昇給の号給数を減じた号給数及び付則第64項第1号に規定する昇給の号給数から同項第2号に規定する昇給の号給数を減じた号給数(付則第18項及び第63項の規定により一般職員の例によることとされる特定職員の場合を含む。)の合計は、各任命権者ごとの平成26年4月1日現在の人員の100分の15に相当する数に4を乗じて得た号給数を超えてはならない。

付則別表中「(付則第65項関係)」を「(付則第71項関係)」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成25年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項第 2 号中「付則第 29 項」を「付則第 30 項」に、「又は第 30 項」を「又は第 29 項」に改める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年茨城県条例第 4 号。以下「改正条例」という。）付則第 2 項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日（以下「調整対象昇給日」という。）における職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）

第 6 条第 5 項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成 26 年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない別表第 23 から別表第 31 の 2 までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が第 25 条第 6 項又は職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成 18 年茨城県人事委員会規則第 10 号。以下「平成 18 年改正規則」という。）付則第 24 項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、平成 18 年改正規則付則第 17 項又は第 23 項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次項第 3 号アにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次項第 3 号ア及びイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

(4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

3 改正条例付則第 2 項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に条例第 6 条第 5 項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、平成 18 年改正規則付則第 13 項の規定により号給を決定され、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成 19 年 4 月 1 日前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き第 14 条各号（第 1 号及び第 4 号を除く。）に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職し

ていたものとした場合に、平成18年改正規則付則第13項の規定により号給を決定され、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日前となる職員に該当することとなるもの

- (4) 調整対象昇給日以前において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項若しくは職員の分限に関する条例（昭和26年茨城県条例第41号）第2条の規定により休職にされていた期間、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年茨城県条例第13号）第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年茨城県条例第55号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であって、平成18年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会の定める職員

- (5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

- 4 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する職員の給与に関する規則第34条第2号の規定の適用については、同号中「第4項又は」とあるのは「第4項、」と、「若しくは第3項」とあるのは「若しくは第3項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年茨城県条例第4号）付則第3項（付則第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた付則第2項」とする。

~~~~~

職員の配偶者同行休業に関する規則を公布する。

平成26年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第6号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年茨城県条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の対象となる事由)

第2条 条例第4条の人事委員会規則で定める期間は6月以上とし、人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（条例第4条の規定及び前号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会が認めたもの

(配偶者同行休業の申請手続)

第3条 条例第5条の規定による申請は、配偶者同行休業申請書（別記様式）により配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の承認を申請した職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続き)

第 4 条 前条の規定は、条例第 6 条の規定による申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 5 条 条例第 7 条の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和29年茨城県人事委員会規則第13号)に規定する特別休暇のうち別表第 1 第25項で定める場合における休暇を取得することとなったこと。
- (2) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬ。

- (1) 配偶者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下この項において同じ。)が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 条例第 7 条の規定又は前条第 1 号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第 7 条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が退職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(第 5 条第 2 号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に規定するもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

付 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 (第 3 条関係)

配 偶 者 同 行 休 業 申 請 書

(任 命 権 者)		申 請 年 月 日	年 月 日
		殿 申 請 者 所 属	
下記のとおりに配偶者同行休業 期間の延長		を申請します。	職 氏 名 ④
1 申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2, 3 及び 4 に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2, 3 及び 5 に記入)		
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名		
	職 業		
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()	
	外国滞在事由		
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()	
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 職 員 及 び 配 偶 者 の 外国滞在中の住所(居所)			
4 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備 考			

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 ② 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 ③ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
 ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承 認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年 月 日	(不承認の理由)	
決 裁 欄			

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第7号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

- 7 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号の規定に基づき任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職

別表第3に次の1項を加える。

- 4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号の規定に基づき任期を定めて採用する者をもって補充しようとする職

付 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

#### 茨城県人事委員会規則第8号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「若しくは大学院修学休業」を「，大学院修学休業」に改め、「した職員」の次に「若しくは配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をした職員」を、「大学院修学休業の期間」の次に「，配偶者同行休業の期間」を加える。

第44条の4第1項第3号中「法第29条」を「配偶者同行休業をし，又は法第29条」に改め、「，又は職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号。以下「休日休暇規則」という。）別表第3に基準が定められている特別休暇（以下「配偶者海外同行休暇」という。）の承認を受け」を削る。

第44条の5第2項第2号中「若しくは自己啓発等休業」を「，自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業」に改める。

第44条の6第2項中「法第29条」を「配偶者同行休業をし，又は法第29条」に改め、「，又は配偶者海外同行休暇の承認を受け」を削る。

第52条の3中「休日休暇規則」を「職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）」に改める。

第54条の2を削る。

第55条第8号を次のように改める。

(8) 配偶者同行休業をしている職員

第55条の7第2項第1号中「，第4号及び第8号」を「及び第4号」に改め，同項第6号を同項第7号とし，同項第5号を同項第6号とし，同項第4号を同項第5号とし，同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については，その2分の1の期間

第60条第2項第8号を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第60条第3項中「停職にされ、又は配偶者海外同行休暇を受け」を「配偶者同行休業をし、又は停職にされ」に改める。

別表第32の3の表中「配偶者海外同行休暇の期間」を「配偶者同行休業の期間」に改める。

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する規則(昭和38年茨城県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の4の2第1号中「該当するものを除く。」の次に「若しくは地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する規則(平成元年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第22条第3項第2号ア中「停職にされ若しくは職員の休日及び休暇に関する規則(昭和29年茨城県人事委員会規則第13号)別表第3に基準が定められている特別休暇(以下「配偶者海外同行休暇」という。)の承認を受け」を「配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)をし、若しくは停職にされ」に改め、同号イ中「停職にされ若しくは配偶者海外同行休暇を受け」を「配偶者同行休業をし、若しくは停職にされ」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以降に支給される期末手当に係る在職期間の算定における、職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(平成26年茨城県人事委員会規則第9号)による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則(昭和29年茨城県人事委員会規則第13号)別表第3の事由により特別休暇を与えられている職員の当該休暇の期間の取扱いについては、第1条による改正前の職員の給与に関する規則第55条の7第2項の規定の例による。

~~~~~

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第9号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和29年茨城県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第5項中「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改める。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則別表第3の事由により特別休暇を与えられている職員に係る当該休暇の取扱いについては、なお従前の例による。

~~~~~

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日



茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茨城県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。  
別表知事部局の部本庁の項中「産学連携推進室長」の次に「国際観光推進室長」を加える。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第11号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第2項を次のように改める。

(2) 社会医療法人愛宣会

別表第1中第39項を削り、第30項から第38項までを1項ずつ繰り下げ、第29項の次に次の1項を加える。

(30) 公益財団法人中小企業振興公社

別表第1中第47項を削り、第46項の次に次の1項を加える。

(47) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

別表第1中第52項を削り、第51項を第52項とし、第50項の次に次の1項を加える。

(52) 一般社団法人地方税電子化協議会

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

~~~~~  
**告 示**

茨城県告示第318号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号 | 種類 | 題 名                       | 配給会社                |
|------|----|---------------------------|---------------------|
| 3097 | 映画 | 純愛不倫 恍惚のくちづけ              | オーピー映画              |
| 3098 | 映画 | 花と蛇 ZERO                  | 東映ビデオ               |
| 3099 | 映画 | 紅い発情 魔性の香り                | オーピー映画              |
| 3100 | 映画 | 巨乳未亡人 お願い!許して...          | オーピー映画              |
| 3101 | 映画 | 淫乱体験 カラダが溶けちゃう            | 新東宝映画               |
| 3102 | 映画 | 女の穴                       | アイエス・フィールド          |
| 3103 | 映画 | 肉 (原題) WE ARE WHAT WE ARE | トランスフォーマー<br>(アメリカ) |

### 茨城県告示第319号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類

イノシシ

#### 2 延長後の狩猟期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間内において、毎年、11月15日から翌年3月31日まで。ただし、3月16日から3月31日までの期間に使用できる猟具はわなに限定し、わなに掛かったイノシシを止めさしする場合のみ、銃器の使用を可能とする。

#### 3 狩猟期間を延長する区域

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市、城里町、大子町（19市町）

### 茨城県告示第320号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定により、次のとおり禁止猟法の一部を解除する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 禁止猟法の一部を解除する必要がある特定鳥獣の種類

イノシシ

#### 2 禁止を解除する猟法

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3項第9号の規定による猟法のうち、イノシシを捕獲等するため輪の直径が12cmを超えるくくりわなを使用する方法

#### 3 禁止猟法の一部を解除する区域

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市、城里町、大子町（19市町）

**茨城県告示第321号**

茨城県立自然公園条例施行規則（昭和37年5月28日茨城県規則第59号。以下「規則」という。）第9条の2第28項の規定に基づき、笠間県立自然公園の特別地域内の行為の認可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定め、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

笠間県立自然公園の特別地域内の行為の認可基準の特例を適用する地域及び基準の特例

（特例を適用する地域の範囲）

第1条 笠間県立自然公園の特別地域内の行為の認可基準の特例を適用する地域の範囲は、次のとおりとする。

富谷山の安全で親しみのある山づくり事業実施地区 桜川市飯測字大日陰433並びに桜川市飯測字大日陰434、桜川市飯測字大日陰435-1、桜川市飯測字大日陰435-2、桜川市飯測字大日陰435-3、桜川市飯測字大日陰435-4、桜川市久原字堂ノ入745-21、桜川市久原字堂ノ入745-28、桜川市道 W3169号線の一部

2 前項に掲げる地域を示した図面は、茨城県生活環境部環境政策課並びに笠間県立自然公園の区域に存する市の市役所及び町村の町村役場に備え付けて供覧する。

（富谷山の安全で親しみのある山づくり事業実施地区の基準の特例）

第2条 富谷山の安全で親しみのある山づくり事業実施地区において行われる規則第9条の2第17項第1号本文に規定する行為については、同号イ及びウの規定は、適用しない。

---

**茨城県告示第322号**

平成19年3月27日茨城県告示第397号で告示した茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の規定に基づき知事が別に定める額の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

表1の項中「12,850円」を「13,220円」に、「12,100円」を「12,450円」に、「7,600円」を「7,820円」に、「6,630円」を「6,820円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表2の項中「5,620円」を「5,780円」に、「6,550円」を「6,740円」に、「6,520円」を「6,710円」に、「8,150円」を「8,380円」に、「6,510円」を「6,700円」に、「5,410円」を「5,560円」に、「6,280円」を「6,460円」に、「5,200円」を「5,350円」に、「10,340円」を「10,640円」に、「8,660円」を「8,910円」に改め、同表5の項から7の項までの規定中「1.05」を「1.08」に改め、同表9の項中「2,310円」を「2,380円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「5,570円」を「5,730円」に改め、同表13の項中「10,500円」を「10,800円」に、「5,250円」を「5,400円」に改め、同表14の項中「1.05」を「1.08」に改める。

---

**茨城県告示第323号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業者の名称             | 事業所の名称             | 事業所の所在地       | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|------------|--------------------|--------------------|---------------|-------------|------------|
| 0810110197 | 一般財団法人茨城県メディカルセンター | 一般財団法人茨城県メディカルセンター | 水戸市笠原町489     | 通所リハビリテーション | 平成26年1月31日 |
| 0870300159 | 株式会社プラザマム          | 株式会社プラザマム          | 土浦市板谷7-626-11 | 訪問介護        | 平成26年2月19日 |
| 0870301298 | 株式会社プラザマム          | 株式会社プラザマム          | 土浦市板谷7-626-11 | 通所介護        | 平成26年2月19日 |
| 0874100092 | 社会福祉法人明康会          | 紫雲荘 訪問介護事業所        | 筑西市海老ヶ島1999   | 訪問介護        | 平成26年3月1日  |
| 0874100118 | 社会福祉法人明康会          | 紫雲荘 訪問入浴介護事業所      | 筑西市海老ヶ島1999   | 訪問入浴介護      | 平成26年3月1日  |
| 0874400179 | 社会福祉法人栄真会          | やまなみ園訪問介護事業所       | 北相馬郡利根町立木909  | 訪問介護        | 平成26年3月1日  |
| 0870302171 | 株式会社オレンジ・クローバー     | レッツ倶楽部 土浦          | 土浦市富士崎1-10-1  | 通所介護        | 平成26年2月28日 |
| 0871700563 | 株式会社メディカルアシスト      | 藤代デイサービスセンター       | 取手市宮和田298     | 通所介護        | 平成26年2月28日 |
| 0871700589 | 株式会社メディカルアシスト      | 藤代訪問介護サービス         | 取手市宮和田298     | 訪問介護        | 平成26年2月28日 |

## 茨城県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業者の名称        | 事業所の名称      | 事業所の所在地       | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------|---------------|-------------|---------------|---------|------------|
| 0870301512 | 株式会社プラザマム     | 株式会社プラザマム   | 土浦市板谷7-626-11 | 居宅介護支援  | 平成26年2月19日 |
| 0871700571 | 株式会社メディカルアシスト | 藤代ケアプランセンター | 取手市宮和田298     | 居宅介護支援  | 平成26年2月28日 |

## 茨城県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業者の名称             | 事業所の名称             | 事業所の所在地       | サービスの種類         | 廃止年月日      |
|------------|--------------------|--------------------|---------------|-----------------|------------|
| 0810110197 | 一般財団法人茨城県メディカルセンター | 一般財団法人茨城県メディカルセンター | 水戸市笠原町489     | 介護予防通所リハビリテーション | 平成26年1月31日 |
| 0870300159 | 株式会社プラザマム          | 株式会社プラザマム          | 土浦市板谷7-626-11 | 介護予防訪問介護        | 平成26年2月19日 |

| 事業所番号      | 事業者の名称         | 事業所の名称       | 事業所の所在地       | サービスの種類  | 廃止年月日      |
|------------|----------------|--------------|---------------|----------|------------|
| 0870301298 | 株式会社プラザマアム     | 株式会社プラザマアム   | 土浦市板谷7-626-11 | 介護予防通所介護 | 平成26年2月19日 |
| 0870302171 | 株式会社オレンジ・クローバー | レッツ倶楽部 土浦    | 土浦市富士崎1-10-1  | 介護予防通所介護 | 平成26年2月28日 |
| 0871700563 | 株式会社メディカルアシスト  | 藤代デイサービスセンター | 取手市宮和田298     | 介護予防通所介護 | 平成26年2月28日 |
| 0871700589 | 株式会社メディカルアシスト  | 藤代訪問介護サービス   | 取手市宮和田298     | 介護予防訪問介護 | 平成26年2月28日 |

## 茨城県告示第326号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地           | 事業者の名称    | 主たる事務所の所在地            | 指定年月日     | サービスの種類    |
|------------|--------|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|------------|
| 0850100397 | チェリタン  | 水戸市元吉田町一里塚東1872番地 | 社会福祉法人愛正会 | 高萩市大字下手綱字大谷口1951番地の15 | 平成26年4月1日 | 放課後等デイサービス |

## 茨城県告示第327号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称  | 事業所の所在地       | 事業者の名称   | 主たる事務所の所在地    | 指定年月日     | サービスの種類    |
|------------|---------|---------------|----------|---------------|-----------|------------|
| 0850300096 | たんぼぼ作業所 | 土浦市宍塚1659番地の1 | 佐野鋼業株式会社 | 土浦市宍塚1659番地の1 | 平成26年4月1日 | 放課後等デイサービス |

## 茨城県告示第328号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称  | 事業所の所在地      | 事業者の名称   | 主たる事務所の所在地   | 指定年月日     | サービスの種類          |
|------------|---------|--------------|----------|--------------|-----------|------------------|
| 0850300112 | キッズののほな | 土浦市真鍋三丁目9番2号 | 株式会社ののほな | 土浦市真鍋三丁目9番2号 | 平成26年4月1日 | 児童発達支援放課後等デイサービス |

## 茨城県告示第329号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地        | 事業者の名称               | 主たる事務所の所在地     | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの種<br>類 |
|------------|--------|----------------|----------------------|----------------|---------------|-----------------|
| 0850300104 | ふおれすと  | 土浦市中村南四丁目7番26号 | 特定非営利活動法人サポートハウスにれの木 | 土浦市中村南四丁目7番26号 | 平成26年<br>4月1日 | 放課後等デイサービス      |

## 茨城県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称   | 事業所の所在地     | 事業者の名称            | 主たる事務所の所在地  | 指定年月<br>日     | サービ<br>スの種<br>類 |
|------------|----------|-------------|-------------------|-------------|---------------|-----------------|
| 0810300269 | ざっきよやくらぶ | 土浦市東崎町6番29号 | 特定非営利活動法人ざっきよやくらぶ | 土浦市東崎町6番29号 | 平成26年<br>4月1日 | 生活介護            |

## 茨城県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称   | 事業所の所在地     | 事業者の名称            | サービスの種類              | 廃 止<br>年月日     |
|------------|----------|-------------|-------------------|----------------------|----------------|
| 0810300269 | ざっきよやくらぶ | 土浦市東崎町6番29号 | 特定非営利活動法人ざっきよやくらぶ | 自立訓練(生活訓練)<br>就労移行支援 | 平成26年<br>3月31日 |

## 茨城県告示第332号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成25年度臨時種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けた種畜は次のとおりであるので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

種 畜 検 査 名 簿

| 種畜証明書番号     | 名前                                  | 種 類 | 品 種      | 生年月日      | 飼養者            |                              |
|-------------|-------------------------------------|-----|----------|-----------|----------------|------------------------------|
|             |                                     |     |          |           | 住 所            | 氏 名                          |
| 31308990001 | デー エクスプレ<br>ス イバボク12 6<br>08344     | 豚   | デュロック種   | H24.12.12 | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990002 | ファイヤー デー<br>イバボク12 2<br>08379       | 豚   | デュロック種   | H25.1.6   | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990003 | グラニート ビッ<br>ク フクボク13 1<br>6003      | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.10  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990004 | ライトウエイ ア<br>ロン フクボク13<br>1 6008     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.17  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990005 | グラニート フレ<br>ッド フクボク13<br>1 6010     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.23  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990006 | ライトウエイ ア<br>ンバサダー フク<br>ボク13 1 6016 | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.24  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990007 | ユーロン ビック<br>フクボク13 1 6018           | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.29  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990008 | ユーロン アロン<br>フクボク13 1 6022           | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.30  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990009 | ライトウエイ ボ<br>ナビスタ フクボ<br>ク13 1 6025  | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.6.6   | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990010 | ライトウエイ グ<br>ラニート フクボ<br>ク13 1 6028  | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.6.10  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990011 | ミヤボク スタリ<br>オン イバボク13<br>1 6108     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.12  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990012 | ミヤボク スタリ<br>オン イバボク13<br>1 6115     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.12  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990013 | アイズ ミヤボク<br>イバボク13 1 6122           | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.12  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990014 | ミヤボク フルコ<br>ート イバボク13<br>1 6124     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.12  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990015 | スタリオン ミヤ<br>ボク イバボク13<br>1 6174     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.22  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990016 | アイズ ミヤボク<br>イバボク13 1 6195           | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.25  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990017 | ミヤボク スタリ<br>オン イバボク13<br>1 6230     | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.27  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330 | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |

| 種畜証明書番号     | 名前                        | 種 類 | 品 種      | 生年月日      | 飼養者             |                              |
|-------------|---------------------------|-----|----------|-----------|-----------------|------------------------------|
|             |                           |     |          |           | 住 所             | 氏 名                          |
| 31308990018 | アイヅ ミヤボク<br>イバボク13 1 6257 | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.5.30  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330  | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990019 | ミヤボク アイヅ<br>イバボク13 1 6270 | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.6.2   | 筑西市藤ヶ谷<br>2330  | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 31308990020 | アイヅ ミヤボク<br>イバボク13 1 6308 | 豚   | 大ヨークシャー種 | H25.6.17  | 筑西市藤ヶ谷<br>2330  | 独立行政法人 家畜<br>改良センター 茨城<br>牧場 |
| 11339781134 | 日出花国                      | 肉用牛 | 黒毛和種     | H24.9.4   | 常陸大宮市東<br>野3700 | 茨城県畜産センター<br>肉用牛研究所          |
| 11338965733 | 万宝関                       | 肉用牛 | 黒毛和種     | H24.10.29 | 常陸大宮市東<br>野3700 | 茨城県畜産センター<br>肉用牛研究所          |
| 11367484670 | 百合宏                       | 肉用牛 | 黒毛和種     | H25.1.2   | 常陸大宮市東<br>野3700 | 茨城県畜産センター<br>肉用牛研究所          |

## 茨城県告示第333号

農業改良資金の貸付事業に係る公金の収納及び支払の事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、別表に掲げるものに委託した。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(別表)

| 受 託 者 名                     | 所 在 地             |
|-----------------------------|-------------------|
| 茨 城 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 | 水戸市梅香1丁目1番4号      |
| 水 戸 農 業 協 同 組 合             | 水戸市赤塚2丁目27番地      |
| 常 陸 小 川 農 業 協 同 組 合         | 小美玉市小川1484番地の2    |
| 美 野 里 町 農 業 協 同 組 合         | 小美玉市竹原2120番地の5    |
| 茨 城 中 央 農 業 協 同 組 合         | 笠間市八雲1丁目3番5号      |
| ひ た ち な か 農 業 協 同 組 合       | ひたちなか市大平1丁目20番1号  |
| 茨 城 み ど り 農 業 協 同 組 合       | 常陸大宮市田子内町3091番地の6 |
| 茨 城 み ず ほ 農 業 協 同 組 合       | 常陸太田市山下町3889番地    |
| 茨 城 ひ た ち 農 業 協 同 組 合       | 高萩市本町1丁目100番2号    |
| 日 立 市 多 賀 農 業 協 同 組 合       | 日立市多賀町1丁目12番10号   |
| 茨 城 旭 村 農 業 協 同 組 合         | 鉾田市造谷1071番地       |
| ほ こ た 農 業 協 同 組 合           | 鉾田市安房1409番地の1     |
| し お さ い 農 業 協 同 組 合         | 神栖市深芝2752番地の5     |
| な め が た 農 業 協 同 組 合         | 行方市麻生3346番地の25    |
| 竜 ヶ 崎 市 農 業 協 同 組 合         | 龍ヶ崎市8200番地        |
| 稲 敷 農 業 協 同 組 合             | 稲敷市江戸崎甲3016番地の3   |
| 茨 城 か す み 農 業 協 同 組 合       | 稲敷郡美浦村郷中2661番地3   |



|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 土 浦 農 業 協 同 組 合           | 土浦市田中 1 丁目 1 番 4 号   |
| ひ た ち 野 農 業 協 同 組 合       | 石岡市南台 3 丁目 21 番 14 号 |
| や さ と 農 業 協 同 組 合         | 石岡市柿岡 3236 番地の 6     |
| つ く ば 市 農 業 協 同 組 合       | つくば市東岡 335 番地        |
| つ く ば 市 谷 田 部 農 業 協 同 組 合 | つくば市谷田部 2074 番地の 1   |
| 茨 城 み な み 農 業 協 同 組 合     | つくばみらい市谷井田 1609 番地   |
| 北 つ く ば 農 業 協 同 組 合       | 筑西市岡芹 2222 番地        |
| 常 総 ひ か り 農 業 協 同 組 合     | 下妻市宗道 2028 番地        |
| 茨 城 む つ み 農 業 協 同 組 合     | 猿島郡境町大字長井戸 23 番地     |
| 岩 井 農 業 協 同 組 合           | 坂東市岩井 2229 番地        |

### 茨城県告示第334号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

別表2中「0.9%」を「1.0%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成26年3月19日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

### 茨城県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除する保安林の所在場所  
那珂郡東海村大字照沼字藤の上775番16, 大字村松字真砂山4番141
- 2 指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
公共施設用地

### 茨城県告示第336号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分をした年月日 平成26年3月24日

2 処分を受けた者

- (1) 商 号 長山工業株式会社
- (2) 所 在 地 常陸大宮市門井145番地の6
- (3) 代表者の氏名 長山 安行
- (4) 建設業許可番号 茨城県知事許可(般・特-23)第380号

3 処分の内容

建設業の営業のうち、公共工事に係る営業及び民間工事であって補助金等の交付を受けているものに係る営業の3日間(平成26年4月7日から同月9日まで)の停止

(注1)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2)「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

4 処分の原因となった事実

長山工業株式会社の代表取締役は、同社の業務全般を統括している者であるが、同社のため、法定の除外事由がないのに、平成24年4月1日から同年6月22日までの間、同社の本店事務所等において、同社の労働者に対し、12回にわたり、1週間につき40時間ないし42時間の法定労働時間を13時間ないし38時間超えて合計297時間の時間外労働をさせるとともに、63回にわたり、1日につき8時間の法定労働時間を1時間ないし12時間超えて合計232時間の時間外労働をさせたほか、10回にわたり、毎週少なくとも1回の休日を与えなかったことから、労働基準法(昭和22年法律第49号)に違反するとして、平成26年1月8日付けで常陸太田簡易裁判所から罰金20万円に処するとの略式命令を受け、当該命令が同月30日に確定した。

当該事実は、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### 茨城県告示第337号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 常陸太田市
- 2 事業の種類 常陸太田市複合型交流拠点施設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
茨城県常陸太田市下河合町字二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたも

のである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県常陸太田市下河合町字二丁目地内における22,136.19㎡の土地を起業地とする「常陸太田市複合型交流拠点施設整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、常陸太田市が、国道349号バイパス沿道に、農林畜産物などの地場産物の販売、加工施設や道路利用者の休憩施設などを併設した地域情報発信拠点を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業に係る施設は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の規定により、普通地方公共団体が設置する公の施設であり、本件事業の施行に必要な予算措置も講じていることなどから、起業者である常陸太田市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

常陸太田市は、茨城県の北部に位置し、市内北部は山と緑に囲まれた穏やかな自然が広がり、南部はのどかな田園風景が広がり、水と緑が豊かな自然環境を有している。

基幹産業は、農林畜産業であり、農業は、稲作を中心に露地野菜、果樹、常陸秋そばなどが栽培されており、畜産業は、関東最大級を誇る里美牧場などにおいて、肉用牛の繁殖、肥育や酪農が行われている。また、市内には、佐竹氏や水戸徳川家ゆかりの史跡、竜神大吊橋、プラトーさとみ等の観光拠点施設があり、観光も主要な産業となっている。

しかしながら、近年、人口は、少子化や転出等による減少が著しく進んでいる。また、農林畜産業においては、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加などによる販売農家戸数が減少しており、農業の衰退化・弱体化が進行している。さらに、観光産業においては、近年の旅行者ニーズの多様化や福島第一原子力発電所の事故による風評被害のため、入込客数が落ち込んでいる。

本件事業の完成により、地域の農林畜産物の販売、加工等を行う施設が整備されることから、6次産業化の推進とともに地場産物の消費や販路の拡大が図られ、農業者の所得や生産意欲が向上し、新たな担い手が育成されるなど、常陸太田市の農林畜産業の振興に寄与することが認められる。

また、観光などの地域情報の受発信機能が強化されることから常陸太田市の魅力を効率的に紹介する機会が増大し、豊富な地域資源を生かした交流人口の拡大により、観光産業をはじめとする地域産業の活性化や地域の活力づくりに寄与することが認められる。

加えて、国道349号の道路利用者に対する休憩機能を有することから、車両交通の利便性の向上にも寄与することとなる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び茨城県環境影響評価条例(平成11年茨城県条例第7号)に基づく環境影響評価の対象となる事業ではないので、起業者は環境影響評価を実施していないが、本件事業の施行が周辺環境へ与える影響について検討した結果は、以下のとおりである。

騒音及び振動については、本件事業により整備する施設は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)における「特定施設」に該当しないため規制の適用外であるが、工事の実施においては、「特定建設作業」に該当するため法令を遵守し、低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して、周

辺環境への影響を抑制するとしている。

また、施設利用者の自動車音やイベント開催時の騒音については、周辺住宅地から約190mの距離があるため影響は少ないとしている。

雨水処理については、調整池を設置し既設水路への流量調整を行い、汚水雑排水については、公共下水道に接続し処理をするため、周辺地の水質に対する影響は少ないとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

また、希少動植物については、起業者が現地調査を行った結果、希少植物として、ミズワラビ、ウスゲチョウジタデの2種類が確認されたが、この2種類については、茨城県内では広く分布することが明らかになってきており、移植や保護までの必要性はないとしている。また、動物の調査結果では、希少種は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、国道349号バイパス沿道に、農林畜産物などの地場産物の販売、加工施設や道路利用者の休憩施設などを併設した地域情報発信拠点を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、沿道休憩施設等における各種基準等に適合していると認められる。

起業者は、本件事業の起業地を決定するにあたって、事業効果を最大限に発揮するため、面前交通量が多く、集客効果が最も期待できる常陸太田市南部の国道349号沿い（バイパスが整備されているところはバイパス沿い）の5箇所を候補地として選定している。その上でこれらの候補地について、本件事業の目的を果たす最も有効な位置にあり、市内外へのアクセスや交通条件が良好で、かつ来訪者が利用しやすいこと、支障となる物件が少なく、また、将来、土地の拡張性などに問題点が少ないこと、土地の法令制限や規制が少ないこと、国道349号を走行する車両からの視認性に優れ、周囲の景観を生かすことができること、工事費や用地費など整備に必要な事業費が少なく経済性に優れていることを選定条件として比較検討を行っている。

その結果、起業地となる候補地は、常陸太田市の玄関口であり、交通利便性が高く、障害となる構築物も無いなど土地利用上の問題点等が無く、規制の状況は普通であるが、景観・視認性及び経済性に特に優れていることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、常陸太田市では、農業の衰退化・弱体化の進行や観光産業の入込客数が落ち込んでいるなどの状況にあることから、できるだけ早期に、本件事業の施行により、農林畜産業の振興とともに観光産業をはじめとする地域産業の活性化や地域の活力づくりを図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲はないことから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

常陸太田市役所 産業部生産拡大・商品開発推進室

茨城県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 245号
- 3 道路の区域

| 区 間                                            | 旧新の別 | 敷地の幅員 |      | 延 長  | 摘 要     |
|------------------------------------------------|------|-------|------|------|---------|
|                                                |      | メートル  |      | メートル |         |
| ひたちなか市部田野字猪2979番6地先から<br>ひたちなか市部田野字猪2979番5地先まで | 旧    | 最大    | 35.0 | 32   |         |
|                                                |      | 最小    | 29.0 |      |         |
|                                                | 新    | 最大    | 31.0 | 32   | 区 域 除 外 |
|                                                |      | 最小    | 29.0 |      |         |

茨城県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 那珂市横堀2340番11地先から  
那珂市額田南郷882番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月31日

茨城県告示第340号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、阿見町中郷土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

龍ヶ崎市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久都市計画事業霞ヶ浦常南流域下水道関連

龍ヶ崎市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和50年12月25日から

平成33年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和50年茨城県告示第1316号，昭和53年茨城県告示第1395号，昭和56年茨城県告示第1482号，昭和62年茨城県告示第1239号，平成2年茨城県告示第1030号及び平成4年茨城県告示第1401号の事業地のとおり。

## (2) 使用の部分

昭和50年茨城県告示第1316号，昭和53年茨城県告示第1395号，昭和56年茨城県告示第1482号，昭和62年茨城県告示第1239号，平成2年茨城県告示第1030号，平成4年茨城県告示第1401号及び平成12年茨城県告示第263号の事業地から半田町東の一部並びに高作町字一番地，字二番地，字三番地，字四番地，字五番地，字六番地，字七番地，字八番地，字九番地，字十番地，字宮平，字平，字橋本並びに塗戸町字後畑，字台，字石井下，字石井，字塚岸，字界田，字虚空蔵，字東，字東平，字西平，字西，字宮下，字堂ノ下，字辺田，字大日下，字下，字池ノ下，字富山，字池ノ内，字島廻，字谷，字字通坂，字中，字下界田及び字居下を削除する。

## 茨城県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

常陸太田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業常陸太田市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和59年12月24日から

平成31年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分
- (2) 使用の部分

昭和59年茨城県告示第1582号, 昭和63年茨城県告示第296号, 平成元年茨城県告示第155号, 平成2年茨城県告示第1215号, 平成7年茨城県告示第660号, 平成12年茨城県告示第320号, 平成18年茨城県告示第356号及び平成24年茨城県告示第371号の事業地のうち(1)に掲げる区域を削り, 当該事業地に(2)に掲げる区域を加えた区域

(1)常陸太田市増井町字東寺領及び字菖蒲, 新宿町字元太田山, 上河合町字柳山, 真弓町字釜田, 字向井山, 字風張, 字御手洗及び字北谷津並びに大森町字焼付山の各一部の区域

(2)常陸太田市岡田町の一部の区域

## 茨城県告示第343号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

牛久市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

竜ヶ崎・牛久市都市計画下水道事業

牛久市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和51年2月9日から

平成33年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

## 茨城県告示第344号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

つくば市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画下水道事業つくば市公共下水道, 研究学園都市公共下水道及び荃崎町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和52年6月30日から

平成33年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和56年茨城県告示第1471号, 昭和62年茨城県告示第229号, 昭和62年茨城県告示第1728号, 昭和63年茨城県告示第237号, 昭和63年茨城県告示第820号, 昭和63年茨城県告示第1251号, 平成元年茨城県告示第901号, 平成元年茨城県告示第986号, 平成2年茨城県告示第1435号, 平成4年茨城県告示第440号, 平成7年茨城県告示第506号, 平成7年茨城県告示第1046号, 平成7年茨城県告示第1218号, 平成11年茨城県告示第202号, 平成11年茨城県告示第203号, 平成11年茨城県告示第208号, 平成11年茨城県告示第1296号, 平成12年茨城県告示第886号, 平成12年茨城県告示第993号, 平成13年茨城県告示第1325号, 平成16年茨城県告示第1140号, 平成18年茨城県告示第418号及び平成22年茨城県告示第234号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

つくば市大字上菅間字赤淵, 堤岸, 堂前, 前田, 小橋本, ニツ堂及び堂脇, 大字作谷字14耕地, 16耕地, 17耕地, 18耕地, 19耕地, 20耕地, 21耕地, 22耕地, 23耕地, 26耕地及び48耕地, 大字佐字北窪, 善光寺, 坂口, 台坪, 宮ノ脇, 大坪, 荒谷, 前坪, 馬場崎及び坂口, 大字今鹿島字今鹿島, 並松, 五斗蒔, 仙前, 古屋敷, 程嶋及び古屋敷東, 大字上郷字角内, 大境, 金村西及び山下, 大字野畑字天神境外, 西原, アシダ窪, 八幡山, 前山, 東原, 神山, 箕輪, 野畑及び下迎, 大字鬼ヶ窪字若宮, 大字真瀬字中原及び西原, 大字赤塚字車山, 中向作, 牛ヶ淵, 赤塚, 台口, 台及び原前, 大字下原字下原, 鳳王, 杳形, 宮後, 山崎, 西ノ堂, 後山, 屋敷内, 屋敷, 宅地内, 台口, 前畑及び下堀, 大字梶内字佐久郎治, 宮久保, 鳳王, 権現後, 宮山表, 宮山脇, 谷原, 谷畑, 屋敷付, 屋敷, 西ノ門, 梶内, 熊ノ前, 下福寺下及び前シノ, 大字新牧田字沖田道, 屋敷後, 屋敷, 仮家前, 仲畑ヶ, 前しの, 前山, ミノワ, 寺前, 山下, 新山下, 新牧田, た免下及び屋敷前, 大字稲岡字八方, 宮ノ越, 門口, 中口, 後山, 宅地後, 入口, 宅地下, 州崎, 稲岡, 迎山, 前東, 東田, 迎東, 柳町及び古屋敷尻, 大字北中島字外山, 東田, 屋敷, 屋敷下, 古屋敷下, 古屋敷, 屋敷尻及び北中島, 大字樋の沢字北中島並びに大字市之台字市ノ台, 屋敷及び前の各一部の区域

#### 茨城県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

##### 1 施行者の名称

ひたちなか市

##### 2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業

ひたちなか市流域関連公共下水道

##### 3 事業施行期間

昭和60年12月8日から

平成31年3月31日まで



4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

潮来市

2 都市計画事業の種類及び名称

潮来都市計画下水道事業  
潮来市公共下水道

3 事業施行期間

昭和48年3月5日から  
平成31年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし。
- (2) 使用の部分

昭和48年茨城県告示第202号、昭和49年茨城県告示第249号、昭和51年茨城県告示第490号、昭和59年茨城県告示第444号、平成3年茨城県告示第366号、平成8年茨城県告示第612号、平成14年茨城県告示第1285号、平成18年茨城県告示第905号、平成24年茨城県告示第373号の事業地に、潮来市潮来字天王免並びに水原字横枕、字江川、字浜野前、字堂前、字堂後、字反田、字荒久、字出口、字一ノ坪、字雪内、字石山、字次郎田町、字連法、字芝崎、字小台町及び字南池の全部の区域並びに潮来字潮来前並びに延方字延方前並びに新宮並びに水原字新田、字小屋、字南谷、字旗替、字台山、字根本、字石田前、字根崎、字六反田、字坂下、字浜ノ原、字荒工、字海辺、字池下、字谷原、字木滝及び字塙下の各一部の区域を加える。

茨城県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

守谷市

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画下水道事業

守谷市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年3月10日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

常陸大宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

大宮都市計画下水道事業

大宮公共下水道

3 事業施行期間

平成2年2月26日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成2年茨城県告示第210号、平成6年茨城県告示第1037号、平成10年茨城県告示第327号、平成10年茨城県告示第891号、平成14年茨城県告示第434号、平成18年茨城県告示第235号、平成22年茨城県告示第1029号及び平成24年茨城県告示第374号の事業地に常陸大宮市田子内町、泉字宮久保、字権現、字高作、字中村田、字矢口上、字片根、下村田字坪井上、上村田字上高作、字下高作、字東谷津、字矢口山、及び字矢口の各一部の区域を加える。

茨城県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

那珂市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業

那珂市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和58年1月20日から

平成31年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和58年茨城県告示第114号，昭和63年茨城県告示第1475号，昭和63年茨城県告示第1689号，平成2年茨城県告示第956号，平成5年茨城県告示第1198号，平成7年茨城県告示第1028号，平成10年茨城県告示第812号，平成14年茨城県告示第398号，平成15年茨城県告示第555号，平成18年茨城県告示第314号及び平成24年茨城県告示第269号の事業地に，大字額田北郷字下宿並びに大字額田東郷字新地，字柄目，並びに大字豊喰字原地，並びに大字戸字国神，字森の下，字畑中，字門松，字新家，字埋内，字湿気，字見門，字三田町，字根本，字宇合の田，字鞆掛の各全部の区域，並びに大字中里字十文字，字平野，字山田，字前岸，字平野谷津，並びに大字菅谷字寄居，字木の宮，並びに大字額田南郷字新宿，並びに大字額田北郷字下宿後，字仙翁内，字小沼，字本宿，字後宿，並びに大字額田東郷字新地後，字中道，字伊達，字柄目下，字岸桂寺，字新地前，字神明谷，字一里塚，字永井，字仙翁内，並びに大字後台字宿東，字宮脇，字バツケ，字出水，字下新地，字小谷津，字三島，字替地，字野中，字宿西，字大仏，字野中原，字西原，字小川前，並びに大字東木倉字原地，字新貝山，字清水原，並びに大字豊喰字久保山下，字間野，字清水原，並びに大字戸字浜井場，字権現堂，字石井戸，字立石，字道地内，字寺前，字後山，字寺沢，字天神川原，字川岸前，字山の神，字上宿，字下宿，字若宮，字若宮後，字宿後，字若宮新地下，字椎出し，字下小屋，字愛前，字岡宿，字根岸，字根岸下，字根本後及び字道陸神の各一部の区域を加える。

## 茨城県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

稲敷市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷東部台都市計画下水道事業

稲敷市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成9年5月2日から

平成33年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし。
- (2) 使用の部分  
変更なし。

## 茨城県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

神栖市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業  
神栖市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成9年12月22日から  
平成30年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和52年3月10日茨城県告示第276号、昭和56年3月9日茨城県告示第317号、昭和63年2月4日茨城県告示第158号、平成7年4月10日茨城県告示第478号、平成11年3月29日茨城県告示第347号（以上神栖町公共下水道）、昭和54年2月22日茨城県告示第236号、昭和61年3月31日茨城県告示第507号、昭和63年2月18日茨城県告示第235号、平成元年3月20日茨城県告示第434号、平成8年4月1日茨城県告示第433号、平成11年3月29日茨城県告示第348号（以上波崎町公共下水道）及び平成20年3月13日茨城県告示第322号の事業地に、神栖市大野原中央一丁目並びに大野原中央二丁目並びに大野原中央三丁目並びに木崎字運上山、字西町、字南町、字畑添、字宅地添、字北柵、字砂向、字高山、字大内、字浦田及び字屋敷添の全部の区域並びに大野原四丁目並びに大野原五丁目並びに大野原六丁目並びに大野原七丁目並びに大野原八丁目並びに大野原中央四丁目並びに大野原中央五丁目並びに大野原中央六丁目並びに息栖字出木々、字出来々及び字稲荷後並びに木崎字砂留山、字高山添、字砂山、字扇及び字新扇並びに田畑字亀ノ甲、字大内及び字苧野並びに溝口字扇田の各一部の区域を加える。

## 茨城県告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
つくばみらい市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
つくばみらい都市計画下水道事業  
つくばみらい市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 5 年 11 月 22 日から  
平成 27 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
大洗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画下水道事業  
大洗町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成元年2月9日から  
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

平成元年茨城県告示第153号、平成8年茨城県告示第180号、平成11年茨城県告示第1216号、平成14年茨城県告示第396号、平成18年茨城県告示第19号、平成21年茨城県告示第801号及び平成24年茨城県告示第282号の事業地に、大洗町大字磯道並びに大字磯浜町字腰巻及び字鍛冶屋後の全部の区域並びに大字磯浜町字東、字天堂、字花立、字塚本、字松台堂、字中畑、字磯口及び字道祖神脇並びに大字大貫町字前原、字御中山及び字山場平の各一部の区域を加える。

茨城県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の

規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

城里町

2 都市計画事業の種類及び名称

常北都市計画及び

水戸・勝田都市計画下水道事業城里町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年12月5日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

(2) 使用の部分

平成3年12月5日茨城県告示第1322号，平成10年3月26日茨城県告示第329号，平成10年7月21日茨城県告示第867号，平成14年4月1日茨城県告示第395号，平成18年1月5日茨城県告示第20号，平成21年6月18日茨城県告示第867号及び平成23年12月12日茨城県告示第1312号の事業地に，城里町大字増井，大字下青山の各一部の区域を加える。

茨城県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

河内町

2 都市計画事業の種類及び名称

稲敷東南部都市計画下水道事業

河内町公共下水道

3 事業施行期間

平成11年12月20日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
猿島郡五霞町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岩井・境都市計画下水道事業  
五霞町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和57年2月4日から  
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

茨城県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
利根町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業  
利根町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年2月19日から  
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**茨城県告示第358号**

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成26年3月24日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）  
土浦市霞ヶ岡町7番21号  
橋本 詔彦  
（売りさばき所：土浦市卸町2丁目1番39号）

**茨城県告示第359号**

平成5年3月31日茨城県告示404号で告示した茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第274条の規定により定める帳票の様式の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正前の告示に定める様式により現に使用している用紙については、当分の間、なお使用することができるものとする。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

様式第65号、様式第66号及び様式第77号（その4）を次のように改める。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。



様式第65号

### 更 正 通 知 書

平 成 年 月 日

茨城県指定金融機関

常陽銀行 店 様

会計管理者又は地方出納員職氏名印

(Seal area indicated by a dashed box)

下記のとおり更正してください。

|                                                                                                                                         |     |                                                                                                         |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|--|---|---|---|--------|-------|---|---|-------------------------|---|--------|---|---|--|--|
| 更正区分                                                                                                                                    |     | <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 支出      ( <input type="checkbox"/> の中にレで表示)<br>( ) |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
| 更正金額                                                                                                                                    |     |                                                                                                         |           |       |  | 百 | 十 | 億 |        | 千     | 百 | 十 | 万                       | 千 | 百      | 十 | 円 |  |  |
| 区                                                                                                                                       | 分   | 年 度                                                                                                     | 会計コード・会計名 |       |  |   |   |   |        |       |   |   | 所 属 機 関 名 ・<br>所 属 コー ド |   |        |   |   |  |  |
| <input type="checkbox"/> 年 度<br><input type="checkbox"/> 会 計<br><input type="checkbox"/> 所 属<br>( <input type="checkbox"/> の中に<br>レで表示) | 正   |                                                                                                         |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
|                                                                                                                                         | 誤   |                                                                                                         |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
| 明<br><br><br>細                                                                                                                          | 年 度 | 会 計 名                                                                                                   | 金 額       | 納入義務者 |  |   |   |   | 収入年月日  | 所 属 店 |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
|                                                                                                                                         |     |                                                                                                         |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
|                                                                                                                                         |     |                                                                                                         |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
|                                                                                                                                         |     |                                                                                                         |           |       |  |   |   |   |        |       |   |   |                         |   |        |   |   |  |  |
| 指定金融機関の区分欄                                                                                                                              |     |                                                                                                         | 検<br>印    |       |  |   |   |   | 整<br>理 |       |   |   |                         |   | 受<br>付 |   |   |  |  |

- 注 1 更正区分欄の収入は、収入、戻入、歳計外現金・基金の受入れに使用。
- 2 更正区分欄の支出は、支出、戻出、歳計外現金・基金の払いに使用。
- 3 更正する内容が、戻入又は戻出の場合には、会計コード・会計名欄の ( ) の中に、戻入・戻出の別を記入する。
- 4 支払未済繰越金を更正するときは、更正区分欄の ( ) の中に支払未済繰越金と記入する。
- 5 収入の所属更正の場合は、明細を記入し収納済通知票又は税に係る領収済通知書の写しを添付する。

様式第66号

更 正 通 知 書 (控)

平 成 年 月 日

茨城県指定金融機関

常陽銀行 店 様

会計管理者又は地方出納員職氏名印

-----  
 下記のとおり更正してください。

|                                                                                                                |     |                                                                                |               |           |           |       |     |     |                       |   |   |   |   |   |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------|-----------|-------|-----|-----|-----------------------|---|---|---|---|---|---|
| 更正区分                                                                                                           |     | <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 支出      (□の中にレで表示)<br>( ) |               |           |           |       |     |     |                       |   |   |   |   |   |   |
| 更正金額                                                                                                           |     |                                                                                |               |           | 百         | 十     | 億   | 千   | 百                     | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 区                                                                                                              | 分   | 年 度                                                                            | 会 計 コード・会 計 名 |           |           |       |     |     | 所 属 機 関 名・<br>所 属 コード |   |   |   |   |   |   |
| <input type="checkbox"/> 年 度<br><input type="checkbox"/> 会 計<br><input type="checkbox"/> 所 属<br>(□の中に<br>レで表示) | 正   |                                                                                |               |           |           |       |     | ( ) |                       |   |   |   |   |   |   |
|                                                                                                                | 誤   |                                                                                |               |           |           |       |     | ( ) |                       |   |   |   |   |   |   |
| 明<br><br>細                                                                                                     | 年 度 | 会 計 名                                                                          | 金 額           | 納 入 義 務 者 | 収 入 年 月 日 | 所 属 店 |     |     |                       |   |   |   |   |   |   |
|                                                                                                                |     |                                                                                |               |           |           |       |     |     |                       |   |   |   |   |   |   |
|                                                                                                                |     |                                                                                |               |           |           |       |     |     |                       |   |   |   |   |   |   |
|                                                                                                                |     |                                                                                |               |           |           |       |     |     |                       |   |   |   |   |   |   |
| 指定金融機関の区分欄                                                                                                     |     |                                                                                | 検 印           |           | 整 理       |       | 受 付 |     |                       |   |   |   |   |   |   |

- 注 1 更正区分欄の収入は、収入、戻入、歳計外現金・基金の受入れに使用。  
 2 更正区分欄の支出は、支出、戻出、歳計外現金・基金の払いに使用。  
 3 更正する内容が、戻入又は戻出の場合には、会計コード・会計名欄の ( ) の中に、戻入・戻出の別を記入する。  
 4 支払未済繰越金を更正するときは、更正区分欄の ( ) の中に支払未済繰越金と記入する。  
 5 収入の所属更正の場合は、明細を記入し収納済通知票又は税に係る領収済通知書の写しを添付する。

様式第77号 (その4)

請 求 書 ( 内 国 旅 行 )

| 課 (公署) 名 |                   | 旅費受任者 職氏名                 |     | 印                                                              | 年度                  | 会計区分     |                     | 款       | 項          | 目       |            |         |          |         |    |
|----------|-------------------|---------------------------|-----|----------------------------------------------------------------|---------------------|----------|---------------------|---------|------------|---------|------------|---------|----------|---------|----|
|          |                   |                           |     |                                                                |                     | [ 会計略号 ] |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
| 請求書集合枚数  |                   | 支払方法<br>該当は□の中に<br>レで表示する |     | <input type="checkbox"/> 精算払い<br><input type="checkbox"/> 概算払い | 金額                  |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          |                   |                           |     |                                                                | 鉄道 (船, 航空)<br>路程 km | 運賃<br>円  | 車<br>路程 km          | 金額<br>円 | 旅行雑費<br>日数 | 金額<br>円 | 宿泊<br>夜数   | 金額<br>円 | 摘要       |         |    |
| 職氏名      | 旅行月<br>日又は<br>期 間 | 発着地                       | 用務先 | 目的地                                                            | 宿泊地                 | 用務その他    | 鉄道 (船, 航空)<br>路程 km | 運賃<br>円 | 車<br>路程 km | 金額<br>円 | 旅行雑費<br>日数 | 金額<br>円 | 宿泊<br>夜数 | 金額<br>円 | 摘要 |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          | .                 |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         |            |         |          |         |    |
|          |                   |                           |     |                                                                |                     |          |                     |         |            |         | 計          | 円       | 円        | 集合計円    |    |

備考 旅費事務委任届を提出していない者は、摘要欄を請求印欄として使用すること。

## 茨城県告示第360号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の4で告示した公所及びか所の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

別表第1 公所 中 「福祉相談センター」の次の「こども福祉医療センター」を削る。

~~~~~

公 告

~~~~~

## ●公の施設の指定管理者の指定の取消し

県報第2550号で公告した公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり指定を取り消した。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 公の施設の名称   | 指定管理者の指定を取り消したもの                               | 指定の取消し日   |
|-----------|------------------------------------------------|-----------|
| 茨城県鳥獣センター | 水戸市上国井町3118番地1<br>公益財団法人茨城県農林振興公社<br>理事長 中村 直紀 | 平成26年2月6日 |

## ●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 公の施設の名称   | 指定管理者として指定したもの                                 | 指定の期間                       |
|-----------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| 茨城県鳥獣センター | 水戸市上国井町3118番地1<br>公益社団法人茨城県農林振興公社<br>理事長 中村 直紀 | 平成26年4月1日から<br>平成31年3月31日まで |

## ●公の施設の指定管理者の指定の取り消し

県報第2550号で公告した公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり指定を取り消した。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 公の施設の名称        | 指定管理者の指定を取り消したもの                                | 指定の取消し日       |
|----------------|-------------------------------------------------|---------------|
| 茨城県民の森         | 水戸市上国井町3118番地 1<br>公益財団法人茨城県農林振興公社<br>理事長 中村 直紀 | 平成26年 2 月 6 日 |
| 茨城県植物園         |                                                 |               |
| 茨城県森のカルチャーセンター |                                                 |               |
| 茨城県さきこ博士館      |                                                 |               |
| 茨城県水郷県民の森      | 水戸市上国井町3118番地 1<br>公益財団法人茨城県農林振興公社<br>理事長 中村 直紀 | 平成26年 2 月 6 日 |

●公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成26年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 公の施設の名称        | 指定管理者として指定したもの                                  | 指定の期間                               |
|----------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 茨城県民の森         | 水戸市上国井町3118番地1<br>公益社団法人茨城県農林振興公社<br>理事長 中村 直紀  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成31年 3 月 31 日まで |
| 茨城県植物園         |                                                 |                                     |
| 茨城県森のカルチャーセンター |                                                 |                                     |
| 茨城県さきこ博士館      |                                                 |                                     |
| 茨城県水郷県民の森      | 水戸市上国井町3118番地 1<br>公益社団法人茨城県農林振興公社<br>理事長 中村 直紀 | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成31年 3 月 31 日まで |

●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 ひたちなか市
- 2 作業種類 公共測量（数値図化（地図情報レベル2500））  
公共測量（地図編集（地図情報レベル2500））
- 3 作業終了日 平成26年 3 月 14 日
- 4 作業地域 ひたちなか市全域

- 1 測量機関 国土交通省関東地方整備局下館河川事務所
- 2 作業種類 公共測量（既存地形図修正）
- 3 作業終了日 平成26年 3 月 13 日
- 4 作業地域 龍ヶ崎市，取手市，つくばみらい市，守谷市，常総市，つくば市，  
下妻市，八千代町，結城市，筑西市

### ●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 筑西市
- 2 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 3 作業終了日 平成26年3月14日
- 4 作業地域 筑西市全域

### ●基幹道路の整備事業の全部完了

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

| 路線名                 | 工事区間                               | 工事の種類 | 工事完了の日      |
|---------------------|------------------------------------|-------|-------------|
| 常陸太田市道<br>水8-7282号線 | 常陸太田市上高倉町2286番2地先から<br>〃 2277番地先まで | 道路改良  | 平成25年10月15日 |

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北茨城市平潟町字大原内1,027番1の一部、1,028番3、1,036番3、1,036番4の一部、1,036番34、1,039番、1,040番、1,041番、1,042番、1,045番の一部、及び里道
- 2 事業主の住所及び氏名  
北茨城市磯原町磯原1630番地  
北茨城市長 豊田 稔

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
久慈郡大子町大字池田字横峯549番2、554番1、同番3、同番4、568番2、574番1、同番2、同番3、577番1、同番2、580番、582番1、同番2、2842番
- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市笠原町600番地27  
日榮産業株式会社 代表取締役 加森 正恒

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市小張字谷口脇2785番, 2786番1, 2788番1, 同番2, 2802番, 2803番1, 2804番, 2805番, 2806番1

2 事業主の住所及び氏名  
土浦市真鍋新町8番7号  
学校法人霞ヶ浦学園  
理事長 高塚 千史

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
つくばみらい市小張字西耕地4769番4, 4770番2

2 事業主の住所及び氏名  
つくばみらい市板橋2756番地5  
星野 剛史

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
桜川市上野原地新田字上野原155番3

2 事業主の住所及び氏名  
筑西市丙92番地  
医療法人鴻仁会  
理事長 小松 壽 薫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
桜川市真壁町長岡字清水234番1

2 事業主の住所及び氏名  
桜川市岩瀬201番地ル・シャンテ壺番館103  
菅谷 誠, 菅谷 智恵

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員公告第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第5項の規定に基づき、監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月31日

|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
| 茨城県監査委員 | 磯 | 崎 | 久喜雄 |
| 同       | 森 | 田 | 悦男  |
| 同       | 小 | 沼 | 均   |
| 同       | 齋 | 藤 | 良彦  |

| 機 関 名               | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                    |
|---------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 茨城県近代美術館天心記念五浦分館    | 26. 1. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県東京農産物販売推進センター    | 26. 1. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県近代美術館つくば分館       | 26. 1. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立霞ヶ浦聾学校          | 26. 1. 22 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立波崎高等学校          | 26. 1. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立波崎柳川高等学校        | 26. 1. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県大子警察署            | 26. 1. 23 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県茨城港湾事務所          | 26. 1. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県茨城港湾事務所日立港区事業所   | 26. 1. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県茨城港湾事務所大洗港区事業所   | 26. 1. 27 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県水戸土木事務所          | 26. 1. 28 | 財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県土浦保健所            | 26. 1. 31 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県工業技術センター         | 26. 2. 3  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県潮来保健所            | 26. 2. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県県南食肉衛生検査所        | 26. 2. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県工業技術センター窯業指導所    | 26. 2. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立鉾田第一高等学校        | 26. 2. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立鉾田第二高等学校        | 26. 2. 4  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立玉造工業高等学校        | 26. 2. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立石岡第一高等学校        | 26. 2. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県筑西警察署            | 26. 2. 5  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県農業総合センター農業大学校園芸部 | 26. 2. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立竜ヶ崎第二高等学校       | 26. 2. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立総和工業高等学校        | 26. 2. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |
| 茨城県立鹿島特別支援学校        | 26. 2. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                 |



| 機 関 名                                 | 実施年月日     | 監 査 の 結 果                                     |
|---------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 茨 城 県 土 浦 警 察 署                       | 26. 2. 6  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 水 産 試 験 場                       | 26. 2. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 笠 間 高 等 学 校                   | 26. 2. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 取 手 第 一 高 等 学 校               | 26. 2. 7  | 財務に関する事務の執行は、支出に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。     |
| 茨 城 県 桜 川 警 察 署                       | 26. 2. 7  | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 佐 竹 高 等 学 校                   | 26. 2. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 那 珂 警 察 署                       | 26. 2. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 石 岡 警 察 署                       | 26. 2. 10 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 ひ た ち な か 東 警 察 署               | 26. 2. 12 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 鉾 田 警 察 署                       | 26. 2. 12 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 県 南 農 林 事 務 所<br>稲敷地域農業改良普及センター | 26. 2. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 県 西 農 林 事 務 所<br>坂東地域農業改良普及センター | 26. 2. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 農 業 研 究 所       | 26. 2. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 牛 久 高 等 学 校                   | 26. 2. 13 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 県 央 農 林 事 務 所<br>笠間地域農業改良普及センター | 26. 2. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 神 栖 高 等 学 校                   | 26. 2. 14 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 麻 生 高 等 学 校                   | 26. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 江 戸 崎 総 合 高 等 学 校             | 26. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 結 城 第 一 高 等 学 校               | 26. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 結 城 第 二 高 等 学 校               | 26. 2. 17 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| ミュージアムパーク茨城県自然博物館                     | 26. 2. 19 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 筑 西 児 童 相 談 所                   | 26. 2. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 鉾 田 農 業 高 等 学 校               | 26. 2. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 水 海 道 第 二 高 等 学 校             | 26. 2. 20 | 財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                  |
| 茨 城 県 立 中 央 看 護 専 門 学 校               | 26. 2. 25 | 財務に関する事務の執行は、支出及び契約に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |

| 機 関 名                               | 実 施 年 月 日 | 監 査 の 結 果                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茨 城 県 立 太 田 第 二 高 等 学 校             | 26. 2. 25 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 支 出 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                              |
| 茨 城 県 立 下 館 第 二 高 等 学 校             | 26. 2. 25 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 に お い て, 次 の 指 摘 事 項 が あ っ た。<br>ブ ラ イ ト ホ ー ル 学 習 室 の 改 修 に お い て, 担 当 者 が 本 来 の 手 続 き を 経 る こ と な く 特 定 の 業 者 を 決 定 し 工 事 を 行 わ せ て い た こ と, ま た, 工 事 完 了 ま で そ れ を 確 認 で き な か っ た チェック体制の不備は適切でない。 |
| 茨 城 県 立 坂 東 総 合 高 等 学 校             | 26. 2. 25 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 経 済 性 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                            |
| 茨 城 県 県 西 農 林 事 務 所                 | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 支 出 等 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                            |
| 茨 城 県 鹿 島 港 湾 事 務 所                 | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 財 産 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                              |
| 茨 城 県 立 海 洋 高 等 学 校                 | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                                                        |
| 茨 城 県 立 水 海 道 第 一 高 等 学 校           | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 収 入 等 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                            |
| 茨 城 県 立 守 谷 高 等 学 校                 | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                                                        |
| 茨 城 県 立 伊 奈 高 等 学 校                 | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                                                        |
| 茨 城 県 立 水 戸 特 別 支 援 学 校             | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                                                        |
| 茨 城 県 立 北 茨 城 特 別 支 援 学 校           | 26. 2. 26 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 支 出 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                              |
| 茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー 繊 維 工 業 指 導 所 | 26. 2. 28 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                                                        |
| 茨 城 県 日 立 警 察 署                     | 26. 2. 28 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 は, 収 入 に 関 す る 注 意 事 項 を 除 き 適 正 に 処 理 さ れ た も の と 認 め る。                                                                                                                                              |
| 茨 城 県 教 育 庁 高 校 教 育 課               | 26. 2. 28 | 財 務 に 関 す る 事 務 の 執 行 に お い て, 次 の 指 摘 事 項 が あ っ た。<br>定 時 制 課 程 及 び 通 信 制 課 程 修 学 奨 励 資 金 の 平 成 23 年 度 収 入 未 済 額 の 一 部 し か 平 成 24 年 度 に 繰 り 越 し し て い な か っ た こ と, 及 び 収 入 未 済 額 の 年 度 を 誤 っ て 収 納 し て い た こ と は 適 切 で な い。 |

茨城県監査委員公告第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき, 財政的援助団体等の監査をしたので, 同条第9項の規定により, 次のとおり公表する。

平成26年3月31日

茨城県監査委員 磯 崎 久 喜 雄  
同 森 田 悦 男  
同 小 沼 均  
同 齋 藤 良 彦

| 団 体 名                    | 実施年月日    | 監査対象年度 | 監 査 の 対 象                                                                                                                                                                                                                                                                               | 監 査 の 結 果                                                    |
|--------------------------|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 株式会社 いば<br>らき森林サービ<br>ス  | H26.1.22 | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 100,000,000円<br>(資本金) 200,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県森林整備加速化・林業再生基<br>金事業費補助金 7,629,000円<br>茨城県森林整備加速化基金間伐事業<br>費補助金 1,143,131円<br>茨城県森林づくり推進体制整備事業<br>費補助金 1,203,000円<br>茨城県林業担い手育成強化対策事業<br>費補助金 461,000円                                                                  | 出資及び補助金に係る出納<br>その他の事務の執行は、適正<br>に処理されたものと認める。               |
| 公益財団法人<br>茨城県教育財団        | H26.1.27 | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 10,000,000円<br>(基本財産) 10,000,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県水戸生涯学習センター<br>142,708,243円<br>茨城県鹿行生涯学習センター及び茨<br>城県女性プラザ 154,788,000円<br>茨城県立西山研修所 74,598,000円<br>茨城県立中央青年の家 110,324,000円<br>茨城県立白浜少年自然の家<br>86,026,000円<br>茨城県立さしま少年自然の家<br>87,299,000円<br>茨城県立歴史館 320,492,000円 | 出資及び公の施設の指定管<br>理に係る出納その他の事務の<br>執行は、適正に処理されたも<br>のと認める。     |
| 社会福祉法人<br>茨城県社会福祉<br>事業団 | H26.1.28 | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 10,000,000円<br>(基本金) 10,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県社会福祉事業団運営費補助金<br>56,251,665円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立あすなろの郷<br>2,879,608,347円<br>茨城県立児童センターこどもの城<br>60,515,000円                                                                                                            | 出資、補助金及び公の施設<br>の指定管理に係る出納その他<br>の事務の執行は、適正に処理<br>されたものと認める。 |

|                           |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                               |
|---------------------------|---------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 公益財団法人<br>茨城県中小企業<br>振興公社 | H26.2.3 | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 35,000,000円<br>(基本財産) 35,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県中小企業経営資源強化対策費<br>補助金 147,168,538円<br>新事業創出拠点設置運営事業費補助<br>金 75,175,742円<br>マネジメントエキスパート派遣事業<br>費補助金 2,880,887円<br>設備資金貸付事業費補助金<br>15,235,467円<br>[貸付金]<br>小規模企業者等設備導入資金貸付<br>534,340,000円<br>[損失補償]<br>28,630,000円                                                                                                                                                                  | 出資及び補助金等に係る出<br>納その他の事務の執行は、適<br>正に処理されたものと認め<br>る。           |
| 公益財団法人<br>茨城県農林振興<br>公社   | H26.2.5 | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 15,000,000円<br>(基本財産) 15,000,000円<br>[補助金]<br>茨城県農地保有合理化促進事業補助<br>金 6,500,000円<br>茨城県農地保有合理化推進体制強化<br>助成事業費補助金 15,628,000円<br>茨城県経営構造対策推進事業費補助<br>金 7,900,000円<br>経営構造対策支援事業費補助金<br>23,875,521円<br>茨城県新しい農業担い手確保育成推<br>進事業費補助金 5,428,000円<br>茨城県畜産担い手育成総合整備事業<br>費補助金 67,171,000円<br>[貸付金]<br>就農支援貸付金 65,982,000円<br>[損失補償限度額] 59,210,803円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県民の森等 127,254,000円<br>茨城県水郷県民の森 23,036,000円<br>茨城県鳥獣センター 8,780,000円 | 出資、補助金及び公の施設<br>の指定管理等に係る出納その<br>他の事務の執行は、適正に処<br>理されたものと認める。 |

|                          |          |        |                                                                                                                                                                                                                       |                                                                 |
|--------------------------|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 株式会社 茨城<br>ポートオーソリ<br>ティ | H26.2.5  | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 1,561,326,536円<br>(資本金) 2,947,800,000円<br>[補助金]<br>中小企業等グループ施設等災害復旧<br>事業費補助金 217,805,013円<br>[公の施設の指定管理料]<br>大洗マリーナ 4,999,050円<br>大洗港の魚釣園 588,000円<br>大洗港区中央公園 3,876,000円                              | 出資, 補助金及び公の施設<br>の指定管理に係る出納その他<br>の事務の執行は, 適正に処理<br>されたものと認める。  |
| 公益財団法人<br>茨城県体育協会        | H26.2.5  | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 35,234,342円<br>(基本財産) 69,282,316円<br>[補助金]<br>公益財団法人茨城県体育協会育成補<br>助金 36,072,142円<br>競技力向上費補助金 145,632,048円<br>国民体育大会派遣費補助金<br>68,518,322円<br>[公の施設の指定管理料]<br>堀原運動公園 121,802,000円<br>笠松運動公園 301,068,000円 | 出資, 補助金及び公の施設<br>の指定管理に係る出納その他<br>の事務の執行は, 適正に処理<br>されたものと認める。  |
| 公益財団法人<br>いばらき文化振<br>興財団 | H26.2.12 | 平成24年度 | [出資金]<br>県出資金 30,000,000円<br>(基本財産) 30,000,000円<br>県出捐金 (いばらき文化振興基金)<br>650,000,000円<br>[補助金]<br>いばらき文化振興財団運営費補助金<br>58,652,421円<br>[負担金]<br>茨城県新人演奏会負担金 2,000,000円<br>[公の施設の指定管理料]<br>茨城県立県民文化センター<br>179,735,000円   | 出資, 補助金及び公の施設<br>の指定管理等に係る出納その他<br>の事務の執行は, 適正に処<br>理されたものと認める。 |

|            |            |             |                       |                                                               |                 |
|------------|------------|-------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|
| 茨城県道路公社    | H26.2.12   | 平成24年度      | [出資金]                 | 出資及び貸付金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。                       |                 |
|            |            |             | 県出資金                  |                                                               | 8,308,800,000円  |
|            |            |             | (基本金)                 |                                                               | 10,039,800,000円 |
|            |            |             | [貸付金]                 |                                                               |                 |
|            |            |             | 茨城県道路公社長期貸付金          |                                                               |                 |
|            |            |             |                       | 741,000,000円                                                  |                 |
|            |            |             | [債務保証]                | 3,507,176,608円                                                |                 |
| 鹿島都市開発株式会社 | H26.2.25   | 平成24年度      | [出資金]                 | 出資、公の施設の指定管理及び貸付金に係る出納その他の事務の執行は、出資に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。 |                 |
|            |            |             | 県出資金                  |                                                               | 693,000,000円    |
|            |            |             | (資本金)                 |                                                               | 1,480,800,000円  |
|            |            |             | [貸付金]                 |                                                               |                 |
|            |            |             | 茨城県鹿島地域商業・業務拠点整備資金貸付金 |                                                               | 9,312,828,000円  |
|            |            |             | [公の施設の指定管理料]          |                                                               |                 |
|            | 鹿島セントラルモール | 71,162,822円 |                       |                                                               |                 |

茨城県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年3月31日

茨城県監査委員 磯 崎 久 喜 雄  
 同 森 田 悦 男  
 同 小 沼 均  
 同 齋 藤 良 彦

|                                                                                                                                                 |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 監査対象機関名                                                                                                                                         | 監査実施年月日    |
| 茨城県土浦県税事務所                                                                                                                                      | 平成25年9月19日 |
| ○監査の結果                                                                                                                                          |            |
| <p>財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。</p> <p>軽油の路上採取において、誤って燃料タンク以外のタンクから検査試料を抜き取り、代わりに軽油を入れたことにより、相手方の車両に損害を生じさせたことは適切でない。</p>                        |            |
| ○上記に対する措置状況                                                                                                                                     |            |
| <p>路上採取要領を見直し、担当職員の役割・手順を明確化するとともに、採油時には運転手への燃料タンクの位置確認及び複数職員による採油を徹底することとした。</p> <p>また、事前の所内研修では、燃料タンクの位置確認を含め、役割・手順の再確認を行い、再発防止に努めることとした。</p> |            |

## 訓 令

### 茨城県訓令第 3 号

茨城県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県文書管理規程（昭和42年茨城県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「処理は」の次に「，経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」を加える。

様式第 4 号中

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 文書収受<br>年 月 日 | 保存期間<br>長期 ( )      |
| 処理期限<br>年 月 日 | 年<br>10, 5, 3, 2, 1 |
| 起 案<br>年 月 日  | 1 年未満 ( )           |

を

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 文書収受<br>年 月 日 | 保存期間<br>長期 ( )      |
| 処理期限<br>年 月 日 | 年<br>10, 5, 3, 2, 1 |
| 起 案<br>年 月 日  | 保存期間満了時の<br>措置 ( )  |

に改める。

付 則

この訓令は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

### 茨城県訓令第 4 号

茨城県文書等整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県文書等整理保存規程（昭和59年茨城県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし，第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 歴史公文書等 次に掲げる文書等をいう。

- ア 県の組織及び機能並びに政策の検討過程，決定，実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書等
- イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書等

ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書等

エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書等

オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書等

第5条第3項及び第5条の2第3項中「第8条第2号」を「第8条第1項第2号」に改める。

第8条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条第2号中「一件整理」を「一件別整理」に改め、同条第3号中「10年を超える期間で、10年単位で」を「20年又は30年のうちいずれかの」に改め、同条に次の3項を加える。

2 各課長又は各出先機関の長は、文書等について、別表に定める基準に基づき、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては茨城県立歴史館（以下「歴史館」という。）への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めるものとする。

3 前2項の措置は、原則として文書等の作成時又は取得時に定めるものとする。

4 各課長又は各出先機関の長は、第2項の規定により措置を定めた後、その定めを変更する必要があると認めるときは、当該文書等の保存期間の満了前に限り、別表に定める基準に基づきその定めを変更することができる。この場合において、当該変更の時期が第10条第1項、第13条第7項又は第14条第2項、第4項若しくは第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による引継ぎ又は送付後であるときは、各課長又は各出先機関の長は、総務課長が別に定めるところにより、変更をした旨を総務課長に報告するものとする。

第9条第1項第1号及び第2項第1号中「保存期間」の次に「及び保存期間が満了したときの措置」を加える。

第10条第2項を次のように改める。

2 各課長は、前項に規定する保存文書引継書に、保存文書索引目次（様式第3号又は様式第5号）を添付するとともに、前項の規定により総務課長に引き継ぐ文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該文書に不開示情報（条例第7条第5号及び第6号イからエまでに掲げる不開示情報を除く。第4項、第12条第2項及び第3項並びに第14条第6項において同じ。）が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書（様式第3号の2）を添付しなければならない。

第10条第4項後段を次のように改める。

この場合において、各課長は、暫定保管文書報告書に、暫定保管文書索引目次（様式第3号又は様式第5号）を添付するとともに、暫定保管文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該暫定保管文書に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

第12条第2項中「ものとする」を「とともに、当該文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該文書に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を作成して保存文書台帳及び保存文書索引目次に添付しておくものとする」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、各出先機関の長は、暫定保管文書目録に、暫定保管文書索引目次（様式第3号又は様式第5号）を添付するとともに、暫定保管文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該暫定保管文書に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

第13条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第1項を次のように改める。

総務課長は、保存期間が経過した文書については、第8条第2項の規定による定め（変更があつたときは、変更後のもの。以下同じ。）に基づき、歴史館に移管し、又は廃棄しなければならない。

第13条第2項中「廃棄し、又は指定機関に移管する」を「移管し、又は廃棄する」に改め、同条中第5項を削り、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。



3 総務課長は、保存文書を移管するときは、保存文書台帳及び保存文書索引目次並びに閲覧の制限に係る意見書（第10条第2項若しくは第4項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づき添付されている場合に限る。）を添付するものとする。

4 各課長又は各出先機関の長は、第1項の規定により移管された文書について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書を廃棄することに同意することができる。

第13条に次の3項を加える。

7 各出先機関の長は、保存期間を超過し、かつ、保存期間の延長を必要としない保存文書のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより当該文書に係る事務を所管する各課長に送付し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第8条第2項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。

8 前項の規定により文書の送付を受けたときは、各課長は、総務課長が別に定めるところにより、当該送付された文書を総務課長に引き継がなければならない。

9 第1項及び第7項の規定にかかわらず、各課長又は各出先機関の長は、これらの規定に規定する文書が歴史公文書等に該当しない場合において、当該文書を茨城県情報公開条例施行規則（平成12年茨城県規則第184号）第2条第1項に規定する機関（以下「指定機関」という。）に移管することが適当であると認めるときは、当該文書を指定機関に移管することができる。

第14条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

各課長又は各出先機関の長は、保存期間の種別が1年以下に属する文書等で、保存期間を超過したものについては、毎年4月に、第8条第2項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。ただし、各課長又は各出先機関の長は、当該文書等を指定機関に移管することが適当であると認めるときは、当該文書等を指定機関に移管することができる。

2 各課長は、前項のほか、その保管する文書等で、保管する必要がなくなつたものがあるときは、当該文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより総務課長に引き継ぎ、又は歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第8条第2項の規定による定めに基づきその都度廃棄することができる。

第14条第4項及び第5項を次のように改める。

4 各課長は、暫定保管文書で保存期間を超過したもののうち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより総務課長に引き継ぎ、歴史公文書等に該当しないものにあつては第8条第2項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。

5 各課長は、常用文書等のうち常用文書等として扱う必要がなくなつたものがあるときは、当該常用文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより総務課長に引き継ぎ、又は歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第8条第2項の規定による定めに基づき廃棄することができる。

第14条に次の6項を加える。

6 各課長は、第2項、第4項又は前項の規定により当該文書等を総務課長に引き継ぎ、又は歴史館に移管する場合は、保存文書台帳及び保存文書索引目次（暫定保管文書にあつては、暫定保管文書目録及び暫定保管文書索引目次）を添付するとともに、当該文書等に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

7 第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、各課長は、これらの規定に規定する文書等のうち歴史公文書等に該当しないものについて、指定機関に移管することが適当であると認めるときは、当該文書等を指定機関に移管

することができる。

- 8 第 2 項及び第 4 項から前項までの規定は、各出先機関の長について準用する。この場合において、第 2 項中「総務課長に引き継ぎ」とあるのは「当該文書等に係る事務を所管する各課長に送付し」と、第 4 項中「総務課長に引き継ぎ」とあるのは「当該暫定保管文書に係る事務を所管する各課長に送付し」と、第 5 項中「総務課長に引き継ぎ」とあるのは「当該常用文書等に係る事務を所管する各課長に送付し」とそれぞれ読み替えるものとする。
  - 9 各課長は、前項の規定により読み替えて準用する第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定により送付された文書等があるときは、総務課長が別に定めるところにより、当該文書等を総務課長に引き継がなければならない。
  - 10 総務課長は、第 2 項、第 4 項、第 5 項又は前項の規定により引き継いだ文書等を第 8 条第 2 項の規定による定めに基づき歴史館に移管するものとする。この場合において、総務課長は、あらかじめ関係課長にその旨通知するものとする。
  - 11 各課長又は各出先機関の長は、第 2 項、第 4 項又は第 5 項（第 8 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により移管し、又は送付した文書等について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書等を廃棄することに同意することができる。
- 別表を次のように改める。

別表 文書等保存期間等基準表 (第 8 条)

| 種別<br>項目          | 長期に属する文書等                                                                                      | 10年に属する文書等                                               | 5年に属する文書等 | 3年に属する文書等 | 2年に属する文書等 | 1年に属する文書等 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訓令<br>条例、規則、<br>等 | 条例、規則及び訓令の<br>制定・改廃に関する文書<br>等                                                                 |                                                          |           |           |           |           |
| 議<br>会            | 歴史館への移管 (以下<br>「移管」という。)<br>県議会の議決、承認、<br>認定若しくは同意又は県<br>議会への報告に関する文<br>書等で重要なもの (財政<br>課に限る。) | 県議会の議決、承認、<br>認定若しくは同意又は県<br>議会への報告に関する文<br>書等 (財政課に限る。) |           |           |           |           |
|                   | 廃棄                                                                                             | 廃棄                                                       |           |           |           |           |
|                   | 県行政の総合企画、総<br>合調整及び運営に関する<br>基本方針の決定並びにそ<br>の変更に関する文書等<br>移管                                   |                                                          |           |           |           |           |
|                   | 県の組織の設置・廃止<br>又は県の行政区画の変更<br>に関する文書等<br>移管                                                     |                                                          |           |           |           |           |

|                                                       |                                                                    |                                                            |                                               |                                                 |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>1 執行期間が10年を超え、事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等</p> | <p>1 執行期間が5年を超える事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等(長期に属するものを除く。)</p> | <p>事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等(長期又は10年に属するものを除く。)</p> | <p>事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で軽易なもの</p> | <p>事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で特に軽易なもの</p> |
| <p>2 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等</p>             | <p>2 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で重要なものの</p>                   | <p>会議等の開催、議事及び結果に関する文書等</p>                                | <p>会議等の開催、議事及び結果に関する文書等</p>                   | <p>廃棄</p>                                       |
| <p>1 執行期間が10年を超え、事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等</p> | <p>委員会、審議会、協議会その他特に重要な会議等の設置又は議事の決定若しくは了解及びその経緯に関する文書等</p>         | <p>会議等の開催、議事及び結果に関する文書等</p>                                | <p>会議等の開催、議事及び結果に関する文書等</p>                   | <p>廃棄</p>                                       |
| <p>2 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で特に重要なものの</p>    | <p>特に重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄</p>                               | <p>政策の評価に関する文書等</p>                                        | <p>政策の評価に関する文書等</p>                           | <p>廃棄</p>                                       |
| <p>1 執行期間が10年を超え、事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等</p> | <p>政策の評価に関する文書等で重要なもの</p>                                          | <p>政策の評価に関する文書等</p>                                        | <p>政策の評価に関する文書等</p>                           | <p>廃棄</p>                                       |
| <p>2 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等</p>             | <p>移管</p>                                                          | <p>移管</p>                                                  | <p>移管</p>                                     | <p>移管</p>                                       |

県行政の基本方針、組織、事務事業の計画等

|                        |                                                                                    |                                                                                               |                                                   |                                      |                                      |                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| <p>条例、規則等の解釈及び運用方針</p> | <p>条例、規則等の解釈及び運用方針に関する文書等で重要なもの（主務課に限る。）</p>                                       | <p>条例、規則等の解釈及び運用方針に関する文書等（主務課に限る。）</p>                                                        | <p>請願、陳情、意見及び提議に関する文書等</p>                        | <p>請願、陳情、意見及び提議に関する文書等</p>           | <p>意見及び提案に関する文書等で軽易なもの</p>           | <p>意見及び提案に関する文書等で軽易なもの</p>             |
| <p>移管</p>              | <p>移管</p>                                                                          | <p>移管</p>                                                                                     | <p>請願、陳情、意見及び提議に関する文書等<br/>重要なもの</p>              | <p>請願、陳情、意見及び提議に関する文書等</p>           | <p>意見及び提案に関する文書等で軽易なもの</p>           | <p>意見及び提案に関する文書等で軽易なもの</p>             |
| <p>移管</p>              | <p>移管</p>                                                                          | <p>移管</p>                                                                                     | <p>請願、陳情、意見及び提議に関する文書等<br/>重要なもの</p>              | <p>請願、陳情、意見及び提議に関する文書等</p>           | <p>意見及び提案に関する文書等で軽易なもの</p>           | <p>意見及び提案に関する文書等で軽易なもの</p>             |
| <p>行政</p>              | <p>告示及び公告に関する文書等で特に重要なもの</p>                                                       | <p>告示及び公告に関する文書等で重要なもの</p>                                                                    | <p>1 告示及び公告に関する文書等<br/>2 公表及び広報に関する文書等で重要なもの</p>  | <p>公表及び広報に関する文書等</p>                 | <p>公表及び広報に関する文書等で軽易なもの</p>           | <p>公表及び広報に関する文書等で軽易なもの</p>             |
| <p>事務</p>              | <p>1 法律関係が10年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等<br/>2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に重要なもの</p> | <p>1 法律関係が5年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等（長期に属するものを除く。）<br/>2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で重要なもの</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等（長期又は10年に属するものを除く。）</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で軽易なもの</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で軽易なもの</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に軽易なもの</p> |
| <p>一般</p>              | <p>1 法律関係が10年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等<br/>2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に重要なもの</p> | <p>1 法律関係が5年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等（長期に属するものを除く。）<br/>2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で重要なもの</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等（長期又は10年に属するものを除く。）</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で軽易なもの</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で軽易なもの</p> | <p>契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に軽易なもの</p> |



| 法人に関する行政処分<br>のうち重要なものにあつ<br>ては移管, それ以外のも<br>のにあつては廃棄 | 法人に関する行政処分<br>のうち重要なものにあつ<br>ては移管, それ以外のも<br>のにあつては廃棄                                                                                                                                                                                                                                                       | 廃棄 | 廃棄 | 廃棄 | 廃棄 |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|----|
|                                                       | 行政手続法 (平成 5 年<br>法律第 88 号) 第 2 条第 8<br>号ロに掲げる審査基準,<br>同号ハに掲げる処分基準<br>及び同法第 6 条に規定す<br>る標準的な期間並びに茨<br>城県行政手続条例 (平成<br>7 年茨城県条例第 5 号)<br>第 5 条第 1 項に規定する<br>審査基準, 同条例第 6 条<br>に規定する標準的な期間,<br>同条例第 12 条第 1 項に規<br>定する処分基準及び同条<br>例第 34 条に規定する行政<br>指導に共通して<br>その内容となるべき事<br>項に関する立案の検討そ<br>の他重要な経緯に関する<br>文書等 |    |    |    |    |
|                                                       | 移管                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |    |    |

行 政 行 為 等

|                                           |                                           |                                        |                                        |                                        |                                        |                                        |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 行政代執行に関する文書等で重要なもの<br>移管                  | 行政代執行に関する文書等<br>移管                        |                                        |                                        |                                        |                                        |                                        |
| 訴訟及び土地収用に関する文書等で重要なもの<br>移管               | 訴訟及び土地収用に関する文書等<br>移管                     |                                        |                                        |                                        |                                        |                                        |
| 不服申立て及び調停に関する文書等で重要なもの<br>移管              | 不服申立て及び調停に関する文書等<br>移管                    | 不服申立て及び調停に関する文書等<br>の<br>移管            | 不服申立て及び調停に関する文書等<br>の<br>移管            | 不服申立て及び調停に関する文書等<br>の<br>移管            | 不服申立て及び調停に関する文書等<br>の<br>移管            | 不服申立て及び調停に関する文書等<br>の<br>移管            |
| 損失補償及び損害賠償に関する文書等で特に重要なもの<br>移管           | 損失補償及び損害賠償に関する文書等で重要なもの<br>移管             | 損失補償及び損害賠償に関する文書等<br>の<br>移管           | 損失補償及び損害賠償に関する文書等<br>の<br>移管           | 損害賠償に関する文書等<br>の<br>移管                 | 損害賠償に関する文書等<br>の<br>移管                 | 損害賠償に関する文書等<br>の<br>移管                 |
| 公営企業管理者、行政委員会の委員及び付属機関の委員の任免に関する文書等<br>廃棄 | 公営企業管理者、行政委員会の委員及び付属機関の委員の任免に関する文書等<br>廃棄 |                                        |                                        |                                        |                                        |                                        |
| 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等で重要なもの(人事課に限る。)<br>廃棄   | 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等(人事課に限る。)<br>移管         | 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等(人事課に限る。)<br>の<br>移管 | 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等(人事課に限る。)<br>の<br>移管 | 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等(人事課に限る。)<br>の<br>移管 | 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等(人事課に限る。)<br>の<br>移管 | 一般職員の任用、賞罰等に関する文書等(人事課に限る。)<br>の<br>移管 |



|    |                                                           |                           |                           |                           |                           |
|----|-----------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|    | 一般職員の服務及び給与に関する文書等で特に重要なもの（人事課に限る。）                       | 一般職員の服務及び給与に関する文書等        |                           | 一般職員の服務及び給与に関する文書等        | 一般職員の服務及び給与に関する文書等        |
|    | 廃棄                                                        | 廃棄                        | 廃棄                        | 廃棄                        | 廃棄                        |
| 人事 | 職員                                                        | 職員                        | 職員                        | 職員                        | 職員                        |
| 福利 | 恩給、年金、退職手当及び公務災害補償等の裁定及び認定に関する文書等（人事課及び総務事務センターに限る。）      | 職員                        | 職員                        | 職員                        | 職員                        |
| 厚生 | 叙位叙勲及び褒章に関する文書等（秘書課に限る。）                                  | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） |
| 生等 | 1 叙位叙勲及び褒章に関する文書等（秘書課に限る。）<br>2 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） | 儀式、表彰及び褒賞に関する文書等（主務課に限る。） |
| 移管 | 移管                                                        | 移管                        | 移管                        | 移管                        | 移管                        |

|       |                                                                                                  |                                        |                                |                                    |                                 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 財 務 等 | 1 公有財産及び国有財産の取得に関する文書等<br>2 法律関係が10年を超える公有財産及び国有財産の管理に関する文書等<br>3 公有財産及び国有財産の管理又は処分に関する文書等で重要なもの | 公有財産及び国有財産の管理又は処分に関する文書等(長期に属するものを除く。) | 公有財産及び国有財産の管理又は処分に関する文書等で軽易なもの |                                    |                                 |
|       | 移管                                                                                               | 移管                                     | 廃棄                             |                                    |                                 |
|       | 予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等で重要なもの(財政課に限る。)                                                         | 予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等(財政課に限る。)     | 予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等      | 予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等で比較的軽易なもの | 予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等で軽易なもの |
| 移管    | 移管                                                                                               | 廃棄                                     | 廃棄                             | 廃棄                                 | 廃棄                              |
|       |                                                                                                  | 県税の賦課及び徴収に関する文書等で重要なもの                 | 県税の賦課及び徴収に関する文書等               | 県税の賦課及び徴収に関する文書等で軽易なもの             | 県税の賦課及び徴収に関する文書等で特に軽易なもの        |
|       |                                                                                                  | 廃棄                                     | 廃棄                             | 廃棄                                 | 廃棄                              |

|                                                        |                                                                     |                                                               |                             |                                   |                        |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| <p>法律関係が10年を超える貸付金、補助金、利子補給金、債務保証契約及び損失補償契約に関する文書等</p> | <p>法律関係が5年を超える貸付金、補助金、利子補給金、債務保証契約及び損失補償契約に関する文書等（長期に属するものを除く。）</p> | <p>貸付金、補助金、利子補給金、債務保証契約及び損失補償契約に関する文書等（長期又は10年に属するものを除く。）</p> |                             |                                   |                        |
| <p>重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄</p>                     | <p>重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄</p>                                  | <p>廃棄</p>                                                     |                             |                                   |                        |
| <p>特に重要な工事の執行に関する文書等（設計図書を含む。）</p>                     | <p>重要な工事の執行に関する文書等（設計図書を含む。）</p>                                    | <p>工事の執行に関する文書等（設計図書を含む。）</p>                                 |                             |                                   |                        |
| <p>移管<br/>市町村の廃置分合、境界変更等に関する文書等</p>                    | <p>移管</p>                                                           | <p>廃棄</p>                                                     |                             |                                   |                        |
| <p>移管<br/>調査研究及び統計に関する文書等並びに年報で特に重要なもの</p>             | <p>調査研究及び統計に関する文書等並びに年報で重要なもの</p>                                   | <p>調査研究及び統計に関する文書等並びに年報</p>                                   | <p>調査研究及び統計に関する文書等並びに年報</p> | <p>調査研究及び統計に関する文書等並びに年報で軽易なもの</p> | <p>廃棄<br/>官報及び茨城県報</p> |
| <p>移管<br/>官報及び茨城県報（総務課に限る。）</p>                        | <p>移管</p>                                                           | <p>廃棄</p>                                                     | <p>廃棄</p>                   | <p>官報及び茨城県報</p>                   | <p>廃棄</p>              |
| <p>移管</p>                                              | <p>移管</p>                                                           | <p>移管</p>                                                     | <p>移管</p>                   | <p>移管</p>                         | <p>移管</p>              |

そ の 他







様式第 3 号の 2 (第 10 条第 2 項, 同条第 4 項, 第 12 条第 2 項, 同条第 3 項, 第 13 条第 3 項, 第 14 条第 6 項)

閲覧の制限に係る意見書

| 索引番号 | 件 名 | 該当号 | 該当する部分 |
|------|-----|-----|--------|
|      |     |     |        |
|      |     |     |        |
|      |     |     |        |

備考 「該当号」の欄は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第 5 号）第 7 条各号における該当号を記載すること。

様式第 4 号中「廃棄予定年月」を「移管・廃棄予定年月」に改める。

様式第 5 号中「同条第 3 項」の次に「, 第 13 条第 3 項, 第 14 条第 6 項」を加え, 「廃 棄 予 定 年 月」を

|                   |     |   |
|-------------------|-----|---|
| 「移管・廃棄<br>予定年月」に, | 摘 要 | を |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |
|                   |     |   |

| 閲覧の制限 | 摘 要 |
|-------|-----|
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |
|       |     |

に改め, 同様式に備考として次のように加える。



|  |  |
|--|--|
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考 「閲覧の制限」の欄は、「閲覧の制限に係る意見書（様式第3号の2）」の添付がある場合に、○印をもつて表示すること。

様式第6号（その1）及び様式第6号（その2）中「同条第3項」の次に「第13条第3項、第14条第6項」を加え、  
 「廃 棄 予 定 年 月」を「移管・廃棄 予 定 年 月」に、「※ 廃棄年月」を「※ 移管・廃棄年月」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県文書等整理保存規程の規定は、この訓令の施行の日以後に職員が作成し、又は取得した文書等（茨城県文書等整理保存規程第2条第3号に掲げる文書等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に職員が作成し、又は取得した文書等については、なお従前の例による。

**茨城県訓令第 5 号**

茨城県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

茨城県副知事の担当事務に関する規程（平成22年茨城県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号を次のように改める。

(1) 共管事務

- ア 県の重要政策及び重要事業についての企画及び調整に関すること。
- イ 人事及び予算編成に関すること。
- ウ 部外に関すること。
- エ その他知事が指定する事項に関すること。

(2) 副知事山口やちゑの担任する事務

- ア 総務部に関すること。
- イ 生活環境部に関すること。
- ウ 保健福祉部に関すること。
- エ 農林水産部に関すること。
- オ 病院局に関すること。
- カ 行政委員会（教育委員会及び公安委員会に限る。）に係る連絡調整に関すること。

(3) 副知事楠田幹人の担任する事務

- ア 企画部に関すること。
- イ 商工労働部に関すること。
- ウ 土木部に関すること。
- エ 会計事務局に関すること。
- オ 企業局に関すること。
- カ 行政委員会（教育委員会及び公安委員会を除く。）に係る連絡調整に関すること。

付 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

~~~~~  
(県 議 会)

茨城県議会訓令第 1 号

茨城県議会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

茨城県議会議長 飯 塚 秋 男

茨城県議会事務局文書等整理保存規程の一部を改正する訓令

茨城県議会事務局文書等整理保存規程（昭和60年茨城県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 歴史公文書等 次に掲げる文書等をいう。

- ア 議会の組織及び権限並びに会議等に関する重要な情報が記録された文書等

イ 議員の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書等

ウ 議会の歴史、事件等に関する重要な情報が記録された文書等

エ アからウまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書等

第 5 条第 3 項及び第 5 条の 2 第 3 項中「第 8 条第 2 号」を「第 8 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 8 条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条第 3 号中「10 年を超える期間で、10 年単位で」を「20 年又は 30 年のうちいずれかの」に改め、同条に次の 3 項を加える。

2 各課長は、文書等について、別表に定める基準に基づき、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては茨城県立歴史館（以下「歴史館」という。）への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めるものとする。

3 前 2 項の措置は、原則として文書等の作成時又は取得時に定めるものとする。

4 各課長は、第 2 項の規定により措置を定めた後、その定めを変更する必要があると認めるときは、当該文書等の保存期間の満了前に限り、別表に定める基準に基づきその定めを変更することができる。この場合において、当該変更の時期が第 10 条第 1 項又は第 13 条第 2 項、第 4 項若しくは第 5 項の規定による引継ぎ後であるときは、各課長は、総務課長が別に定めるところにより、変更をした旨を総務課長に報告するものとする。

第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「保存期間」の次に「及び保存期間が満了したときの措置」を加える。

第 10 条第 2 項を次のように改める。

2 各課長は、前項に規定する保存文書引継書に、保存文書索引目次（様式第 3 号又は様式第 5 号）を添付するとともに、前項の規定により総務課長に引き継ぐ文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該文書に不開示情報（条例第 7 条第 5 号及び第 6 号イからエまでに掲げる不開示情報を除く。第 4 項及び第 13 条第 6 項において同じ。）が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書（様式第 3 号の 2）を添付しなければならない。

第 10 条第 4 項後段を次のように改める。

この場合において、各課長は、暫定保管文書報告書に、暫定保管文書索引目次（様式第 3 号又は様式第 5 号）を添付するとともに、暫定保管文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該暫定保管文書に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

第 12 条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

総務課長は、保存期間が経過した文書については、第 8 条第 2 項の規定による定め（変更があつたときは、変更後のもの。以下同じ。）に基づき、歴史館に移管し、又は廃棄しなければならない。

第 12 条第 2 項中「廃棄し、又は指定機関に移管する」を「移管し、又は廃棄する」に改め、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 総務課長は、保存文書を移管するときは、保存文書台帳及び保存文書索引目次並びに閲覧の制限に係る意見書（第 10 条第 2 項又は第 4 項の規定に基づき添付されている場合に限る。）を添付するものとする。

4 各課長は、第 1 項の規定により移管された文書について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書を廃棄することに同意することができる。

第 13 条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

各課長は、保存期間の種別が 1 年以下に属する文書等で、保存期間を経過したものについては、毎年 4 月に、第 8 条第 2 項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。

2 各課長は、前項のほか、その保管する文書等で、保管する必要がなくなつたものがあるときは、当該文書等のう

ち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより総務課長に引き継ぎ、又は歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第 8 条第 2 項の規定による定めに基づきその都度廃棄することができる。

第13条第 4 項及び第 5 項を次のように改める。

4 各課長は、暫定保管文書で保存期間を経過したもののうち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより総務課長に引き継ぎ、歴史公文書等に該当しないものにあつては第 8 条第 2 項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。

5 各課長は、常用文書等のうち常用文書等として扱う必要がなくなつたものがあるときは、当該常用文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては総務課長が別に定めるところにより、総務課長に引き継ぎ、又は歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第 8 条第 2 項の規定による定めに基づき廃棄することができる。

第13条に次の 3 項を加える。

6 各課長は、第 2 項、第 4 項又は前項の規定により当該文書等を総務課長に引き継ぎ、又は歴史館に移管する場合は、保存文書台帳及び保存文書索引目次（暫定保管文書にあつては、暫定保管文書目録及び暫定保管文書索引目次）を添付するとともに、当該文書等に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

7 総務課長は、第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定により引き継いだ文書等を第 8 条第 2 項の規定による定めに基づき歴史館に移管するものとする。この場合において、総務課長は、あらかじめ関係課長にその旨通知するものとする。

8 各課長は、第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定により移管した文書等について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館が当該文書等を廃棄することに同意することができる。

別表を次のように改める。

別表 文書等保存期間等基準表 (第 8 条)

種別 項目	長期に属する文書等	10年に属する文書等	5年に属する文書等	3年に属する文書等	2年に属する文書等	1年に属する文書等
条 例 , 規 則 , 訓 令	条 例 , 規 則 及 び 訓 令 の 制 定 ・ 改 廃 に 関 する 文 書 等					
	歴 史 館 へ の 移 管 (以 下 「 移 管 」 と い う 。)					
議 会 活 動	条 例 , 規 則 等 の 解 釈 及 び 運 用 方 針 に 関 する 文 書 等 で 重 要 な も の	条 例 , 規 則 等 の 解 釈 及 び 運 用 方 針 に 関 する 文 書 等				
	移 管	移 管				
議 会 活 動	議 会 運 営 に 関 する 文 書 等 で 特 に 重 要 な も の	議 会 運 営 に 関 する 文 書 等 で 重 要 な も の	議 会 運 営 に 関 する 文 書 等	議 会 運 営 に 関 する 文 書 等 で 軽 易 な も の	議 会 運 営 に 関 する 文 書 等 で 特 に 軽 易 な も の	議 会 運 営 に 関 する 文 書 等 で 特 に 軽 易 な も の
	移 管	移 管	廢 棄	廢 棄	廢 棄	廢 棄
議 会 活 動	1 本 会 議 に 関 する 文 書 等 で 特 に 重 要 な も の	1 本 会 議 に 関 する 文 書 等 で 重 要 な も の	1 本 会 議 に 関 する 文 書 等	1 本 会 議 に 関 する 文 書 等 で 軽 易 な も の	1 本 会 議 に 関 する 文 書 等	1 本 会 議 に 関 する 文 書 等 で 特 に 軽 易 な も の
	2 常 任 及 び 特 別 委 員 会 等 に 関 する 文 書 等 で 特 に 重 要 な も の	2 常 任 及 び 特 別 委 員 会 等 に 関 する 文 書 等 で 重 要 な も の	2 常 任 及 び 特 別 委 員 会 等 に 関 する 文 書 等	2 常 任 及 び 特 別 委 員 会 等 に 関 する 文 書 等 で 軽 易 な も の	2 常 任 及 び 特 別 委 員 会 等 に 関 する 文 書 等 で 特 に 軽 易 な も の	2 常 任 及 び 特 別 委 員 会 等 に 関 する 文 書 等 で 特 に 軽 易 な も の
議 会 活 動	移 管	移 管	廢 棄	廢 棄	廢 棄	廢 棄
		請 願 等 及 び 意 見 書 の 提 出 に 関 する 文 書 等 で 重 要 な も の	請 願 等 に 関 する 文 書 等	意 見 書 の 提 出 に 関 する 文 書 等		

	<p>その他議会活動に関する文書等で特に重要なものの</p>	<p>移管</p>	<p>その他議会活動に関する文書等</p>	<p>廃棄</p>	<p>その他議会活動に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>その他議会活動に関する文書等で特に軽易なもの</p>
	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>廃棄</p>	<p>廃棄</p>	<p>廃棄</p>	<p>廃棄</p>
<p>議</p>	<p>議会の広報に関する文書等で重要なもの</p>	<p>移管</p>	<p>議会の広報に関する文書等</p>	<p>廃棄</p>	<p>議会の広報に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議会の広報に関する文書等で特に軽易なもの</p>
<p>会</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>廃棄</p>	<p>廃棄</p>	<p>廃棄</p>	<p>廃棄</p>
<p>広</p>	<p>議会史及び議会史編さん委員会、同専門委員会の記録に関する文書等</p>	<p>移管</p>	<p>議会史編さん委員会、同専門委員会に関する文書等</p>	<p>廃棄</p>	<p></p>	<p></p>
<p>報</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の身分に関する文書等で重要なもの</p>	<p>議員の身分に関する文書等</p>	<p></p>	<p></p>
<p>等</p>	<p>1 議員の叙位叙勲及び褒章に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で重要なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>議</p>	<p>2 議員の表彰等に関する文書等で特に重要なもの</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>員</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>の</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>身</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>分</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>、</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>福</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>利</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>厚</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>生</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>
<p>等</p>	<p>移管</p>	<p>移管</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>	<p>議員の表彰等に関する文書等で軽易なもの</p>

1 議員の退職年金等に関する文書等 2 議員の公務災害等に関する文書等 廃棄	議員の福利厚生及び議員共済会に関する文書等で重要なもの	議員の福利厚生及び議員共済会に関する文書等	議員の福利厚生及び議員共済会に関する文書等 で軽易なもの	議員の福利厚生及び議員共済会に関する文書等 で軽易なもの
	議員の資産公開に関する文書等	議員の資産公開に関する文書等	議員の資産公開に関する文書等で軽易なもの	議員の資産公開に関する文書等で軽易なもの
議 長 会 , 議 員 団 体 等	全国議長会に関する文書等で重要なもの 移管	全国議長会に関する文書等	全国議長会に関する文書等で軽易なもの	全国議長会に関する文書等で特に軽易なもの 廃棄
	関東甲信越1都9県議会議長会等に関する文書等で重要なもの 移管	関東甲信越1都9県議会議長会等に関する文書等	関東甲信越1都9県議会議長会等に関する文書等で軽易なもの	関東甲信越1都9県議会議長会等に関する文書等で特に軽易なもの 廃棄
	都道府県議会議長をもって構成する各種審議会, 協議会等に関する文書等で重要なもの 移管	都道府県議会議長をもって構成する各種審議会, 協議会等に関する文書等	都道府県議会議長をもって構成する各種審議会, 協議会等に関する文書等で軽易なもの	都道府県議会議長をもって構成する各種審議会, 協議会等に関する文書等で特に軽易なもの 廃棄
	議員をもって構成する諸団体に 関する文書等 重要なもの 移管	議員をもって構成する諸団体に 関する文書等	議員をもって構成する諸団体に 関する文書等 で軽易なもの	議員をもって構成する諸団体に 関する文書等 で特に軽易なもの 廃棄

組 織	議会議務局の組織の設置又は廃止に関する文書等 移管					
事 務	1 法律関係が10年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等 2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に重要なもの 移管	1 法律関係が5年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等（長期に属するものを除く。） 2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で重要なもの 移管	契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等（長期又は10年に属するものを除く。） 移管	契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で輕易なもの 移管	契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で輕易なもの 移管	契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に輕易なもの 移管
一 般	通知、指示、協議、照会、回答、依頼、申請その他の一般文書等及びこれらを受理したもので将来の例証となるものうち特に重要なもの 移管	通知、指示、協議、照会、回答、依頼、申請その他の一般文書等及びこれらを受理したもので将来の例証となるもの 移管	通知、指示、協議、照会、回答、依頼、申請その他の一般文書等及びこれらを受理したもので将来の例証となるもの 移管	通知、指示、協議、照会、回答、依頼、申請その他の一般文書等及びこれらを受理したもので輕易なもの 移管	通知、指示、協議、照会、回答、依頼、申請その他の一般文書等及びこれらを受理したもので輕易なもの 移管	通知、指示、協議、照会、回答、依頼、申請その他の一般文書等及びこれらを受理したもので輕易なもの 移管
			監査及び検査に関する文書等で重要なもの 移管	監査及び検査に関する文書等 移管	監査及び検査に関する文書等 移管	監査及び検査に関する文書等 移管

人 事 福 利 厚 生 等	一般職員の任用、賞罰等に関する文書等 重要なもの 廃棄	一般職員の任用、賞罰等に関する文書等 なもの 廃棄	一般職員の任用、賞罰等に関する文書等 なもの 廃棄	臨時職員の任用に関する文書等 廃棄
	一般職員の任用、賞罰等に関する文書等 重要なもの 廃棄	一般職員の服務及び給与に関する文書等 重要なもの 廃棄	一般職員の服務及び給与に関する文書等 廃棄	一般職員の服務及び給与に関する文書等 廃棄
	年金、退職手当及び公務災害補償等の決定等に関する文書等 廃棄	職員の福利厚生に関する文書等 重要なもの 廃棄	職員の福利厚生に関する文書等 廃棄	職員の福利厚生に関する文書等 重要なもの 廃棄
	表彰等に関する文書等で特に重要なもの 移管	表彰等に関する文書等 重要なもの 移管	表彰等に関する文書等 重要なもの 移管	表彰等に関する文書等で定例的かつ軽易なもので 廃棄
	1 法律関係が 10 年を超える公有財産の管理に関する文書等 2 公有財産の管理又は処分に関する文書等で重要なもの 移管	公有財産の管理又は処分に関する文書等（長期に属するものを除く） 移管	公有財産の管理又は処分に関する文書等 なもの 廃棄	公有財産の管理又は処分に関する文書等 なもの 廃棄
財 務 等				

予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等
予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等	予算, 決算, 出納その他の財務会計に関する文書等

備考

- 1 文書等の保存期間について法令等に定めがある文書等については、当該法令等に反しない範囲内においてこの基準を適用する。
- 2 各文書名等の下の欄は、保存期間が満了した時の措置に係る基準を示す。
- 3 常用文書等に係る保存期間が満了した時の措置はこの表で定める基準に準じたものとし、保存期間が1年未満の文書等に係る保存期間が満了した時の措置は「廃棄」とする。
- 4 この表において「廃棄」とされている文書等であっても、歴史公文書等に該当する文書等にあっては、県立歴史館に移管する必要がある。

様式第 1 号中「第 3 条第 1 号」を「第 3 条第 1 項」に改め、
 「廃棄予定 年 月」を「移管・廃棄 予定年月」に、

備 考

を

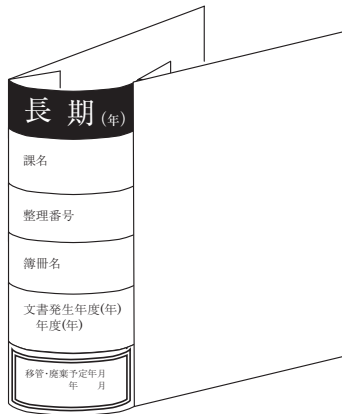
保存期間 満了時の 措置	備 考

に改め、同様式の備考 2 中「一のファイル等」の次に「又」

を加え、備考 6 中「及び第 12 条」を削り、同様式の備考に次の 1 項を加える。

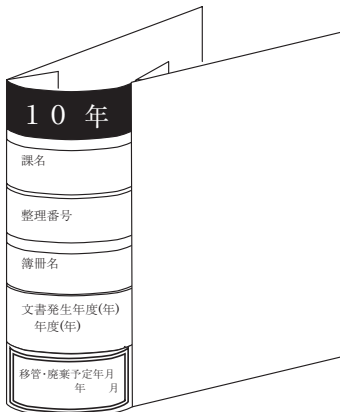
7 「保存期間満了時の措置」の欄は、「移管」又は「廃棄」の別を表示すること。

様式第 2 号 (その 1) 製本表紙 (長期保存文書用) を次のように改める。



備考 背表紙の色は、赤とする。

様式第 2 号 (その 2) 製本表紙 (10 年保存文書用) を次のように改める。



備考 背表紙の色は、緑とする。

様式第 3 号中「同条第 4 項」の次に「, 第 12 条第 3 項, 第 13 条第 6 項」を加え, 「廃棄予定
年 月」を

	摘 要
「移管・廃棄 予定年月」に,	を

閲覧の制限	摘 要

に改め, 同様式に備考として次のように加える。

備考 「閲覧の制限」の欄は、「閲覧の制限に係る意見書（様式第 3 号の 2）」の添付がある場合に、○印をもつて表示すること。

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 10 条第 2 項, 同条第 4 項, 第 12 条第 3 項, 第 13 条第 6 項)

閲覧の制限に係る意見書

索引番号	件 名	該当号	該当する部分

備考 「該当号」の欄は、茨城県議会情報公開条例（平成12年茨城県条例第87号）第7条各号における該当号を記載すること。

様式第 4 号中「廃棄予定年月」を「移管・廃棄予定年月」に改める。

様式第 5 号中「同条第 4 項」の次に「, 第 12 条第 3 項, 第 13 条第 6 項」を加え, 「廃棄予定
年 月」を

「移管・廃棄 予定年月」に,	摘 要	を

閲覧の制限	摘 要

に改め, 同様式に備考として次のように加える。

備考 「閲覧の制限」の欄は、「閲覧の制限に係る意見書（様式第3号の2）」の添付がある場合に、○印をもつて表示すること。

様式第6号（その1）及び様式第6号（その2）中「第11条第1項」の次に「第12条第3項、第13条第6項」を加え、
「廃棄予定 年 月」を「移管・廃棄 年 月」に、「※ 年 月」を「※ 年 月」に改める。

付 則

- この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の茨城県議会事務局文書等整理保存規程の規定は、この訓令の施行の日以後に職員が作成し、又は取得した文書等（茨城県議会事務局文書等整理保存規程第2条第1号に掲げる文書等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に職員が作成し、又は取得した文書等については、なお従前の例による。

（ 企 業 局 ）

茨城県企業局訓令第4号

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準の一部を改正する訓令

茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準（平成8年茨城県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第79条中(5)の次に「指名業者推薦書（様式第3号（その2））（必要がある場合に限る。）」を加え、(5)を(6)に繰り下げる。

第80条中「第1項」を削る。

第80条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条中「指名業者決定伺（様式第3号（その1））」とあるのは、「指名業者決定伺（様式第7号（その2））」と読み替えるものとする。

様式第3号(その1)を次の様式に改める。
 様式第3号(その1)(工事)

指名業者推薦書(決定伺)

課(所)名		年 月 日		茨城県情報公開条例第7条第 号該当					
工事番号及び		開示・不開示の区分		不開示の部分・理由					
工事名		不開示		不開示					
工事場所		副会長		委員長					
工 期		作 成 者		委 員					
第 号		業種・工事金額に 対する格付等級							
業 者 名		S A B C							
業 者 許 可 番 号									
本 店 所 在 地									
格 付 等 級									
1		信用度	工事成績	実績	手持ち工事の	地理的	条件的	技術者の状況・技術的適正	決定
2		不誠実な行為等がなく信用度が高い。	工事成績の平均が連続して良い。	知事、部長褒賞歴が過去2か年度以上連続又はたびたびある。	手持ち工事の状況が施工能力の範囲内で適正であったり受注が可能である。	現場近くに営業所があるなど地域の施工特性に精通している。	工種などに応じ現場近くに工事を実施できる体制が確保できる。	工事の施工に適切な資格技術者が確保できる。	工事の作業条件に開き、同程度以上の条件での施工実績がある。
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

備考 1 「業種」は該当業種を記入し、「推薦理由」は該当欄に○を付すること。
 2 「業種」は該当業種を記入し、「推薦理由」は該当欄に○を付すること。推薦者名を更正する場合には、当該業者を ———— により抹消し、必要に応じて空白欄に記入すること。

様式第 5 号中「105分の100」を「108分の100」に改める。

様式第 6 号 (裏面) 中「100分の 5」を「100分の 8」に、「105分の100」を「108分の100」に、「うえ」を「上」に改める。

様式第 7 号 (その 1) 中「100分の 5」を「100分の 8」に改める。

様式第 7 号 (その 2) 中「100分の 5」を「100分の 8」に改める。

附 則

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第79条の改正規定、第80条第 1 項の改定規定、第80条に後段として次のように加える改定規定、様式第 3 条 (その 1) 及び様式第 3 条 (その 2) の改正規定 公布の日

(2) 様式第 5 号、様式第 6 号 (裏面)、様式第 7 号 (その 1) 及び様式第 7 号 (その 2) の改正規定

平成26年 4 月 1 日

2 前項第 2 号の規定の施行の日以後に企業局が消費税法 (昭和63年法律第108号) 第 2 条第 1 項第 8 号に規定する資産の譲渡等を受ける契約の入札については、同日前においても、この訓令による改正後の茨城県企業局建設工事等施工手続及び監督に関する規準様式第 5 号から様式様式第 7 号までを用いて行うことができる。

~~~~~  
( 教 育 長 )

**茨城県教育委員会教育長訓令第 3 号**

茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 31 日

茨城県教育委員会教育長 小 野 寺 俊

茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程の一部を改正する訓令

茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程 (平成 4 年茨城県教育委員会教育長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「1,300円」を「1,340円」に改め、同条第 2 項中「とし、条例第25条の旅行については、宿泊の日数が30日を越える場合には、その超える日数について100分の60に相当する額」を削る。

付 則

1 この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程 (以下「改正後の規程」という。) の規定は、この訓令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後における宿泊に対して徴収すべき利用料の額について適用する。

3 この訓令の施行の際既に改正前の茨城県教育研修センター宿泊施設利用規程 (以下「改正前の規程」という。) の規定により施行日以後における宿泊に対して改正前の規程の規定による利用料を納付している者は、当該納付に係る利用料の額と改正後の規程の規定により納付すべき利用料の額との差額を利用するときまでに納付しなければならない。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会訓令第 1 号

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 31 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務決裁規程（昭和53年茨城県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第4項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認、同条第4項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認及び同条第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し

別表第2人事委員会の権限に属する事務に係るものの欄第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業の承認、同条第4項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認及び同条第6項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第9号

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県公営企業管理者
企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設工事執行規程（昭和49年茨城県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（第5条第1項）入札（見積書）注1中「105分の100」を「108分の100」に改める。

様式第2号第46条の2第2項第2号の次に次の2号を加え、「第3号」を「第5号」とする。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第3条又は8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。（独占禁止法第7条の2第1項ただし書き及び同条第10項の規定により、受注者が納付命令を受けなかったときを含む。）

(4) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

様式第 2 号第 34 条第 9 項、第 45 条第 2 項及び第 3 項、第 49 条第 3 項並びに第 51 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県企業局建設工事執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

茨城県企業管理規程第 10 号

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の一部を改正する規程

茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程（平成 8 年茨城県企業管理規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（第 3 条第 1 項）入札（見積書）注 1 中「105 分の 100」を「108 分の 100」に改める。

様式第 2 号第 46 条の 2 第 2 項第 2 号の次に次の 2 号を加え、「第 3 号」を「第 5 号」とする。

- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書き及び同条第 10 項の規定により、受注者が納付命令を受けなかったときを含む。）
- (4) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

様式第 2 号第 33 条第 6 項、第 40 条第 2 項及び第 3 項、第 45 条第 1 項及び第 2 項並びに第 47 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.0 パーセント」を「年 2.9 パーセント」に改める。

付 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の茨城県企業局建設コンサルタント業務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに締結する契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。

(病院事業管理者)

茨城県病院事業管理規程第 1 号

茨城県病院局文書事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局文書事務規程の一部を改正する規程

茨城県病院局文書事務規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「処理は」の次に「，経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」を加える。

付 則

この規程は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第 2 号

茨城県病院局文書等整理保存規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

茨城県病院局文書等整理保存規程の一部を改正する規程

茨城県病院局文書等整理保存規程（平成18年 4 月 1 日茨城県病院事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし，第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 歴史公文書等 次に掲げる文書等をいう。

ア 病院の組織及び機能並びに政策の検討過程，決定，実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書等

イ 病院の歴史，学術，事件等に関する重要な情報が記録された文書等

ウ ア，イに掲げるもののほか，歴史資料として重要な情報が記録された文書等

第 6 条第 3 項及び第 7 条第 3 項中「第 10 条第 2 号」を「第 10 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 10 条の見出し中「決定」を「決定等」に改め，同条第 3 号中「10 年を超える期間で，10 年単位で」を「20 年又は 30 年のうちいずれかの」に改め，同条に次の 3 項を加える。

2 課長等は，文書等について，別表に定める基準に基づき，保存期間が満了したときの措置として，歴史公文書等に該当するものについては茨城県立歴史館（以下「歴史館」という。）へ移管の措置を，それ以外のものについては廃棄の措置をとるべきことを定めるものとする。

3 前 2 項の措置は，原則として文書等の作成時又は取得時に定めるものとする。

4 課長等は，第 2 項の規定により措置を定めた後，その定めを変更する必要があると認めるときは，当該文書等の保存期間の満了前に限り，別表に定める基準に基づきその定めを変更することができる。

第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「保存期間」の次に「及び保存期間が満了したときの措置」を加える。

第 12 条第 3 項中「ものとする」を「とともに，当該文書が歴史公文書等に該当する場合において，当該文書に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは，閲覧の制限に係る意見書を作成して保存文書台帳及び保存文書索引目次に添付しておくものとする」に改め，同条第 4 項後段を次のように改める。

この場合において，課長等は，暫定保管文書目録に，暫定保管文書索引目次（様式第 3 号又は様式第 5 号）を添

付するとともに、暫定保管文書が歴史公文書等に該当する場合において、当該暫定保管文書に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

第13条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第1項を「課長等は、保存期間が経過した文書については、第10条第2項の規定による定め（変更があつたときは、変更後のもの。以下同じ。）に基づき、歴史館に移管し、又は廃棄しなければならない」に改め、次に次の2項を加える。

2 課長等は、前項の規定により移管された文書について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書を廃棄することに同意することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長等は、これらの規定に規定する文書が歴史公文書等に該当しない場合において、当該文書を茨城県情報公開条例施行規則（平成12年茨城県規則第184号）第2条第1項に規定する機関（以下「指定機関」という。）に移管することが適切であると認めるときは、当該文書を指定機関に移管することができる。

第14条の見出し中「廃棄等」を「移管又は廃棄等」に改め、同条第1項から第4項までを次のように改める。

課長等は、保存期間の種別が1年以下に属する文書等で、保存期間を経過したものについては、毎年4月に、第10条第2項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。ただし、課長等は、当該文書等を指定機関に移管することが適切であると認めるときは、当該文書等を指定機関に移管することができる。

2 課長等は、前項のほか、その保管する文書等で、保管する必要がなくなったものがあるときは、当該文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第10条第2項の規定による定めに基づきその都度廃棄することができる。

3 課長等は、暫定保管文書で保存期間を経過したもののうち、歴史公文書等に該当するものにあつては歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第10条第2項の規定による定めに基づき廃棄しなければならない。

4 課長等は、常用文書等のうち常用文書等として扱う必要がなくなったものがあるときは、当該常用文書等のうち、歴史公文書等に該当するものにあつては歴史館に移管し、歴史公文書等に該当しないものにあつては第10条第2項の規定による定めに基づき廃棄することができる。

第14条に次の3項を加える。

5 課長等は、第2項から前項までの規定により当該文書等を歴史館に移管する場合は、保存文書台帳及び保存文書索引目次（暫定保管文書にあつては、暫定保管文書目録及び暫定保管文書索引目次）を添付するとともに、当該文書等に不開示情報が記録されており歴史館において閲覧の制限を行うことが適切であると認めるときは、閲覧の制限に係る意見書を添付しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定にかかわらず、課長等は、これらの規定に規定する文書等のうち歴史公文書等に該当しないものについて、指定機関に移管することが適切であると認めるときは、当該文書等を指定機関に移管することができる。

7 課長等は、第2項から第4項までの規定により移管し、又は送付した文書等について、歴史館から歴史公文書等に該当しない旨の意見が述べられた場合において当該意見が相当であると認めるときは、歴史館において当該文書等を廃棄することに同意することができる。

別表を次のように改める。

別表 文書等保存期間等基準表 (第10条)

種別 項目	長期に属する文書等	10年に属する文書等	5年に属する文書等	3年に属する文書等	2年に属する文書等	1年に属する文書等
条例, 病院事業管理規程, 訓令	条例, 病院事業管理規程及び訓令の制定, 改廃に関する文書等					
	歴史館への移管 (以下「移管」という。)					
病院事業運営の基本方針, 組織, 事務事業の計画等	病院事業運営の総合企画及び総合調整に関する基本方針の決定並びにその変更に関する文書等					
	移管					
	病院局の組織の設置及び廃止に関する文書等					
	移管					
	1 執行期間が10年を超える事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等 2 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で特に重要なもの	1 執行期間が5年を超える事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等 (長期に属するものを除く。) 2 事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で重要なもの		事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等 (長期又は10年に属するものを除く。)	事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で軽易なもの	事務事業の計画及び実施方針の決定並びにこれらの変更に関する文書等で特に軽易なもの
	移管	移管		廃棄	廃棄	廃棄
		委員会, 審議会, 協議会, その他特に重要な会議等の設置又は議事の決定若しくは了解及びその経緯に関する文書等	会議等の開催, 議事及び結果に関する文書等で重要なもの	会議等の開催, 議事及び結果に関する文書等		
		特に重要なものにあつては移管, それ以外のものにあつては廃棄	廃棄	廃棄		
		政策の評価に関する文書等で重要なもの	政策の評価に関する文書等			
		移管	廃棄			
条例, 規則等の解釈, 運用方針	条例, 規則等の解釈及び運用方針に関する文書等で重要なもの	条例, 規則等の解釈及び運用方針に関する文書等				
	移管	移管				

事務一般			請願、陳情、意見及び提案に関する文書等で重要なもの	請願、陳情、意見及び提案に関する文書等		意見及び提案に関する文書等で軽易なもの
			廃棄	廃棄		廃棄
	諮問及び答申に関する文書等で特に重要なもの	諮問及び答申に関する文書等で重要なもの	諮問及び答申に関する文書等			
	移管	移管	廃棄			
	告示及び公告に関する文書等で特に重要なもの	告示及び公告に関する文書等で重要なもの	1 告示及び公告に関する文書等 2 公表及び広報に関する文書等で重要なもの		公表及び広報に関する文書等	公表及び広報に関する文書等で軽易なもの
	廃棄	廃棄	廃棄		廃棄	廃棄
	1 法律関係が10年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等 2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に重要なもの	1 法律関係が5年を超える契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等(長期に属するものを除く。) 2 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等	契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等(長期又は10年に属するものを除く。)		契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で軽易なもの	契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書等で特に軽易なもの
移管	移管	廃棄		廃棄	廃棄	
		監査及び検査に関する文書等で重要なもの		監査及び検査に関する文書等		
		廃棄		廃棄		
許可、訴訟、損失補償等	1 法律関係が10年を超える許可、認可、免許、承認等に関する文書等 2 許可、認可、免許、承認等に関する文書等で特に重要なもの	1 法律関係が5年を超える許可、認可、免許、承認等に関する文書等(長期に属するものを除く。) 2 許可、認可、免許、承認等の行政処分に関する文書等で重要なもの	許可、認可、免許、承認等に関する文書等(長期又は10年に属するものを除く。)	許可、認可、免許、承認等に関する文書等で軽易なもの		許可、認可、免許、承認等に関する文書等で特に軽易なもの
	法人に関する行政処分のうち重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄	法人に関する行政処分のうち重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄	廃棄	廃棄		廃棄

	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口に掲げる審査基準, 同号に掲げる処分基準及び同法第6条に規定する標準的な期間並びに茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)第5条第1項に規定する審査基準, 同条例第6条に規定する標準的な期間, 同条例第12条第1項に規定する処分基準及び同条例第34条に規定する行政の指導に共通してその内容となるべき事項に関する立案の検討その他重要な経緯に関する文書					
	移管					
	行政代執行に関する文書等で重要なもの	行政代執行に関する文書等				
	移管	移管				
	訴訟及び土地収用に関する文書等で重要なもの	訴訟及び土地収用に関する文書等				
	移管	移管				
	損失補償及び損害賠償に関する文書等で特に重要なもの	損失補償及び損害賠償に関する文書等で重要なもの	損失補償及び損害賠償に関する文書等	損害賠償に関する文書等で軽易なもの		
	移管	移管	廃棄	廃棄		
人事福利厚生等	一般職員の任用, 賞罰等に関する文書等で重要なもの	一般職員の任用, 賞罰等に関する文書等	一般職員の任用, 賞罰等に関する文書等で軽易なもの		臨時職員の任用に関する文書等	
	廃棄	廃棄	廃棄		廃棄	
		一般職員の服務及び給与に関する文書等で特に重要なもの	一般職員の服務及び給与に関する文書等で重要なもの		一般職員の服務及び給与に関する文書等	一般職員の服務及び給与に関する文書等で軽易なもの
		廃棄	廃棄		廃棄	廃棄
			職員の福利厚生に関する文書等で重要なもの		職員の福利厚生に関する文書等	職員の福利厚生に関する文書等で軽易なもの
		廃棄		廃棄	廃棄	
	退職手当及び公務災害補償等の裁定及び認定に関する文書等					
	廃棄					

	儀式、表彰及び褒賞に関する文書等で特に重要なもの	儀式、表彰及び褒賞に関する文書等で重要なもの	儀式、表彰及び褒賞に関する文書等		儀式、表彰及び褒賞に関する文書等で軽易なもの	儀式、表彰及び褒賞に関する文書等で定例的かつ軽易なもの
	移管	移管	廃棄		廃棄	廃棄
財務等	1 病院事業財産に関する文書等 2 法律関係が10年を超える企業財産の管理に関する文書等 3 病院事業財産の管理又は処分に関する文書等で重要なもの	病院事業財産の管理又は処分に関する文書等(長期に属するものを除く。)	病院事業財産の管理又は処分に関する文書等で軽易なもの			
	移管	移管	廃棄			
	予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書等で特に重要なもの	予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書等で重要なもの	予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書等	予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書等で比較的軽易なもの	予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書等で軽易なもの	予算、決算、出納その他の財務会計に関する文書等で特に軽易なもの
	移管	移管	廃棄	廃棄	廃棄	廃棄
	法律関係が10年を超える借入金、補助金、負担金及び損失補償契約等に関する文書等	法律関係が5年を超える借入金、補助金、負担金及び損失補償契約等に関する文書等(長期に属するものを除く。)	借入金、補助金、負担金及び損失補償契約等に関する文書等(長期又は10年に属するものを除く。)			
	重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄	重要なものにあつては移管、それ以外のものにあつては廃棄	廃棄			
特に重要な工事の執行に関する文書等(設計図書を含む。)	重要な工事の執行に関する文書等(設計図書を含む。)	工事の執行に関する文書等(設計図書を含む。)				
移管	移管	廃棄				
その他	調査研究及び統計に関する文書等並びに年報で特に重要なもの	調査研究及び統計に関する文書等並びに年報で重要なもの		調査研究及び統計に関する文書等並びに年報		調査研究及び統計に関する文書等並びに年報で軽易なもの
	移管	移管		廃棄		廃棄
	台帳、帳簿、名簿等で特に重要なもの	台帳、帳簿、名簿等で重要なもの	台帳、帳簿、名簿等		台帳、帳簿、名簿等で軽易なもの	台帳、帳簿、名簿等で特に軽易なもの 月報、日報、日誌等
	廃棄	廃棄	廃棄		廃棄	廃棄
前各項に掲げる文書等に類するものその他長期保存を必要と認められる文書等	前各項に掲げる文書等に類するものその他10年保存を必要と認められる文書等	前各項に掲げる文書等に類するものその他5年保存を必要と認められる文書等	前各項に掲げる文書等に類するものその他3年保存を必要と認められる文書等	前各項に掲げる文書等に類するものその他2年保存を必要と認められる文書等	前各項に掲げる文書等に類するものその他1年保存を必要と認められる文書等	

前各項において保存期間が満了したときの措置が廃棄である文書等に類するものにあつては廃棄、それ以外のものにあつては移管	前各項において保存期間が満了したときの措置が廃棄である文書等に類するものにあつては廃棄、それ以外のものにあつては移管	廃棄	廃棄	廃棄	廃棄
--	--	----	----	----	----

備考

- 1 文書等の保存期間について法令等に定めがある文書等については、当該法令等に反しない範囲内においてこの基準を適用する。
- 2 各文書名等の下の欄は、保存期間が満了した時の措置に係る基準を示す。
- 3 常用文書等に係る保存期間が満了した時の措置はこの表で定める基準に準じたものとし、保存期間が1年未満の文書等に係る保存期間が満了した時の措置は「廃棄」とする。
- 4 この表において「廃棄」とされている文書等であつても、歴史公文書等に該当する文書等にあつては、県立歴史館に移管する必要がある。

様式第1号中 「廃棄予定年月」を「移管・廃棄予定年月」に、

備 考

保存期間満了時の措置	備 考

に改め、同様式の備考に次の1項を加える。

7 「保存期間満了時の措置」の欄は、「移管」又は「廃棄」の別を表示すること。

様式第2号中「廃棄予定年月」を「移管・廃棄予定年月」に改める。

様式第3号中「同条第4項」の次に「第14条第5項」を加え、
「廃棄予定年月」を

茨城県病院事業管理規程第 3 号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 7 項の表を次のように改める。

支給を受ける職員	支給月額（単位円）
診療放射線技師 臨床検査技師 作業療法士 言語聴覚士 心理判定員 物理工学に関する専門的知識を必要とする職員	20,000
臨床工学技士 医療ソーシャルワーカー 精神科医療社会事業の業務に従事することを本務とする職員	12,000
薬剤師 視能訓練士	8,000

別表第 7 に次のように加える。

5 級	困難な業務を行う技師の職務
-----	---------------

別表第 9 カ 現業職給料表（一）を次のように改める。

職務の級	調整基本額
1 級	5,900円（1号給の者にあつては5,472円、2号給の者にあつては5,512円、3号給の者にあつては5,557円、4号給の者にあつては5,598円、5号給の者にあつては5,643円、6号給の者にあつては5,688円、7号給の者にあつては5,733円、8号給の者にあつては5,778円、9号給の者にあつては5,814円、10号給の者にあつては5,859円）
2 級	7,400円
3 級	8,400円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

付則に次の 2 項を加える。

- 23 第 7 条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、第 4 条の規定により行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職の管理職手当受給者」という。）の給料月額は、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間において、県給与条例第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（県給与条例付則第 17 項の規定により給与が減ぜられて支給される行政職の管理職手当受給者にあつては、当該額から、当該額に 100 分の 0.4 を乗じて得た額（当該額に 100 分の 99.6 を乗じて得た額が当該行政職の管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該額から当該行政職の管理職手当受給者の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）に相当する額を減じた額）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に

より定められる額とする。

- (1) 第 7 条の規定により 1 種又は 2 種に区分された職にある者のうち、県給与条例第 22 条第 5 項の規定により、同項に規定する給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の加算を受ける行政職の管理職手当受給者 100 分の 5
- (2) 第 7 条の規定により 2 種から 4 種までのいずれかに区分された職にある行政職の管理職手当受給者（前号に掲げる管理職手当受給者に該当する者を除く。） 100 分の 3
- (3) 第 7 条の規定により 5 種に区分された職にある行政職の管理職手当受給者 100 分の 2

24 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条の規定にかかわらず、県給与条例付則第 25 項の規定は、第 4 条の規定により医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員には適用しない。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県病院事業管理規程第 4 号

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程

茨城県病院局会計規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 伝票及び帳票並びに勘定科目

第 1 節 伝票（第 9 条—第 11 条）

第 2 節 帳票（第 12 条—第 14 条）

第 3 節 勘定科目（第 15 条）

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 収入（第 16 条—第 19 条）

第 2 節 収納（第 20 条—第 30 条）

第 3 節 支出（第 31 条—第 45 条）

第 4 章 前受金（第 46 条）

第 5 章 預り金及び預り有価証券（第 47 条—第 51 条）

第 6 章 たな卸資産

第 1 節 通則（第 52 条・第 53 条）

第 2 節 出納（第 54 条—第 59 条）

第 3 節 たな卸（第 60 条—第 64 条）

第 7 章 たな卸資産以外の物品（第 65 条—第 67 条）

第 8 章 固定資産

第 1 節 通則（第 68 条・第 69 条）

第 2 節 取得 (第 70 条—第 78 条)

第 3 節 管理 (第 78 条の 2—第 92 条)

第 4 節 処分 (第 93 条・第 94 条)

第 5 節 減価償却 (第 95 条)

第 9 章 引当金 (第 95 条の 2)

第 10 章 報告セグメント区分 (第 95 条の 3)

第 11 章 予算 (第 96 条—第 100 条)

第 12 章 決算 (第 101 条—第 103 条)

第 13 章 契約

第 1 節 通則 (第 104 条—第 109 条)

第 2 節 一般競争入札 (第 110 条—第 118 条)

第 3 節 指名競争入札 (第 119 条—第 122 条)

第 4 節 随意契約 (第 123 条—第 126 条)

第 5 節 せり売り (第 127 条)

第 6 節 契約の履行 (第 128 条—第 141 条)

第 14 章 出納取扱金融機関等における出納事務取扱い (第 142 条—第 149 条)

第 15 章 会計事務の検査 (第 149 条の 2)

第 16 章 賠償責任等 (第 150 条—第 153 条)

第 17 章 雑則 (第 154 条・第 155 条)

付 則

第 1 条中「以下「令」という。」第 1 条」を「以下「令」という。」第 1 条及び地方公営企業法施行規則 (昭和 27 年 総理府令第 73 号。以下「施行規則」という。)第 2 条」に改め、「命令」を「条例」に改める。

第 16 条第 2 項中「収入認定変更票」を「収入調定変更票」に改める。

第 27 条の 2 中「3 万円」を「5 万円」に改める。

第 33 条の 2 第 2 項中「5 万円」を「10 万円」に改める。

第 56 条第 2 項中「するとともに、振替伝票を発行」を削り、第 3 項中「及び振替伝票」を削る。

第 58 条第 1 項中「貯蔵品 (物品) 請求伝票及び」を削る。

第 58 条第 2 項中「貯蔵品 (物品) 請求伝票及び」を削り、次のただし書きを加える。

ただし、たな卸資産をコンピュータシステムで管理する場合は、システムへの入力をもってこれらの伝票作成を省略することができる。

第 68 条を次のように改める。

(固定資産の範囲)

第 68 条 この規程において固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 器械備品 (耐用年数が 1 年以上であって取得価額が 10 万円以上のものに限る。)

オ 車両

カ 放射性同位元素

キ リース取引（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定

ケ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 電話加入権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 地役権

オ 特許権

カ 施設利用権

キ リース取引（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

オ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第82条第2項第2号中「前2項」を「前項」に改める。

15章を17章とし、9章から14章を2章ずつ繰り下げ、8章の次に次の2章を加える。

第9章 引当金

(引当金の計上)

第95条の2 次の各号に掲げるとおり引当金を計上する。

- (1) 貸倒引当金 債権の不能欠損による損失に備えるため、貸倒懸念債権については、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上する。
- (2) 退職給付引当金 職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる金額を除く額を計上する。
- (3) 賞与引当金 職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上する。
- (4) 修繕引当金 将来の修繕に備えるため、必要と見込まれる額を計上する。
- (5) その他引当金 前各号に掲げるもの以外で施行規則第22条の規定により引き当てるべき額を計上する。

第10章 報告セグメント区分

(報告セグメント区分)

第95条の3 施行規則第40条第2項の規定により規程に定める報告セグメント区分は、管理者が別に定める。

第101条第3号中「退職給付引当金」を「引当金」に、第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 資産の評価

第103条第2項中「企業債明細書」を「キャッシュ・フロー計算書、企業債明細書」に改め、後段として次のように加える。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第105条第2号中「100万円」を「150万円」に改める。

第126条第6号中「おいて自動車、自転車等」を「おける自動車や医療機器等」に改める。

別表2を次のように改める。

別表第2（第15条第2項）

病院事業勘定科目

収益

款	項	目	節	備考	
病院事業収益				医業活動に係る収益	
	医業収益				
		入院収益	入院収益	入院医療に係る収益	
		外来収益	外来収益	外来医療に係る収益	
		その他医業収益			
			室料差額収益	上級室使用などに係る室料差額収益	
			医療相談収益	人間ドックなど個別的健康診断に係る収益	
			洗たく料		
			文書料		
			その他医業収益	前記の科目に属さない収益	
		医業外収益			金融及び財務活動に伴う収益その他の主なる医業活動以外の原因から生ずる収益
			受取利息		預貯金の利息
				預金利息	
				有価証券利息	
				貸付金利息	
			他会計補助金		
				一般会計補助金	
				国庫補助金	
			他会計負担金	他会計負担金	
			患者外給食収益	患者外給食収益	職員・付添人などの給食に係る収益
			長期前受金戻入	長期前受金戻入	施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金。(資本費繰入収益に計上するものを除く。)
			資本費繰入収益	資本費繰入収益	施行規則第21条第3項ただし書の規定に該当する償却資産で一般会計からの繰入金金の全額を収益化するもの。
			消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税還付金	
		その他医業外収益			
			有価証券売却収益		
			不用品売却収益		
			公舎利用料		
			期間外収益		

		その他医業外収益	
特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益	過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益	その他特別利益	

費用

款	項	目	節	細節	備考
病院事業費用					
	医業費用				
		給与費			
			給料		常勤職員の本給
				事務員給	常勤の事務員に対する給料
				医師給	常勤の医師及び歯科医師に対する給料
				看護師給	常勤の保健師、助産師、看護師に対する給料
				准看護師給	常勤の准看護師に対する給料
				医療技術員給	常勤の薬剤師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、マッサージ師、栄養士等に対する給料
				労務員給	常勤職員で、事務員給、医師給、看護師給、准看護師給、医療技術員給に属さない職員に対する給料
			手当		常勤職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
				事務員手当	「給料」の職員区分と同じ者に対する手当
				医師手当	同上
				看護師手当	同上
				准看護師手当	同上
				医療技術員手当	同上
				労務員手当	同上
			賃金		臨時又は非常勤の職員の賃金
				事務員賃金	「給料」の職員区分と同じ者に対する賃金
				医師賃金	同上
				看護師賃金	同上
				准看護師賃金	同上
				医療技術員賃金	同上
				労務員賃金	同上
			報酬		臨時又は非常勤の嘱託員等の職員に対する報酬
				事務員報酬	「給料」の職員区分と同じ者に対する報酬
				医師報酬	同上
				看護師報酬	同上

		准看護師報酬	同上
		医療技術員報酬	同上
		労務員報酬	同上
	法定福利費		
	退職給付金		
	賞与引当金繰入額		
材料費			
	薬品費		投薬用薬品, 注射用薬品 (血液, プラズマを含む。) の費用
	診療材料費		ア 診療用材料として直接消費されるもの (レントゲンフィルム, 歯科用の材料, 酸素, ギプス粉, 包帯, ガーゼ, 脱脂綿, 縫合糸, 氷等の費用) イ 診療用具 (患者の用に供するものを含む。) などであって, 1 年以内に消費するもの (注射針, 注射筒, ゴム管, 薬瓶, 試験管, シャーレ, 体温計, 氷枕等の費用) ウ 半減期が 1 年未満の放射性同位元素の費用 エ 薬品費に掲げるもの以外の薬品の費用
	給食材料費		患者給食のため消費する食品の費用
	給食消耗品費		患者給食用具などであって, 1 年以内に消耗するもの (泡立器, ざる, たわし, 食器用洗剤等の費用)
	消耗備品費		診療用具 (患者の用に供するものを含む。) 患者給食用具等であつて, 減価償却を必要としないもののうち 1 年を超えて使用できるもの (聴診器, 血圧計, 鉗子, 鉤類, 食罐, 鍋, 自動天秤等の費用)
経費			
	人夫賃		賃金に掲げる以外のもの
	厚生福利費		職員及びその家族に対する法定外福利費 ア 各種レクリエーション, 文化活動等に要する費用 イ 食堂売店等を利用した場合における事業主負担額
	報償費		報酬, 賃金及び人夫賃に掲げる以外のもの (謝礼金を含む。)
	旅費交通費		業務のための出張旅費 (研修に属するものを除く。) 等の費用
	職員被服費		職員に貸与する白衣, 予防衣, 診療衣, 作業衣等の費用
	消耗品費		事務用, 管理用の用具等に使用するものであつて, 1 年以内に消耗するもの (帳簿, 諸用紙, ペン先, 印肉, ゴム印等の事務用品, タイプ活字, 電球, 洗剤, 掃除用品等の費用)

管理用消耗備品費		事務用、管理用の用具等で1年を超えて使用できるものであつて減価償却を必要としないものの費用
光熱水費		電気料等の費用
燃料費		石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、薪等の費用
食糧費		会議賄料、来客接遇料及び夜勤職員等に対する給食の費用
印刷製本費		
修繕費		固定資産等の維持に必要な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は当該固定資産勘定に含める。
保険料		火災保険料等の費用
賃借料		土地、建物、設備器械及び寝具等の賃借料及び使用料等
通信運搬費		電信料、電話料、郵便料、搬送料等の費用
委託料		委託した業務の対価として支払われる費用（検査委託費、歯科技工委託費、洗たく委託費、保守委託費等の費用）
諸会費		各種団体等に対する会費
修繕引当金繰入額		
貸倒引当金繰入額		
その他引当金繰入額		
雑費		上記以外の経費
減価償却費		
建物減価償却費		建物（建物付属設備を含む。）に対する減価償却費
構築物減価償却費		構築物に対する減価償却費
器械備品減価償却費		器械備品に対する減価償却費
車両減価償却費		車両に対する減価償却費
放射性同位元素減価償却費		放射性同位元素に対する減価償却費
リース資産（有形固定資産）減価償却費		リース資産（有形固定資産）に対する減価償却費
その他有形固定資産減価償却費		その他有形固定資産に対する減価償却費
借地権減価償却費		
地上権減価償却費		
特許権減価償却費		
施設利用権減価償却費		
その他無形固定資産減価償却費		

	資産減耗費			
		たな卸資産減耗費		貯蔵品の破損、変質等による減耗費
		固定資産除却費		資産価値のある固定資産の廃棄処分による損失及び撤去費
	研究研修費			
		研究材料費		研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
		謝金		研究研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用
		図書費		研究研修のための図書（定期刊行物を含む。）、映写フィルム、録音・録画テープ等の購入費
		旅費		学会、講習会出席等の旅費
		研究雑費		上記以外の研究研修費
医業外費用				
	支払利息			
		企業債利息		
		リース債務利息		ファイナンス・リース（所有権移転）に係る利息相当
		住宅・都市整備公団利息		
		共済組合利息 長期借入金利息		
		一時借入金利息		
	患者外給食材料費			
		患者外給食材料費		職員、付添人等の給食のため消費する食品の費用
	消費税及び地方消費税			
		消費税及び地方消費税		
	雑費用			
		不用品売却原価		
		看護師学資貸付金		
		期間外費用		
		その他雑費用		
特別損失				
	固定資産売却損			
		固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額
	臨時損失			
		臨時損失		天災その他特別な理由による巨額の臨時損失
	過年度損益修正損			
		過年度損益修正損		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	その他特別損失			
		その他特別損失		
予備費				

		予備費		
			予備費	

整理勘定

款	項	目	節	備考
資本的収入				
	企業債			
		企業債		
			企業債	
	出資金			
		出資金		
			出資金	
	負担金			
		負担金		
			負担金	
	他会計補助金			
		他会計補助金		
			他会計補助金	
	国庫補助金			
		国庫補助金		
			国庫補助金	
	固定資産売却代金			
		固定資産売却代金		
			固定資産売却代金	
	有価証券売却代金			
		有価証券売却代金		
			有価証券売却代金	
	長期借入金			
		長期借入金		
			長期借入金	
	寄付金			
		寄付金		
			寄付金	
	諸収入			
		諸収入		
			諸収入	
資本的支出				
	建設改良費			
		建設改良工事費		
			工事費	
			設計事務手数料	
			負担金	
		資産購入費		
			資産購入費	
		リース資産購入費		
			リース資産購入費	ファイナンス・リースに係るリース料 (所有権移転の場合は元本相当のみ)
	償還金			

		償還金		
			企業債償還金	
			都市基盤整備公団償還金	
			共済組合償還金	
			長期借入金償還金	
	投資			
		投資		
			その他投資	
	補助金返還金			
		補助金返還金		
			国庫補助金返還金	
貯蔵品購入限度額				
	貯蔵品			
		貯蔵品		
			薬品	
			診療材料	
			給食材料	
			燃料	
本局病院勘定				
	本局勘定			
		本局勘定		
			本局勘定	
	病院勘定			
		病院勘定		
			病院勘定	

資産

固定資産

款	項	目	節	備考
固定資産				
	有形固定資産			
		土地		
		建物		建物及び建物と一体をなす給排水・電気・暖房・ガス・通風等の付属設備
		建物減価償却累計額		
		構築物		煙突, 貯水池, 門, 圍障等建物以外の工作物であって, 土地に固定されたもの
		構築物減価償却累計額		
		器械備品		1 単位 (1 個, 1 セット, 1 台等) の取得価額が10万円以上であって, 耐用年数が1年以上の機械, 器具, 備品等
		器械備品減価償却累計額		
		車両		自動車等
		車両減価償却累計額		
		放射性同位元素		診療用の放射性同位元素

	放射性同位元素減価償却累計額		
	リース資産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額		
	その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
	その他有形固定資産減価償却累計額		
	建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金を含む。）及びこれに伴う事務費
無形固定資産			
	電話加入権		電話架設の際支出される電話加入料、工事料、工事負担金等
	借地権		
	地上権		
	地役権		
	特許権		
	施設利用権		
	リース資産		無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	その他無形固定資産		上記以外の無形固定資産
投資			
	投資有価証券		
	出資金		
	長期貸付金		
	その他投資		上記以外の投資の性質を有するもの
	減価償却累計額		投資に係る減価償却累計額

流動資産

款	項	目	節	備考
流動資産				
	現金預金			
		現金		
		預金		
	未収金			
		医業未収金		医業収益に係る未収金
			現年度団体医業未収金	
			現年度個人医業未収金	
			過年度団体医業未収金	
			過年度個人医業未収金	
		医業外未収金		医業外収益に係る未収金
			現年度医業外未収金	

		過年度医業外未収金	
	その他未収金		上記以外の未収金
		現年度その他未収金	
		過年度その他未収金	
	未収消費税及び地方消費税還付金		
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるもの
有価証券			
	有価証券		国債、地方債、株式社債等随時現金化できる有価証券で一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有するものを除く。
貯蔵品			
	薬品		薬品のたな卸高
	診療材料		診療材料のたな卸高
	給食材料		給食材料のたな卸高
	燃料		燃料のたな卸高
短期貸付金			
	一般貸付金		
	他会計貸付金		
前払費用			
	前払保険料		
	その他前払費用		
前払金			
	前払金		修繕工事の予納金として前渡しした金額、その他これに類するもの
その他流動資産			
	前払消費税及び地方消費税		
	仮払消費税及び地方消費税		
	その他流動資産		

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
固定負債				
	企業債			
		建設改良費等に充てた企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）

他会計借入金			
	建設改良費等に充てた長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
	その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年以内に償還期限の到来するものを除く。)
引当金			
	退職給付引当金		
	修繕引当金		
	その他引当金		
長期リース債務			ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年以内に支払期限の到来するものを除く。)
その他固定負債			
	その他固定負債		

流動負債

款	項	目	節	備考
流動負債				
	一時借入金			
		一時借入金		
	企業債			
		建設改良費等に充てた企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金			
		建設改良費等に充てた長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	未払金			
		医業未払金		通常取引に基づいて発生した医業費用の未払額(たな卸資産の買掛金及び医業外未払金を含む。)
			現年度医業未払金	
			現年度薬品未払金	
			過年度医業未払金	
			過年度薬品未払金	
		その他未払金		償却資産に対する未払額
			現年度その他未払金	
			過年度その他未払金	
	未払費用			

	未払費用		未払賃借料, 未払利息, 未払委託費等
前受金			
	医業前受金		
	医業外前受金		
	その他前受金		
引当金			
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち, 当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金		所有する設備等について行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において, その修繕に備えて計上する引当金のうち 1 年以内に使用される見込みのもの
	その他引当金		
短期リース債務			1 年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
その他流動負債			
	預り金		
	未払消費税及び地方消費税		
	仮受消費税及び地方消費税		
	その他流動負債		

繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てるための補助金, 負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰り入れを行った場合におけるその繰入金額
	再評価積立金			
	受贈財産評価額			
	負担金			
	補助金			
	寄付金			
	受託事業収入			
	諸収入			
長期前受金収益化累計額				
	再評価積立金			
	受贈財産評価額			
	負担金			
	補助金			
	寄付金			
	受託事業収入			

諸収入			
-----	--	--	--

資本

資本金

款	項	目	節	備考
資本金				
	資本金			
		資本金		

剰余金

款	項	目	節	備考
剰余金				償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額
	資本剰余金			
		再評価積立金		
		受贈財産評価額		
		負担金		
		補助金		
		寄付金		
		受託事業収入		
		諸収入		
		その他資本剰余金		
	利益剰余金			
		減債積立金		
		利益積立金		
		建設改良積立金		
		その他積立金		
		当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）		
			繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	
			その他未処分利益剰余金変動額	当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額
			当年度純利益（当年度純損失）	

付 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の茨城県病院局会計規程の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

茨城県病院事業管理規程第5号

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

茨城県病院事業管理者 金子 道 夫

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程の一部を改正する規程

茨城県立こころの医療センターの診療に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2項」を「前2項」に改める。

第3条の見出し中「患者の」を「医療に係る」に改める。

第3条中「患者」を「医療に係る診療」に改め、「診療を」を削る。

第4条に次のただし書きを加える。

ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第27条又はその他の法令等に規定する診察を受ける者は、この限りでない。

第5条第1項中「精神障害者（以下「患者」という。）の保護者が患者を入院させようとするとき」を「入院しようとする者又は入院させようとする精神保健福祉法第33条第2項に規定する家族等（以下「家族等」という。）」に改め、「患者の戸籍謄本及び」を削り、次のただし書きを加える。

ただし、精神保健福祉法第29条、第29条の2、第33条の7及びその他の法令等の規定による入院にあつては、この限りでない。

第5条第3項中「患者」を「当院に通院している者（以下「通院患者」という。）又は入院中の者（以下「入院患者」という。）」に改める。

第7条第3項中「保護者が」を削り、「患者を」を削り、「入院させない」を「入院しない」に改め、「通所の承認を受けた者が指定の日時に」を削る。

第8条中「保護者」を「原則として家族等」に改める。

第9条の見出しを「(家族等の来院)」に改める。

第9条中「保護者は入院し、又は通所している患者」を「家族等は通院患者又は入院患者」に改め、「病院長から出頭」を「病院長又は主治医から来院すること」に改める。

第10条第3号を次のように改める。

(3) 診断書等（条例別表種別の欄に掲げるものをいう。）に係る手数料 交付の日

第12条中「保護者」を「家族等」に改める。

第13条を次のように改める。

(退院)

第13条 病院長は、精神保健福祉法及びその他の法令等の退院に関する規定によるもののほか、管理上特に支障があると認められるときは、入院患者を退院させることができる。

第14条を次のように改める。

(通所の停止)

第14条 病院長は、精神科デイ・ケア施設に通所する者が、管理上特に支障があると認められるときは、通所を停止することができる。

第15条第1項及び第2項中「保護者」を「家族等」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条)

精神科・児童精神科・心療内科・神経内科

診 療 申 込 書

平成 年 月 日 No. _____

フリガナ		男 ・ 女	(生年月日) 大正 昭和 年 月 日生 平成
患者氏名			
現住所	〒 ー 県 都 道 府 電 話 : () 携帯電話 : ()		
患者さま以外の 緊急連絡先	氏 名 :	続 柄 :	
	電 話 :	()	
	携帯電話 :	()	
(該当者のみ) 施設名等	施設名称 : 所在地 : 〒 ー 県 都 道 府 電話番号 : ()		
備 考			

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 5 条第 1 項)

病 棟
—
入院形態

索引番号 号

平成 年 月 日

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

入院申込書 (兼誓約書)

入院の際は、病院の諸規則を守り、指示に従います。また、下記事項を相違なく履行することを誓約いたします。

記

- 1 入院料、治療費その他の経費は、必ず指定の期日までに納付します。万一滞納したときは、申込者は連帯保証人として必ず責任を果たします。
- 2 退院の場合は、異議なく申込者の責任において、指定の期日までに必ず引き取ります。
- 3 申込者の氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく届出をします。

入 院 者	ふりがな		性別	男 女	本籍地	都道府県
	氏名					
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)				
	住所	〒 電話番号 — —				
申 込 者	ふりがな		入院者との続柄 ()			
	氏名	①				
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)				
	住所	〒 電話番号 — —				
	勤務先 職 業	電話番号 — —				

- (注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。
 2 申込者が入院者と同一人の場合は、申込者欄の 以外の欄の記載は省略できます。
 3 入院形態が医療保護入院である場合、当該入院に同意した家族等が記載してください。

【納入通知書の送付先】

- () 入院者あて
 () 申込者あて
 () その他 (右欄に記載)

住所	〒
氏名	(続柄:)

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 5 条第 1 項)

平成 年 月 日

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

入 院 誓 約 書

患者氏名

大正・昭和・平成 年 月 日生

上記の者が入院したうへは、病院の諸規則を守り、病院長の指示に従います。また、下記事項を相違なく履行することを誓約いたします。

記

- 1 入院料、治療費その他の経費について、本人及び申込者から指定の期日までに納付がない場合、保証人は連帯保証人として必ず責任を果たします。
- 2 退院の場合は、指定の期日までに必ず引き取ります。
- 3 保証人が死亡したとき又は保証人としての資格を失ったときは、遅滞なく届出をします。
- 4 保証人の氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく届出をします。

保 証 人	ふりがな		入院者との続柄 ()
	氏 名	Ⓜ	
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)	
	住 所	〒 電話番号 - -	
	勤 務 先 職 業	電話番号 - -	

(注) 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができます。

2 保証人は特別な事情がある場合を除き、茨城県内に住所を有する成年者で、独立した生計を営んでいる者としてします。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条第 2 項)

特別室使用申込書

患者氏名

年 月 日生

1 特別室 病棟 号室

2 使用期間 年 月 日から

3 料 金 1日につき 円

4 支払方法 請求を受けた都度遅滞なく支払います。

上記により、特別室を使用したいので申し込みます。

年 月 日

申込者

住 所

氏 名

印

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 5 条第 3 項)

年 月 日

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

通所申込者氏名 印

デイ・ケア施設通所申込書

貴院デイ・ケア施設に通所したいので通所誓約書を添えて申し込みます。

通 所 申 込 者	ふりがな 氏 名	男・女		生年月日	年 月 日生	
	現住所	市 町		大字	番地	
	職 業	電話	()	郵 便 番 号	—	
家 族 等	氏 名	男・女		生年月日	年 月 日生	
	現住所	市 町		大字	番地	
	通所者 との続柄	夫・妻・父・母	職 業	電 話	()	
診療料は次の費用で支払います。						
1 自 費		4 共済組合	本人・ 家 族	7 生活保護		
2 健康保険	本人・ 家 族	5 日雇保険	本人・ 家 族	8 その他()		
3 船員保険	本人・ 家 族	6 国保組合	世帯主 ・家族			

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 5 条第 3 項)

年 月 日

茨城県立こころの医療センター病院長 殿

デイ・ケア施設通所誓約書

通所者氏名 男
印 女

生 年 月 日 年 月 日生

現 住 所 市 町 大字 番地
郡 村

電話 () 番

私が貴病院デイ・ケア施設に通所のうへは、通所誓約事項を守ることを誓約します。



私は、上記の者のデイ・ケア施設の通所につきましては、通所誓約事項を守らせることに責任を負い、貴施設の指導に協力することを誓約します。

家族等氏名 印 続柄

生 年 月 日 年 月 日生

現 住 所 市 町 大字 番地
郡 村

電話 () 番

職 業

勤 務 先 電話 () 番

備考 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。

(裏 面)

デイ・ケア施設通所誓約事項

- 1 病院の諸規則及び病院長の指示を守り、団体生活を乱すことのないようにします。
- 2 故意又は重大な過失により、デイ・ケア施設内の備品、製作材料、製品及び施設をき損又は滅失したときは、病院長が認定する額の賠償をします。
- 3 診療料は、通所の都度支払います。
- 4 家族等が住所を変更したときは、その都度お届けします。
- 5 誓約した家族等に変更があつたときは、新たな家族等を定め、変更届を提出します。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 12 条)

外 泊 承 認 願	病 棟
茨城県立こころの医療センター病院長 殿 下記のとおりに外泊の申請をします。	年 月 日 家族等氏名 印
患 者 氏 名	
外 泊 先	市 町 方 郡 村
外 泊 期 間	年 月 日 から 年 月 日 (午後 4 時) まで

上記のとおり外泊を承認致します。

年 月 日

茨城県立こころの医療センター病院長

備考

- 1 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。
- 2 患者の外泊中の事故については、保護者が責任を持つこと。
- 3 都合により外泊を延長する場合は、必ず病院長の承認を受けること。
- 4 外泊から帰つたら、この承認書を管理課受付に返すこと。
- 5 外泊期間に変更があつた場合は、必ず期日を訂正すること。

様式第 9 号を削る。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成23年5月26日付け茨城県報第2286号中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
16	上から15	常陸太田市下高倉町2286番2地先から	常陸太田市上高倉町2286番2地先から
	上から17	常陸太田市下高倉町2277番地先まで	常陸太田市上高倉町2277番地先まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)